

「起きてはならない最悪の事態」  
～リスクシナリオ～ごとの対応方策～

令和8年3月



東 通 村

| 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)30  |  | 頁 |
|---|--|---|
| <b>1 あらゆる自然災害に対し直接死を最大限防ぐ</b>   |  |   |
| 1-1   | 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の倒壊による多数の死傷者の発生   |   |
| 1-2   | 地震に伴う密集市街地等の火災の発生による多数の死傷者の発生  |   |
| 1-3   | 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等に伴う大規模津波による多数の死傷者の発生  |   |
| 1-4   | 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む) |   |
| 1-5   | 大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊等)等による多数の死傷者の発生   |   |
| 1-6   | 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生  |   |
| 1-7   | 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う大規模津波と大雨や台風による河川氾濫・高潮・市街地浸水が同時又は連続的に発生することによる多数の死傷者の発生                    |   |
| 1-8   | 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う大規模津波と暴風雪や豪雪等が同時又は連続的に発生することによる多数の死傷者の発生                                  |   |
| 1-9   | 原子力関連施設の被災・事故等と大雨・台風や暴風雪・豪雪等の同時発生による多数の死傷者の発生  |   |
| <b>2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ</b> |  |   |
| 2-1   | 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足   |   |
| 2-2   | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺   |   |
| 2-3   | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生  |   |
| 2-4   | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止   |   |
| 2-5   | 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生   |   |
| 2-6   | 大規模な自然災害と感染症との同時発生   |   |
| <b>3 必要不可欠な行政機能を確保する</b>  |  |   |
| 3-1   | 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下  |   |

| 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)30  |  | 頁 |
|---|--|---|
| <b>4 経済活動を機能不全に陥らせない</b>  |  |   |
| 4-1   | サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下   |   |
| 4-2   | 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う津波による高圧ガス施設・原子力関連施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出         |   |
| 4-3   | 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下   |   |
| <b>5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる</b> |  |   |
| 5-1   | テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS等、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態 |   |
| 5-2   | 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止   |   |
| 5-3   | 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止   |   |
| 5-4   | 上下水道施設の長期間にわたる機能停止   |   |
| 5-5   | 基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響  |   |
| <b>6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する</b>                                |  |   |
| 6-1   | 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態                                |   |
| 6-2   | 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態            |   |
| 6-3   | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態   |   |
| 6-4   | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態   |   |
| 6-5   | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失  |   |
| 6-6   | 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響   |   |

| 事前に備えるべき目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ                        |   |  |    |
|---|---|--|----|
| リスクシナリオ<br>1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の倒壊による多数の死傷者の発生 |   |  |    |
| 番号  | 現在の取組・施策  | 脆弱性評価  | 再掲 |
| 【住宅・病院・学校等の耐震化】   |   |  |    |
| 1   | <住宅の耐震化><br>住宅の耐震診断及び耐震改修の必要性等についての普及・啓発を行うとともに、木造住宅の耐震診断及び耐震改修を行おうとする所有者等の負担を低減する税制や融資制度の周知に努めている。                             | 平成27年時点の住宅の耐震化率は53%と低く、耐震化が行われていない住宅があるとともに、積雪時における地震による被害リスクが大きいことから、耐震化を促進する必要がある。 |    |
| 2   | <大規模建築物の耐震化><br>特定建築物の耐震化の状況は90%である。そのうち災害時の拠点・避難施設となる建築物の耐震化率は100%である。   | 平成27年時点の特定建築物の耐震化率は90%であり、耐震化が行われていない建築物があることから、耐震化を促進する必要がある。                       |    |
| 3   | <公営住宅の耐震化・老朽化対策><br>村営住宅の耐震化の状況は100%である。引き続き安全性を維持するため老朽化対策に取り組んでいる。  | 耐震化率100%を達成しているものの、村営住宅の木造が築17年、RC造が築15年と築10年を経過することから、老朽化対策に取り組み計画的な修繕を実施する必要がある。   |    |
| 4   | <病院施設の耐震化><br>災害発生時の医療機能確保のため、病院施設の耐震化を推進している。  | 村内診療所のうち耐震基準を満たしていない白糠診療所について、災害発生時に機能不全に陥らないよう施設の耐震化が必要である。                         |    |
| 5   | <社会福祉施設等の耐震化><br>災害発生時に、避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉サービス事業所等、児童福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進しており、村内においては全施設で耐震基準を満たしている。 | 現時点では、全施設で耐震基準を満たしているが、今後老朽化対策が必要となる施設に対し、対策を促進していく必要がある。                            |    |
| 6   | <公立学校施設等の耐震化・老朽化対策><br>児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難所等としての役割を果たす公立学校施設の地震に対する安全性を向上させるため、施設の耐震化・老朽化対策に取り組んでおり、村内の全学校施設で耐震基準を満たしている。  | 全ての学校施設で耐震基準を満たしているが、今後老朽化対策が必要となる施設に対し、対策を促進していく必要がある。                              |    |

| 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】  |  |                   |                                     |                |
|---|--|-------------------|-------------------------------------|----------------|
| 地震等による建築物の倒壊による多数の死傷者の発生を防ぐため、建築物等の耐震化や老朽化対策の推進、幹線道路や緊急輸送道路等の整備・機能強化を図るとともに、住民の避難場所の確保や避難行動要支援者の支援体制構築、消防団の充実、自主防災組織の設立・活性化支援等、空き家対策、地域防災力の向上を図る。 |  |                   |                                     |                |
| 重点項目  | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)   | 取組主体              | 重要業績評価指標(参考値)                       | 担当課            |
| ○   | 住宅の耐震化を一層促進するため、引き続き耐震診断及び耐震改修の必要性等についての普及・啓発を行うとともに、木造住宅の耐震診断及び耐震改修を行おうとする所有者等の負担を低減する税制や融資制度の周知に努める。また、木造住宅の耐震診断・耐震改修工事等へ補助等を検討する。 | 県<br>村            | ○住宅の耐震化率<br>53%【H27】<br>→95%【R2】    | 建築住宅課          |
| ○   | 大規模建築物等の耐震化を一層促進するため、県と連携を図りながら、建物所有者へ耐震診断・耐震改修の必要性について普及啓発を図る。  | 県<br>村            | ○特定建築物の耐震化率<br>90%【H27】<br>→95%【R2】 | 防災安全課<br>建築住宅課 |
| ○   | 村住宅の地震に対する安全性を一層向上させるため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、計画的かつ効率的に老朽化対策を推進する。  | 村                 | ○村営住宅の耐震化率 100%【H27】                | 建築住宅課          |
| ○   | 引き続き、県と連携し、耐震化されていない病院の耐震改修等を促進する。   | 県<br>村<br>施設管理者等  | 東通村診療所 耐震化済み<br>白糠診療所 耐震化が必要        | 防災安全課<br>健康福祉課 |
| ○   | 県及び村は、社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き、耐震改修や改築の実施を促進する。   | 県<br>村<br>社会福祉法人等 |                                     | 防災安全課<br>健康福祉課 |
| ○   | 公立学校施設については、児童・生徒等の安全確保及び避難所等としての防災機能の強化を図るため、国の交付金等を活用し老朽改修などを実施する。   | 村                 |                                     | 教育委員会          |

| リスクシナリオ  |   |  |    |
|--|---|--|----|
| 1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の倒壊による多数の死傷者の発生 |   |  |    |
| 番号   | 現在の取組・施策  | 脆弱性評価  | 再掲 |
| 7  | <建築物等からの二次災害防止対策><br>余震等による二次災害を防止するための被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定については、県等関係機関等の協力を得て対応することとしている。   | 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の太平洋側海溝型地震発生時に必要な被災建築物の応急危険度判定士が120人と想定されているところ、被災建築物の応急危険度判定士及び被災宅地の危険度判定士取得は職員2名である。また村内民間取得者は被災建築物の応急危険度判定士1名のみであり、全く不足している。 |    |
| 8  | <ブロック塀等の安全対策><br>村が管理する施設、学校施設、社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検等を実施おり、安全性に問題のある施設については、撤去や改修を進めているほか、社会福祉施設等の施設については、安全対策を働きかけている。<br>民間のブロック塀等については、ポスター掲示や広報誌等によるチェックリストの配布により耐震性等についての普及・啓発を行うとともに、県建築指導課と共同での安全点検等を実施している。 | 病院及び社会福祉施設でのブロック塀等の設備はない。  |    |
| 9  | <学校施設等の非構造部材の耐震化><br>児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難所としての役割を果たす学校施設等の安全性の向上を図るため、施設の非構造部材の耐震化を推進しており、全学校施設で耐震基準を満たしている。  | 全学校施設で耐震基準を満たしているが、今後点検等により、耐震性の確保に努めていく必要がある。   |    |
| 10   | <文化財の防災対策の推進><br>地震発生時の倒壊等により人的被害が発生するおそれがある文化財(建造物等)を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の耐震対策や防災設備の整備充実を推進している。   | 東通村歴史民俗資料館(旧田屋小学校)は、平成2年に建設であり、耐震基準は満たしているが、防火施設整備の強化を図っていく必要がある。  |    |
| 【公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策】                        |   |  |    |
| 11   | <公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策><br>村所有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新、統廃合や長寿命化等の取組を進めている。   | 公共施設やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新や統廃合、耐震化・老朽化対策を計画的に実施していく必要がある。   |    |
| 12   | <役場庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策><br>災害発生時に防災拠点となる庁舎、防災センターの耐震基準は満たしているが、老朽化対策を推進している。また消防署北南分遣所についても老朽化に伴う庁舎建替え計画を実施している。   | 耐震基準は満たしているものの、庁舎については老朽化が進んでおり、修繕が必要となっている。消防署北南分遣所についても、老朽化により建替え計画を作成し実施していく必要がある。  |    |

| 重点項目                    | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)   | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値)  | 担当課  |
|-------------------------|--|------|--|--|
| ○                       | 被災建築物の応急危険度判定士や被災宅地の危険度判定士には必要な資格があり、ほとんどを応援に頼らざるを得ない。一方、円滑に判定活動を実施するためには、具体的な判定実施マニュアルを作成するとともに、判定士を効率的に管理・配置する判定コーディネーターが必要となるため、その育成を図る。(コーディネーターには必要な資格は無い)    | 県村   | 被災建築物の応急危険度判定士及び被災宅地の危険度判定士取得者職員2名(想定上必要な被災建築物の応急危険度判定士120人)               | 防災安全課<br>建築住宅課                             |
|                         | 安全点検等において問題が認められたブロック塀等に対して安全対策を促す等ブロック塀等の安全対策を進める。<br>民間のブロック塀等について、引き続きポスター掲示や広報誌等による耐震性等についての普及・啓発を行うとともに、安全点検等を実施していく。また、ブロック塀等耐震改修促進事業の実施等を検討する。              | 県村   |  | 防災安全課<br>建築住宅課<br>健康福祉課<br>教育委員会<br>その他担当課 |
|                         | 利用者の安全確保及び避難所としての防災機能の強化を図るため、建築士等の有資格者による専門的・技術的な点検を実施する。<br>また、点検の結果、非構造部材の耐震化が図られていない場合は、耐震対策工事等を実施する。  | 県村   |  | 教育委員会                                      |
|                         | 県と連携し、文化財を災害、火災から守るため、防災訓練、消火訓練を定期的に実施し、危機管理意識を強化する。   | 県村   |  | 教育委員会                                      |
| 【公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策】 |  |      |  |  |
| ○                       | 公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進するため、個別施設計画の策定を進めるとともに、研修会を継続して開催し、施設を管理する職員の意識情勢と知識習得を図る。<br>さらに、公共施設の効率的な維持管理や更新等に係る情報の共有と、課題の調整を図りながら、更新、統廃合及び長寿命化等の取組を全庁的に推進する。 | 村    | ○村有建築物の耐震化率<br>95%【R2】<br>・庁舎等、教育施設、村営住宅、消防署の耐震化率100%<br>・診療所、福祉施設の耐震化率80% | 防災安全課<br>建築住宅課                             |
| ○                       | 庁舎の災害対策本部機能を確保するため、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に庁舎の維持管理を行う。消防署北南分遣所建替えに係る計画を作成し、実施していく。   | 村    | 庁舎、防災センターの耐震化率<br>→100%  | 防災安全課<br>原子力対策課                            |

| リスクシナリオ  |  |  |    |
|--|--|--|----|
| 1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の倒壊による多数の死傷者の発生 |  |  |    |
| 番号   | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価  | 再掲 |
| 13   | <港湾・漁港施設の耐震化・老朽化対策><br>漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域集落の拠点としての重要な役割を担うことから、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。     | 村管理の4漁港は、H26 H27に耐震化工事を行い完了済みである。老朽化対策については、H27から事業実施中であり、今後も継続して対策工事を行うこととしている。                         |    |
| 【空き家対策】  |  |  |    |
| 14   | <空き家対策><br>大規模災害等による空き家の倒壊等を防止するため、東通村空家等対策計画を策定するなど、空き家の適正管理、利活用等を推進している。                     | 大規模災害発生時における空き家の倒壊による避難路の閉塞、火災発生等の課題があることから、倒壊等のおそれのある危険な空家(特定空家)の解体を促すとともに、活用が可能な空家の適正管理や利活用を推進する必要がある。 |    |
| 【道路施設の防災対策】                                    |  |  |    |
| 15   | <緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策><br>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。           | 依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資の物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。       |    |
| 16   | <緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策><br>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。 | 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。                                |    |
| 17   | <村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策><br>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。                   | 整備後、相当の年数を経過している農道、林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。  |    |
| 18   | <幹線街路の整備><br>市街地における災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、国・県と連携して幹線街路の整備を推進している。                               | 道路の未整備区間が多く、集落での災害発生時における避難路の確保や延焼防止が課題であるため、幹線道路の整備を推進する必要がある。  |    |
| 【防火対策・消防力強化】                                   |  |  |    |
| 19   | <防火対策><br>防火意識を啓発するため、毎年春と秋に火災予防運動を実施している。また、住宅用火災警報器の設置を推進している。                               | 火災件数及び火災による死傷者をなくすため、引き続き、防火意識の啓発や住宅用火災警報器の普及を図る必要がある。   |    |

事前に備えるべき目標 1 あらゆる自然災害に対し直接死を最大限防ぐ

リスクシナリオ 1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の倒壊による多数の死傷者の発生

| 重点項目 | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)  | 取組主体           | 重要業績評価指標(参考値)               | 担当課                   |
|------|---|----------------|-----------------------------|-----------------------|
| ○    | 災害発生時の海路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を実施する。  | 県<br>村         | 漁港施設の機能強化工事完了漁港4<br>漁港【H27】 | 水産課<br>建設課            |
| ○    | 倒壊の恐れ等がある危険な空き家の解体の促進や空き家の適正管理、利活用等を推進するため、県と連携し、空き家の実態調査、空き家の適正管理や利活用を促進するためのサポート体制構築などを行う。                      | 県<br>村         | 空き家数<br>181件【H28】           | 防災安全課<br>企画課<br>建築住宅課 |
| ○    | 災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。 | 国<br>県<br>村    |                             | 建設課                   |
| ○    | 緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。                      | 国<br>県<br>村    |                             | 建設課                   |
| ○    | 農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。  | 県<br>村         | 林道施設庁寿命化対策等実施               | 農林畜産課                 |
| ○    | 市街地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、国・県と連携を図りながら、幹線街路の整備を推進する。   | 国<br>県<br>村    |                             | 建設課                   |
| ○    | 防火意識の啓発及び住宅火災による被害軽減を図るため、引き続き、火災が予防運動を実施するほか、住宅用火災警報器の普及活動を実施する。   | 県<br>消防本部<br>村 | 住宅用火災警報器設置率(条例適合)           | 防災安全課                 |

| リスクシナリオ  |  |  |    |
|--|--|--|----|
| 1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の倒壊による多数の死傷者の発生 |  |  |    |
| 番号   | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価  | 再掲 |
| 20   | <p><b>&lt;消防力の強化&gt;</b></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、老朽化した消防車両の更新計画を実施し、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>                                    | <p>大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p>         |    |
| 21   | <p><b>&lt;消防団の充実&gt;</b></p> <p>地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p> <p>また、消防団協力事業所表示制度を導入し、地域と事業所が一体となって消防団員確保に努めている。</p>   | <p>人口減少とともに消防団員数も減少しており、消防団員の確保が非常に大きな課題となっている。</p>  |    |
| 22   | <p><b>&lt;消防団員の安全確保&gt;</b></p> <p>災害時の消防団員の安全確保のため、活動要領、退避ルール等を定めた「消防団活動における安全管理マニュアル」の策定を検討している。</p>   | <p>各種災害にも対応できるマニュアルを策定するとともに、マニュアルの実効性を高めるため、定期的に訓練を実施し、検証していく必要がある。</p>                             |    |
| <b>【避難所及び避難場所の指定・確保】</b>                       |  |  |    |
| 23   | <p><b>&lt;指定緊急避難所及び指定避難所の指定&gt;</b></p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞り場所となる指定避難所の確保を図っている。</p>  | <p>令和7年4月現在で39の指定避難所をしているが、大規模災害時や観光客等の避難所を確保するため、指定避難所や指定緊急避難場所の確保を進めていく必要がある。</p>                  |    |
| 24   | <p><b>&lt;福祉避難所の指定・協定締結&gt;</b></p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するための取組を行っている。</p> <p>令和8年4月時点で、施設福祉避難所(民間福祉施設を福祉避難所として指定)を1施設確保している。</p>   | <p>大規模災害時において、多数の利用が見込まれるため、福祉避難所の指定を進めていく必要がある。</p>   |    |
| 25   | <p><b>&lt;防災公共の推進&gt;</b></p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進している。</p> <p>地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p> | <p>災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し、速やかな避難を確実にを行うためには、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するか検証していく必要がある。</p> |    |

| 重点項目 | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)  | 取組主体                    | 重要業績評価指標(参考値) | 担当課                    |
|------|---|-------------------------|---------------|------------------------|
| ○    | <p>国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。</p> <p>また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上演習を含めた取り組みを行う。</p>      | <p>県<br/>消防本部<br/>村</p> |               | <p>防災安全課</p>           |
| ○    | <p>引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。</p>  | <p>県<br/>村</p>          |               | <p>防災安全課</p>           |
| ○    | <p>災害時の消防団員の安全確保のため、活動要領、退避ルール等を定めた「消防団活動における安全管理マニュアル」の策定を推進するとともに、定期的に訓練を実施し、マニュアルの実効性を確保する。</p>  | <p>村</p>                |               | <p>防災安全課</p>           |
|      |   |                         |               |                        |
| ○    | <p>災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。</p>  | <p>村</p>                |               | <p>防災安全課</p>           |
| ○    | <p>災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等に参画を促すなど、福祉避難所の確保に取り組む。</p>  | <p>村</p>                |               | <p>防災安全課<br/>健康福祉課</p> |
| ○    | <p>引き続き、県と連携を図りながら、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。</p> | <p>県<br/>村</p>          |               | <p>防災安全課<br/>建設課</p>   |

| リスクシナリオ  |  |   |    |
|--|--|---|----|
| 1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の倒壊による多数の死傷者の発生 |  |   |    |
| 番号   | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価   | 再掲 |
| 26   | <福祉施設・学校施設等の安全対策><br>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。  | 災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。                           |    |
| <b>【避難行動支援】</b>                                |  |   |    |
| 27   | <避難行動要支援者名簿の作成><br>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿を作成している。  | 名簿への登録情報について、情報が更新されていない場合があることから、登録情報が最新かどうか確認する必要がある。                               |    |
| 28   | <避難行動要支援者名簿の活用><br>災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画(個別の避難支援プラン)の策定を行っている。 | 避難行動要支援者ごとの個別計画(個別の避難支援プラン)が策定されていない方がいることから、策定を推進する必要がある。                            |    |
| <b>【防災意識の啓発・地域防災力の向上】</b>                      |  |   |    |
| 29   | <自主防災組織の設立・活性化支援><br>災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、互助の要となる自主防災組織を各区域に設立し、活動の充実強化を図っている。<br>令和8年4月現在、全5団体組織されている。                  | 各自主防災組織による訓練等の支援を行い、活性化を図る必要がある。  |    |
| 30   | <防災意識の啓発><br>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報やホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。                                      | 災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取り組みを実施していく必要がある。                                      |    |
| 31   | <防災訓練の推進><br>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年、総合防災訓練を実施している。  | 津波避難訓練や避難所開設・運営訓練等の実動訓練の実施について支援を行っていく必要がある。  |    |
| 32   | <地区防災計画策定の推進><br>コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行う。              | 大規模災害時において、行政等と連携した自助・共助による災害対策により、地区防災計画制度の普及啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。 |    |

事前に備えるべき目標 1 あらゆる自然災害に対し直接死を最大限防ぐ

リスクシナリオ 1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の倒壊による多数の死傷者の発生

| 重点項目                      | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)   | 取組主体          | 重要業績評価指標(参考値) | 担当課                     |
|---------------------------|--|---------------|---------------|-------------------------|
| ○                         | 避難計画の作成を着実に進めるため、関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進めるよう指導・助言する。                              | 県<br>村<br>事業者 |               | 防災安全課<br>健康福祉課<br>教育委員会 |
| <b>【避難行動支援】</b>           |  |               |               |                         |
| ○                         | 名簿の登録情報について登録情報の確認を行うため、民生委員による避難行動要支援者との面談を実施し、登録情報が古い場合は更新を行う。                     | 村             |               | 防災安全課<br>健康福祉課          |
| ○                         | 個別計画(個別の避難支援プラン)策定を推進するため、避難行動要支援者名簿の登録情報の確認と併せて、民生委員を通じて個別計画の策定を行う。                 | 村             |               | 防災安全課<br>健康福祉課          |
| <b>【防災意識の啓発・地域防災力の向上】</b> |  |               |               |                         |
| ○                         | 災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、各種研修会参加を促したり、必要となる物資の確保に努めていく。                      | 県<br>村        |               | 防災安全課                   |
| ○                         | 地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら防災意識の啓発を図る。<br>また、引き続き広報や防災訓練等を通じての防災意識の啓発を図る。            | 県<br>村        |               | 防災安全課                   |
| ○                         | 引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の避難訓練等の支援を実施する。                                  | 県<br>村        |               | 防災安全課                   |
|                           | 地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の村地域防災計画への規定についても進めていく。 | 県<br>村        |               | 防災安全課                   |

| 事前に備えるべき目標 1 あらゆる自然災害に対し直接死を最大限防ぐ |  |  |    |
|-----------------------------------|--|--|----|
| リスクシナリオ                           |  |  |    |
| 1-2 地震に伴う密集市街地等の火災の発生による多数の死傷者の発生 |  |  |    |
| 番号                                | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価  | 再掲 |
| <b>【住宅・病院・学校等の耐震化】</b>            |  |  |    |
| 1                                 | <b>&lt;住宅の耐震化&gt;</b><br>住宅の耐震診断及び耐震改修の必要性等についての普及・啓発を行うとともに、木造住宅の耐震診断及び耐震改修を行おうとする所有者等の負担を低減する税制や融資制度の周知に努めている。                             | 平成27年時点の住宅の耐震化率は53%と低く、耐震化が行われていない住宅があるとともに、積雪時における地震による被害リスクが大きいことから、耐震化を促進する必要がある。 | ○  |
| 2                                 | <b>&lt;大規模建築物の耐震化&gt;</b><br>特定建築物の耐震化の状況は90%である。そのうち災害時の拠点・避難施設となる建築物の耐震化率は100%である。   | 平成27年時点の特定建築物の耐震化率は90%であり、耐震化が行われていない建築物があることから、耐震化を促進する必要がある。                       | ○  |
| 3                                 | <b>&lt;公営住宅の耐震化・老朽化対策&gt;</b><br>村営住宅の耐震化の状況は100%である。引続き安全性を維持するため老朽化対策に取り組んでいる。   | 耐震化率100%を達成しているものの、村営住宅の木造が築17年、RC造が築15年と築10年を経過することから、老朽化対策に取り組み計画的な修繕を実施する必要がある。   | ○  |
| 4                                 | <b>&lt;病院施設の耐震化&gt;</b><br>災害発生時の医療機能確保のため、病院施設の耐震化を推進している。  | 村内診療所のうち耐震基準を満たしていない白糠診療所について、災害発生時に機能不全に陥らないよう施設の耐震化が必要である。                         | ○  |
| 5                                 | <b>&lt;社会福祉施設等の耐震化&gt;</b><br>災害発生時に、避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉サービス事業所等、児童福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進しており、村内においては全施設で耐震基準を満たしている。 | 現時点では、全施設で耐震基準を満たしているが、今後老朽化対策が必要となる施設に対し、対策を促進していく必要がある。                            | ○  |
| 6                                 | <b>&lt;公立学校施設等の耐震化・老朽化対策&gt;</b><br>児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難所等としての役割を果たす公立学校施設の地震に対する安全性を向上させるため、施設の耐震化・老朽化対策に取り組んでおり、村内の全学校施設で耐震基準を満たしている。  | 全ての学校施設で耐震基準を満たしているが、今後老朽化対策が必要となる施設に対し、対策を促進していく必要がある。                              | ○  |
| <b>【市街地の防災対策】</b>                 |  |  |    |
| 7                                 | <b>&lt;幹線街路の整備&gt;</b><br>市街地における災害発生時の避難路の確保や延焼を防止するため、国・県と連携して幹線街路の整備を推進している。  | 道路の未整備区間が多く、集落での災害発生時における避難路の確保や延焼防止が課題であるため、幹線道路の整備を推進する必要がある。                      | ○  |

| 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】   |  |               |                                     |                |
|--|--|---------------|-------------------------------------|----------------|
| 地震等に伴う密集市街地等の火災発生による多数の死傷者の発生を防ぐため、建築物等の耐震化や老朽化対策の推進、幹線道路や緊急輸送道路等の整備・機能強化を図るとともに、住民の避難場所の確保や避難行動要支援者の支援体制構築、消防団の充実、自主防災組織の設立・活性化支援等、空き家対策、地域防災力の向上を図る。 |  |               |                                     |                |
| 重点項目   | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)   | 取組主体          | 重要業績評価指標(参考値)                       | 担当課            |
| ○  | 住宅の耐震化を一層促進するため、引き続き耐震診断及び耐震改修の必要性等についての普及・啓発を行うとともに、木造住宅の耐震診断及び耐震改修を行おうとする所有者等の負担を低減する税制や融資制度の周知に努める。また、木造住宅の耐震診断・耐震改修工事等へ補助等を検討する。 | 県村            | ○住宅の耐震化率<br>53%【H27】<br>→95%【R2】    | 建築住宅課          |
| ○  | 大規模建築物等の耐震化を一層促進するため、県と連携を図りながら、建物所有者へ耐震診断・耐震改修の必要性について普及啓発を図る。  | 県村            | ○特定建築物の耐震化率<br>90%【H27】<br>→95%【R2】 | 防災安全課<br>建築住宅課 |
| ○  | 村住宅の地震に対する安全性を一層向上させるため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、計画的かつ効率的に老朽化対策を推進する。  | 村             | ○村営住宅の耐震化率<br>→100%【H27】            | 建築住宅課          |
| ○  | 引き続き、県と連携し、耐震化されていない病院の耐震改修等を促進する。   | 県村<br>施設管理者等  | 東通村診療所 耐震化済み<br>白糠診療所 耐震化が必要        | 防災安全課<br>健康福祉課 |
| ○  | 県及び村は、社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き、耐震改修や改築の実施を促進する。   | 県村<br>社会福祉法人等 |                                     | 防災安全課<br>健康福祉課 |
| ○  | 公立学校施設については、児童・生徒等の安全確保及び避難所等としての防災機能の強化を図るため、国の交付金等を活用し老朽改修などを実施する。   | 村             |                                     | 教育委員会          |
| <b>【市街地の防災対策】</b>  |  |               |                                     |                |
| ○  | 市街地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、国・県と連携を図りながら、幹線街路の整備を推進する。  | 国<br>県村       |                                     | 防災安全課<br>建設課   |

| リスクシナリオ                           |  |  |    |
|-----------------------------------|--|--|----|
| 1-2 地震に伴う密集市街地等の火災の発生による多数の死傷者の発生 |  |  |    |
| 番号                                | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価  | 再掲 |
| <b>【道路施設の防災対策】</b>                |  |  |    |
| 8                                 | <b>&lt;緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策&gt;</b><br>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。  | 依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資の物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。 | ○  |
| 9                                 | <b>&lt;緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策&gt;</b><br>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を推進している。  | 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。                          | ○  |
| 10                                | <b>&lt;村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策&gt;</b><br>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。  | 整備後、相当の年数を経過している農道、林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。                                      | ○  |
| 11                                | <b>&lt;幹線街路の整備&gt;</b><br>市街地における災害発生時の避難路の確保や延焼を防止するため、国・県と連携して幹線街路の整備を推進している。  | 道路の未整備区間が多く、集落での災害発生時における避難路の確保や延焼防止が課題であるため、幹線道路の整備を推進する必要がある。                                    | ○  |
| <b>【防火対策・消防力強化】</b>               |  |  |    |
| 12                                | <b>&lt;防火対策&gt;</b><br>防火意識を啓発するため、毎年春と秋に火災予防運動を実施している。また、住宅用火災警報器の設置を推進している。  | 火災件数及び火災による死傷者をなくすため、引き続き、防火意識の啓発や住宅用火災警報器の普及を図る必要がある。   | ○  |
| 13                                | <b>&lt;消防力の強化&gt;</b><br>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、老朽化した消防車両の更新計画を実施し、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。<br>また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。 | 大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。             | ○  |
| 14                                | <b>&lt;消防団の充実&gt;</b><br>地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。<br>また、消防団協力事業所表示制度を導入し、地域と事業所が一体となって消防団員確保に努めている。  | 人口減少とともに消防団員数も減少しており、消防団員の確保が非常に大きな課題となっている。   | ○  |

| 重点項目 | 対応方針<br>(今後必要となる取組・施策)  | 取組主体           | 重要業績評価指標(参考値)     | 担当課   |
|------|---|----------------|-------------------|-------|
| ○    | 災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。             | 国<br>県<br>村    |                   | 建設課   |
| ○    | 緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。                                  | 国<br>県<br>村    |                   | 建設課   |
| ○    | 農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。  | 県<br>村         | 林道施設庁寿命化対策等実施     | 農林畜産課 |
| ○    | 市街地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、国・県と連携を図りながら、幹線街路の整備を推進する。   | 国<br>県<br>村    |                   | 建設課   |
| ○    | 防火意識の啓発及び住宅火災による被害軽減を図るため、引き続き、火災が予防運動を実施するほか、住宅用火災警報器の普及活動を実施する。   | 県<br>消防本部<br>村 | 住宅用火災警報器設置率(条例適合) | 防災安全課 |
| ○    | 国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。<br>また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上演習を含めた取り組みを行う。 | 県<br>消防本部<br>村 |                   | 防災安全課 |
| ○    | 引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。   | 県<br>村         |                   | 防災安全課 |

| リスクシナリオ                           |   |  |    |
|-----------------------------------|---|--|----|
| 1-2 地震に伴う密集市街地等の火災の発生による多数の死傷者の発生 |   |  |    |
| 番号                                | 現在の取組・施策  | 脆弱性評価  | 再掲 |
| 15                                | <b>&lt;消防団員の安全確保&gt;</b><br>災害時の消防団員の安全確保のため、活動要領、退避ルール等を定めた「消防団活動における安全管理マニュアル」の策定を検討している。   | 各種災害にも対応できるマニュアルを策定するとともに、マニュアルの実効性を高めるため、定期的に訓練を実施し、検証していく必要がある。                            | ○  |
| <b>【避難所及び避難場所の指定・確保】</b>          |   |  |    |
| 16                                | <b>&lt;指定緊急避難所及び指定避難所の指定&gt;</b><br>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図っている。  | 令和7年4月現在で39の指定避難所をしているが、大規模災害時や観光客等の避難所を確保するため、指定避難所や指定緊急避難場所の確保を進めていく必要がある。                 | ○  |
| 17                                | <b>&lt;福祉避難所の指定・協定締結&gt;</b><br>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援としての取組を行っている。<br>令和8年4月時点で、施設福祉避難所(民間福祉施設を福祉避難所として指定)を1施設確保している。  | 大規模災害時において、多数の利用が見込まれるため、福祉避難所の指定を進めていく必要がある。  | ○  |
| 18                                | <b>&lt;防災公共の推進&gt;</b><br>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進している。<br>地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・ | 災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し、速やかな避難を確実に行うためには、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するか検証していく必要がある。 | ○  |
| 19                                | <b>&lt;福祉施設・学校施設等の安全対策&gt;</b><br>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。  | 災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。                                  | ○  |
| <b>【避難行動支援】</b>                   |   |  |    |
| 20                                | <b>&lt;避難行動要支援者名簿の作成&gt;</b><br>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿を作成している。  | 名簿への登録情報について、情報が更新されていない場合があることから、登録情報が最新かどうか確認する必要がある。                                      | ○  |
| 21                                | <b>&lt;避難行動要支援者名簿の活用&gt;</b><br>災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画(個別の避難支援プラン)の策定を行っている。   | 避難行動要支援者ごとの個別計画(個別の避難支援プラン)が策定されていない方がいることから、策定を推進する必要がある。                                   | ○  |

| 重点項目 | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)   | 取組主体          | 重要業績評価指標(参考値) | 担当課                     |
|------|--|---------------|---------------|-------------------------|
| ○    | 災害時の消防団員の安全確保のため、活動要領、退避ルール等を定めた「消防団活動における安全管理マニュアル」の策定を推進するとともに、定期的に訓練を実施し、マニュアルの実効性を確保する。  | 村             |               | 防災安全課                   |
| ○    | 災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。  | 村             |               | 防災安全課                   |
| ○    | 災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等に参画を促すなど、福祉避難所の確保に取り組む。  | 村             |               | 防災安全課<br>健康福祉課          |
| ○    | 引き続き、県と連携を図りながら、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。 | 県<br>村        |               | 防災安全課<br>建設課            |
| ○    | 避難計画の作成を着実に進めるため、関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進めるよう指導・助言する。  | 県<br>村<br>事業者 |               | 防災安全課<br>健康福祉課<br>教育委員会 |
| ○    | 名簿の登録情報について登録情報の確認を行うため、民生委員による避難行動要支援者との面談を実施し、登録情報が古い場合は更新を行う。   | 村             |               | 防災安全課<br>健康福祉課          |
| ○    | 個別計画(個別の避難支援プラン)策定を推進するため、避難行動要支援者名簿の登録情報の確認と併せて、民生委員を通じて個別計画の策定を行う。   | 村             |               | 防災安全課<br>健康福祉課          |

| リスクシナリオ                           |   |   |    |
|-----------------------------------|---|---|----|
| 1-2 地震に伴う密集市街地等の火災の発生による多数の死傷者の発生 |   |   |    |
| 番号                                | 現在の取組・施策  | 脆弱性評価   | 再掲 |
| 【防災意識の啓発・地域防災力の向上】                |   |   |    |
| 22                                | <自主防災組織の設立・活性化支援><br>災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各区域に設立し、活動の充実強化を図っている。<br>令和8年4月現在、全5団体組織されている。     | 各自主防災組織による訓練等の支援を行い、活性化を図る必要がある。  | ○  |
| 23                                | <防災意識の啓発><br>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報やホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。                         | 災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取り組みを実施していく必要がある。                                      | ○  |
| 24                                | <防災訓練の推進><br>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年、総合防災訓練を実施している。                                   | 津波避難訓練や避難所開設・運営訓練等の実動訓練の実施について支援を行っていく必要がある。  | ○  |
| 25                                | <地区防災計画策定の推進><br>コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行う。 | 大規模災害時において、行政等と連携した自助・共助による災害対策により、地区防災計画策定の普及啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。 | ○  |

| 重点項目               | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)   | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) | 担当課   |
|--------------------|--|------|---------------|-------|
| 【防災意識の啓発・地域防災力の向上】 |  |      |               |       |
| ○                  | 災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、各種研修会参加を促したり、必要となる物資の確保に努めていく。                      | 県村   |               | 防災安全課 |
| ○                  | 地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら防災意識の啓発を図る。<br>また、引き続き広報や防災訓練等を通じての防災意識の啓発を図る。            | 県村   |               | 防災安全課 |
| ○                  | 引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の避難訓練等の支援を実施する。                                  | 県村   |               | 防災安全課 |
|                    | 地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の村地域防災計画への規定についても進めていく。 | 県村   |               | 防災安全課 |

| 事前に備えるべき目標 1 あらゆる自然災害に対し直接死を最大限防ぐ                   |   |   |    |
|---|---|---|----|
| リスクシナリオ<br>1-3 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う大規模津波による多数の死傷者の発生 |   |   |    |
| 番号  | 現在の取組・施策  | 脆弱性評価   | 再掲 |
| <b>【津波防災施設の整備】</b>                                  |   |   |    |
| 1   | <p>&lt;津波防災施設の整備&gt;<br/>津波等から地域住民の生命財産を守るため、堤防・防潮堤や海岸防災林を整備している。また、津波等による被害から海岸を防護するため、堤防や護岸などの海岸保全施設の老朽化対策を進めている。</p>                 | <p>防潮堤等の整備が一部にとどまるほか、整備後かなり経過し、機能が低下しているものもあることから、引き続き堤防や防潮堤等の津波防災施設の整備及び回収を進める必要がある。<br/>堤防や護岸などの海岸保全施設の長寿命化計画を策定の上、計画的に老朽化対策を実施していく必要がある。</p>                 |    |
| 2   | <p>&lt;海岸陸間の管理体制の強化&gt;<br/>海岸陸間等の安全かつ確実な操作のため、操作規則を策定している。<br/>災害発生時における陸間等の操作員の安全確保と確実な閉鎖のため、遠隔操作化を推進している。</p>                        | <p>陸間等の統一的な操作規則は策定済みであるが、操作者の安全確保を最優先として地域の実情に即した操作・避難等のルールを決めておく必要がある。また、港湾においては陸間等の遠隔化・自動化が行われていないことから、操作員の安全確保と津波襲来時の確実な閉鎖のため、遠隔操作や自動開閉システムの導入を進める必要がある。</p> |    |
| <b>【河川・海岸施設の耐震化・老朽化対策】</b>                          |   |   |    |
| 3   | <p>&lt;河川関連施設の耐震化・老朽化対策&gt;<br/>地震等による河川関連施設の損傷等を防止するため、老朽化対策や耐震対策を推進している。</p>  | <p>河川関連施設の状況を適切に把握するとともに、計画的に耐震化・老朽化対策を実施していく必要がある。</p>   |    |
| <b>【警戒避難体制の整備】</b>                                  |   |   |    |
| 4   | <p>&lt;津波ハザードマップ及び津波避難計画の改訂&gt;<br/>津波発生時における住民等の迅速な避難を確保し、人的被害を軽減するため、青森県海岸津波対策検討会が公表した津波浸水想定区域に基づくハザードマップを作成するとともに、津波避難計画を策定している。</p> | <p>ハザードマップ及び津波避難計画を最新の情報に基づき、地域防災計画の修正や重要な防災上の情報が変更された場合は適宜更新していく必要がある。</p>   |    |
| 5   | <p>&lt;漁船避難ルールづくりの促進&gt;<br/>津波被害から漁業者や漁船を守るため、漁業者による自主的な漁船避難ルールづくりが促進されるよう、津波予測結果に基づく指導・助言等を行っている。</p>                                 | <p>津波発生時の漁船避難ルールづくりに取り組む漁協等が少ないことから、漁船が沖出避難する場合の可否等の地域におけるルールづくりの取組を促進していく必要がある。</p>  |    |

| 【リスクシナリオを回避するための対応方針の概要】   |   |        |   |       |
|--|---|--------|---|-------|
| 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う大規模津波による多数の死傷者の発生を防ぐため、津波防災施設の整備。河川・海岸施設の耐震化・両休暇対策、津波ハザードマップ・漁船避難ルール等の作成促進、警戒・避難体制の整備や住民の避難場所の確保、救助活動を実施する消防力の向上等を図る。 |   |        |   |       |
| 重点項目   | 対応方針<br>(今後必要となる取組・施策)  | 取組主体   | 重要業績評価指標(参考値)   | 担当課   |
| <b>【津波防災施設の整備】</b>   |   |        |   |       |
| ○  | 現在の施設の状況を踏まえ、国の交付金等を活用し、防潮堤や海岸防災林等の整備を実施する。<br>また、海岸保全施設の長寿命化計画を策定のうえ、国の交付金等を活用し、計画的に老朽化対策を実施する。                                | 県      | 長寿命化計画の策定海岸数<br>100河川海岸【H30まで】<br>32港湾海岸【H30まで】<br>39漁港海岸【R2まで】<br>19農地海岸【R2まで】                               |       |
| ○  | 海岸陸間を安全かつ適切に操作するため、操作員の安全確保を最優先とすることなど委託内容の明確化を図った上で、市町村等と管理委託協定を締結する。<br>また、港湾において陸間等の遠隔化・自動化の導入を検討するため、制御技術や管理体制の研究を行っている。    | 県      | (漁港)<br>市町村等と管理委託協定の締結<br>46%【H27】→80%【R3】<br>(河川)<br>海岸水門の遠隔操作化箇所割合<br>100%<br>(港湾)<br>海岸陸間等の遠隔操作化箇所割合<br>0% | 県     |
| <b>【河川・海岸施設の耐震化・老朽化対策】</b>   |   |        |   |       |
| ○  | 河川関連施設について、国の交付金等を活用し、計画的に耐震化・老朽化対策等を実施していく。  | 県      |   |       |
| <b>【警戒避難体制の整備】</b>   |   |        |   |       |
| ○  | 大規模な津波が発生した際、住民等の円滑な警戒避難を確保するため、地域防災計画の修正や重要な防災上の情報に変更があった場合は、ハザードマップ及び津波避難計画を改定する。改定したハザードマップ及び津波避難計画は、住民へ周知するとともに、防災訓練等で活用する。 | 村      | 津波ハザードマップの更新  | 防災安全課 |
| ○  | 漁業者による自主的なルール作りが進むよう、津波予測に基づく指導・助言等、県が実施する取組に引き続き協力をしていく。   | 県<br>村 |   | 水産課   |

| リスクシナリオ                                  |   |  |    |
|--|---|--|----|
| 1-3 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う大規模津波による多数の死傷者の発生 |   |  |    |
| 番号                                       | 現在の取組・施策  | 脆弱性評価  | 再掲 |
| <b>【防火対策・消防力強化】</b>                      |   |  |    |
| 6  | <p><b>&lt;消防力の強化&gt;</b><br/>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、老朽化した消防車両の更新計画を実施し、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。<br/>また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p> | <p>大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p> | ○  |
| 7  | <p><b>&lt;消防団の充実&gt;</b><br/>地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。<br/>また、消防団協力事業所表示制度を導入し、地域と事業所が一体となって消防団員確保に努めている。</p>  | <p>人口減少とともに消防団員数も減少しており、消防団員の確保が非常に大きな課題となっている。</p>  | ○  |
| 8  | <p><b>&lt;消防団員の安全確保&gt;</b><br/>災害時の消防団員の安全確保のため、活動要領、退避ルール等を定めた「消防団活動における安全管理マニュアル」の策定を検討している。</p>   | <p>各種災害にも対応できるマニュアルを策定するとともに、マニュアルの実効性を高めるため、定期的に訓練を実施し、検証していく必要がある。</p>                     | ○  |
| <b>【避難所の指定・確保】</b>                       |   |  |    |
| 9  | <p><b>&lt;指定緊急避難所及び指定避難所の指定&gt;</b><br/>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図っている。</p>  | <p>令和7年4月現在で39の指定避難所をしているが、大規模災害時や観光客等の避難所を確保するため、指定避難所や指定緊急避難場所の確保を進めていく必要がある。</p>          | ○  |
| 10                                       | <p><b>&lt;福祉避難所の指定・協定締結&gt;</b><br/>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するための取組を行っている。<br/>令和8年4月時点で、施設福祉避難所(民間福祉施設を福祉避難所として指定)を1施設確保している。</p>  | <p>大規模災害時において、多数の利用が見込まれるため、福祉避難所の指定を進めていく必要がある。</p>   | ○  |

| 重点項目                | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)  | 取組主体                    | 重要業績評価指標(参考値) | 担当課                    |
|---------------------|---|-------------------------|---------------|------------------------|
| <b>【防火対策・消防力強化】</b> |   |                         |               |                        |
| ○                   | <p>国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。<br/>また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上演習を含めた取り組みを行う。</p> | <p>県<br/>消防本部<br/>村</p> |               | <p>防災安全課</p>           |
| ○                   | <p>引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。</p>  | <p>県<br/>村</p>          |               | <p>防災安全課</p>           |
| ○                   | <p>災害時の消防団員の安全確保のため、活動要領、退避ルール等を定めた「消防団活動における安全管理マニュアル」の策定を推進するとともに、定期的に訓練を実施し、マニュアルの実効性を確保する。</p>                                    | <p>村</p>                |               | <p>防災安全課</p>           |
| <b>【避難所の指定・確保】</b>  |   |                         |               |                        |
| ○                   | <p>災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。</p>  | <p>村</p>                |               | <p>防災安全課</p>           |
| ○                   | <p>災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等に参画を促すなど、福祉避難所の確保に取り組む。</p>  | <p>村</p>                |               | <p>防災安全課<br/>健康福祉課</p> |

| リスクシナリオ                                  |  |   |    |
|--|--|---|----|
| 1-3 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う大規模津波による多数の死傷者の発生 |  |   |    |
| 番号                                       | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価   | 再掲 |
| 11                                       | <p><b>&lt;防災公共の推進&gt;</b><br/>                     災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進している。</p> <p>地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p> | <p>災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し、速やかな避難を確実に行うためには、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するか検証していく必要がある。</p>       | ○  |
| 12                                       | <p><b>&lt;福祉施設・学校施設等の安全対策&gt;</b><br/>                     災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>  | <p>災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。</p>  | ○  |
| <b>【避難行動支援】</b>                          |  |   |    |
| 13                                       | <p><b>&lt;避難行動要支援者名簿の作成&gt;</b><br/>                     災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿を作成している。</p>  | <p>名簿への登録情報について、情報が更新されていない場合があることから、登録情報が最新かどうか確認する必要がある。</p>  | ○  |
| 14                                       | <p><b>&lt;避難行動要支援者名簿の活用&gt;</b><br/>                     災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画(個別の避難支援プラン)の策定を行っている。</p>   | <p>避難行動要支援者ごとの個別計画(個別の避難支援プラン)が策定されていない方がいることから、策定を推進する必要がある。</p>   | ○  |
| <b>【防災意識の啓発・地域防災力の向上】</b>                |  |   |    |
| 15                                       | <p><b>&lt;水防災意識社会再構築ビジョンの取組&gt;</b><br/>                     田名部川において、堤防の決壊や越水等による大規模な被害に備え、従来のハード対策に加え避難行動・水防活動等のソフト対策を一体的・計画的に取り組むため、河川管理者である国・県と、流域沿川市町村・関係機関が連携して「減災対策協議会」を設立し、対策を推進している。</p>  | <p>田名部川においては、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組により、減災対策協議会を設立し、氾濫被害の最小化を目指す対策を進めていることから、この取組を国・県とともに継続的に実施していく必要がある。</p> | ○  |
| 16                                       | <p><b>&lt;自主防災組織の設立・活性化支援&gt;</b><br/>                     災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各区域に設立し、活動の充実強化を図っている。</p>   | <p>各自主防災組織による訓練等の支援を行い、活性化を図る必要がある。</p>   | ○  |
| 17                                       | <p><b>&lt;防災意識の啓発&gt;</b><br/>                     災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報やホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。</p>  | <p>災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取り組みを実施していく必要がある。</p>   | ○  |

| 重点項目                      | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)   | 取組主体      | 重要業績評価指標(参考値)            | 担当課                     |
|---------------------------|--|-----------|--------------------------|-------------------------|
| ○                         | 引き続き、県と連携を図りながら、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。 | 県村        |                          | 防災安全課<br>建設課            |
| ○                         | 避難計画の作成を着実に進めるため、関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進めるよう指導・助言する。  | 県村<br>事業者 |                          | 防災安全課<br>健康福祉課<br>教育委員会 |
| <b>【避難行動支援】</b>           |  |           |                          |                         |
| ○                         | 名簿の登録情報について登録情報の確認を行うため、民生委員による避難行動要支援者との面談を実施し、登録情報が古い場合は更新を行う。   | 村         |                          | 防災安全課<br>健康福祉課          |
| ○                         | 個別計画(個別の避難支援プラン)策定を推進するため、避難行動要支援者名簿の登録情報の確認と併せて、民生委員を通じて個別計画の策定を行う。   | 村         |                          | 防災安全課<br>健康福祉課          |
| <b>【防災意識の啓発・地域防災力の向上】</b> |  |           |                          |                         |
| ○                         | 堤防の決壊や越水等に伴う大規模な被害に備え、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づくハード・ソフト対策を国・県と連携して推進する。  | 県村        |                          | 防災安全課<br>建設課            |
| ○                         | 災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、各種研修会参加を促したり、必要となる物資の確保に努めていく。  | 県村        | 令和8年4月現在<br>村内自主防災組織 5団体 | 防災安全課                   |
| ○                         | 地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら防災意識の啓発を図る。<br>また、引き続き広報や防災訓練等を通じての防災意識の啓発を図る。  | 県村        |                          | 防災安全課                   |

| リスクシナリオ                                  |  |   |    |
|--|--|---|----|
| 1-3 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う大規模津波による多数の死傷者の発生 |  |   |    |
| 番号                                       | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価   | 再掲 |
| 18                                       | <b>&lt;防災訓練の推進&gt;</b><br>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年、総合防災訓練を実施している。                                   | 津波避難訓練や避難所開設・運営訓練等の実践訓練の実施について支援を行っていく必要がある。  | ○  |
| 19                                       | <b>&lt;地区防災計画策定の推進&gt;</b><br>コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行う。 | 大規模災害時において、行政等と連携した自助・共助による災害対策により、地区防災計画制度の普及啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。 | ○  |
| <b>【津波防災地域づくりの推進】</b>                    |  |   |    |
| 20                                       | <b>&lt;津波防災地域づくりの推進&gt;</b><br>国、県及び村連携の下、津波防災対策を効率的かつ効果的に推進するため、基礎となる津波浸水想定を設定するとともに、津波災害警戒区域の指定を進めている。                   | 津波浸水想定エリアなど、津波災害のリスクの高い地域に、依然として多くの人が生活している状況を更正していくため、津波防災地域づくりを推進していく必要がある。         |    |

| 重点項目 | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)   | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) | 担当課   |
|------|--|------|---------------|-------|
| ○    | 引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の避難訓練等の支援を実施する。  | 県村   |               | 防災安全課 |
|      | 地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の村地域防災計画への規定についても進めていく。                 | 県村   |               | 防災安全課 |
|      | 津波に関して新たな知見が得られた場合は、津波シミュレーション等により再度検討し、必要に応じて津波浸水想定を見直す。<br>津波災害警戒区域の指定のため、必要な調査を実施し、県と協議の上、指定を進める。 | 県村   |               | 防災安全課 |

| 事前に備えるべき目標 1 あらゆる自然災害に対し直接死を最大限防ぐ  |  |   |    |
|--|--|---|----|
| リスクシナリオ  |  |   |    |
| 1-4 突発的または広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全による洪水・高潮等に関する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む） |  |   |    |
| 番号   | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価   | 再掲 |
| 【河川改修等の治水対策】   |  |   |    |
| 1  | ＜河川改修等の治水対策＞<br>洪水災害に対する安全性の向上を図るため、河川改修等の整備を行っている。                                  | 異常気象に伴う大雨により、河川の氾濫・浸水被害を防ぐため、河川改修等の対策を進める必要がある。   |    |
| 【河川・ダム施設等の防災対策】  |  |   |    |
| 2  | ＜河川関連施設の耐震化・老朽化対策＞<br>地震等による河川関連施設の損傷等を防止するため、老朽化対策や耐震対策を推進している。                     | 河川関連施設の状況を適切に把握するとともに、計画的に耐震化・老朽化対策を実施していく必要がある。  |    |
| 3  | ＜内水危険箇所の被害防止対策＞<br>現在内水による浸水被害が想定されている場所は無い。   | 内水による家屋等への浸水が想定されている場所は無いが、今後も調査等により、浸水が想定される区域が発生した場合は、その解消に向け浸水対策事業の促進を図る必要がある。                                   |    |
| 4  | ＜ため池・調整池の防災対策＞<br>将来にわたるため池の機能発揮に向けて、村及びため池管理者が管理しているため池について、法面及び水路等の点検等を定期的に実施している。 | 村及び水利組合等が管理するため池について、安全性を確保するための点検及び調査が行われていないことから、詳細調査を実施していく必要がある。また、調整池についても点検等を検討していく必要がある。                     |    |
| 5  | ＜農業水利施設の防災対策・老朽化対策＞<br>集中豪雨等による災害の未然防止と被害の最小化を図るため、農業用排水路等の機能保全に向け、老朽化対策等を実施している。    | 老朽化等により本来の機能が失われた河川工作物や、自然的・社会的条件変化により脆弱化した農業用排水路等があることから、近年の局地的な集中豪雨等の増加も踏まえ、必要な老朽化対策等を実施していく必要がある。                |    |
| 6  | ＜海岸保全施設の整備＞<br>波浪・高潮等による浸水被害を防止するため、砂浜の浸食対策として海岸保全施設を整備している。                         | 砂浜の浸食がすすみ高潮等による浸水被害のおそれが増大していることから、人工リーフ等の海岸保全施設の整備を進め浸水被害を防ぐ必要がある。   |    |
| 【警戒避難体制の整備】  |  |   |    |
| 7  | ＜洪水ハザードマップの作成＞<br>洪水発生時における住民等の迅速な非難を確保し、被害軽減を図るため、浸水被害想定調査に基づく、洪水ハザードマップを作成している。    | 洪水ハザードマップは、水位周知河川について作成済みであるが、法改正により、近年の集中豪雨を踏まえ、想定し得る最大規模降雨に基づき洪水浸水想定区域が指定・公表されていることから、当該区域を基に洪水ハザードマップを改定する必要がある。 |    |

| 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】  |                        |      |  |                |
|---|------------------------|------|--|----------------|
| 土突発的または広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生を防ぐため、河川・ダム施設等の防災対策の整備、ハザードマップによる住民の防災意識の向上等を図る。        |                        |      |  |                |
| 重点項目  | 対策方策<br>(今後必要となる取組・施策) | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値)  | 担当課            |
| ○ 洪水災害に対する安全性の向上を図るため、計画的かつ効率的に河川改修等を実施する。  |                        |      |  |                |
|   |                        | 県村   |  | 建設課            |
| ○ 河川関連施設について、国の交付金等を活用し、計画的に耐震化・老朽化対策等を実施していく。  |                        |      |  |                |
|   |                        | 村    |  |                |
| ○ 今後浸水が想定される区域に対し内水による被害防止に向けて、国の防災・安全交付金等の活用を検討しながら、浸水対策事業に取り組む。                                 |                        |      |  |                |
|   |                        | 村    |  | 防災安全課<br>上下水道課 |
| ○ 村及びため池管理者が管理しているため池や調整池について、計画的に詳細調査を実施する。  |                        |      |  |                |
|   |                        | 県村   |  | 農林畜産課          |
| ○ 老朽化した農業用排水路等について、機能不全による被害発生の防止を図るため、県と連携を図りながら、補強・改修等を実施する。                                    |                        |      |  |                |
|   |                        | 県村   |  | 農林畜産課          |
| ○ 高潮の被害から背後地を守るため、地元自治体や住民の意向を確認しながら、防潮堤等の整備を検討している。  |                        |      |  |                |
|   |                        | 県    | 津波・高潮・波浪による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積<br>6.2ha【H27】→2.8ha【R1】 |                |
| ○ 洪水発生時における住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、水位周知河川について、河川管理者が指定・公表する洪水浸水想定区域を基に洪水ハザードマップを改訂し、住民等に配布・周知する。 |                        |      |  |                |
|   |                        | 県村   |  | 防災安全課          |

| リスクシナリオ                                       |   |  |    |
|---|---|--|----|
| 1-4 突発的または広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 |   |  |    |
| 番号  | 現在の取組・施策  | 脆弱性評価  | 再掲 |
| 8   | <内水ハザードマップの作成><br>内水ハザードマップについて、現時点で作成しておらず、作成予定は無い。  | 内水浸水が発生する可能性がある区域について調査し、ハザードマップ作成について検討していく必要がある。   |    |
| 9   | <避難勧告等発令体制の整備><br>洪水発生に際し、周辺地域住民が迅速な避難を行えるよう、防災関係機関相互の情報伝達網を整備するとともに、雨量、水位等風水害に関する情報を収集する体制の構築に努めている。   | 災害のおそれがある場合は、多くの情報を収集・分析し、それに基づき避難勧告等を発令・伝達しなければならないことから、関係各課との適切な役割分担の体制を構築するとともに、雨量、水位等に関する情報について、河川管理者や気象台からの専門的な知見を活用できるよう、平時から連携体制を構築していく必要がある。               |    |
| 10  | <避難勧告等の発令基準の見直し><br>村から住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、国の「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、災害種別ごと（水害、土砂災害、津波）の避難勧告等発令基準を策定している。  | 国のガイドラインの改定等があった場合は、適宜、避難勧告等の発令基準を見直ししていく必要がある。  |    |
| 11  | <住民等への情報伝達手段の多様化><br>住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、防災無線、IP告知システム、広報車、ホームページ等、多様な伝達手段の確保に努めている。   | 避難勧告等を迅速・確実に住民等に伝達するため、行政無線、屋内外を問わず受信できる緊急速報メーラー等の様々な伝達手段を組み合わせる必要がある。   |    |
| 12  | <県・村・防災関係機関における情報伝達><br>災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、村、防災関係機関間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。 | 県、村、防災関係機関間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。 |    |
| 【避難場所の指定・確保】                                  |   |  |    |
| 13  | <指定緊急避難所及び指定避難所の指定><br>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図っている。   | 令和7年4月現在で39の指定避難所をしているが、大規模災害時や観光客等の避難所を確保するため、指定避難所や指定緊急避難場所の確保を進めていく必要がある。   | ○  |
| 14  | <福祉避難所の指定・協定締結><br>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するための取組を行っている。<br>令和8年4月時点で、施設福祉避難所（民間福祉施設を福祉避難所として指定）を1施設確保している。  | 大規模災害時において、多数の利用が見込まれるため、福祉避難所の指定を進めていく必要がある。  | ○  |

| 重点項目 | 対策方策<br>(今後必要となる取組・施策)  | 取組主体 | 重要業績評価指標（参考値）                            | 担当課            |
|------|---|------|--|----------------|
| ○    | 内水浸水が想定される場合は、速やかに作成し住民等に配布・周知する。   | 村    | 内水ハザードマップの作成<br>未作成【現状】<br>→必要に応じて作成【R4】 | 防災安全課          |
| ○    | 災害のおそれがある場合の関係各課の役割分担について、地域防災計画に基づく災害対策本部運営訓練等により、実効性を検証し、改善を図るとともに、河川管理者や気象台等との連携体制を平時から構築する。また、洪水タイムライン（防災行動計画）やホットライン（緊急時の直通電話）により、避難勧告等の発令が的確に出来るような体制を構築していく。 | 県村   |  | 防災安全課          |
| ○    | 国のガイドラインの改訂等があった場合は、地域特性を踏まえ、避難勧告等の発令基準の見直しを行う。   | 村    |  | 防災安全課          |
| ○    | さらなる情報伝達手段の多重化・多様化に向けて、避難勧告等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者、自主防災組織と平時からの連携強化に努める。<br>また、災害時のLアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。   | 県村   |  | 防災安全課          |
| ○    | 災害時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。   | 県村   |  | 防災安全課          |
| ○    | 災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。   | 村    |  | 防災安全課          |
| ○    | 災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等に参画を促すなど、福祉避難所の確保に取り組む。   | 村    |  | 防災安全課<br>健康福祉課 |

| リスクシナリオ                                       |  |  |    |
|---|--|--|----|
| 1-4 突発的または広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 |  |  |    |
| 番号  | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価  | 再掲 |
| 15  | <b>&lt;防災公共の推進&gt;</b><br>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進している。                                    | 災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し、速やかな避難を確実に行うためには、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するか検証していく必要がある。 | ○  |
| 16  | <b>&lt;福祉施設・学校施設等の安全対策&gt;</b><br>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。   | 災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。                                  | ○  |
| <b>【避難行動支援】</b>                               |  |  |    |
| 17  | <b>&lt;避難行動要支援者名簿の作成&gt;</b><br>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿を作成している。   | 名簿への登録情報について、情報が更新されていない場合があることから、登録情報が最新かどうか確認する必要がある。                                      | ○  |
| 18  | <b>&lt;避難行動要支援者名簿の活用&gt;</b><br>災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画(個別の避難支援プラン)の策定を行っている。  | 避難行動要支援者ごとの個別計画(個別の避難支援プラン)が策定されていない方がいることから、策定を推進する必要がある。                                   | ○  |
| <b>【防火対策・消防力強化】</b>                           |  |  |    |
| 19  | <b>&lt;消防力の強化&gt;</b><br>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、老朽化した消防車両の更新計画を実施し、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。<br>また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。 | 大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。        | ○  |
| 20  | <b>&lt;消防団の充実&gt;</b><br>地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。<br>また、消防団協力事業所表示制度を導入し、地域と事業所が一体となって消防団員確保に努めている。  | 人口減少とともに消防団員数も減少しており、消防団員の確保が非常に大きな課題となっている。   | ○  |
| 21  | <b>&lt;消防団員の安全確保&gt;</b><br>災害時の消防団員の安全確保のため、活動要領、退避ルール等を定めた「消防団活動における安全管理マニュアル」の策定を検討している。  | 各種災害にも対応できるマニュアルを策定するとともに、マニュアルの実効性を高めるため、定期的に訓練を実施し、検証していく必要がある。                            | ○  |

| 重点項目                | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)   | 取組主体           | 重要業績評価指標(参考値) | 担当課                     |
|---------------------|--|----------------|---------------|-------------------------|
| ○                   | 引き続き、県と連携を図りながら、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。 | 県<br>村         |               | 防災安全課<br>建設課            |
| ○                   | 避難計画の作成を着実に進めるため、関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進めるよう指導・助言する。  | 県<br>村<br>事業者  |               | 防災安全課<br>健康福祉課<br>教育委員会 |
| <b>【避難行動支援】</b>     |  |                |               |                         |
| ○                   | 名簿の登録情報について登録情報の確認を行うため、民生委員による避難行動要支援者との面談を実施し、登録情報が古い場合は更新を行う。   | 村              |               | 防災安全課<br>健康福祉課          |
| ○                   | 個別計画(個別の避難支援プラン)策定を推進するため、避難行動要支援者名簿の登録情報の確認と併せて、民生委員を通じて個別計画の策定を行う。   | 村              |               | 防災安全課<br>健康福祉課          |
| <b>【防火対策・消防力強化】</b> |  |                |               |                         |
| ○                   | 国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。<br>また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上演習を含めた取り組みを行う。          | 県<br>消防本部<br>村 |               | 防災安全課                   |
| ○                   | 引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。  | 県<br>村         |               | 防災安全課                   |
| ○                   | 災害時の消防団員の安全確保のため、活動要領、退避ルール等を定めた「消防団活動における安全管理マニュアル」の策定を推進するとともに、定期的に訓練を実施し、マニュアルの実効性を確保する。  | 村              |               | 防災安全課                   |

| 事前に備えるべき目標 1 あらゆる自然災害に対し直接死を最大限防ぐ                          |  |   |    |
|--|--|---|----|
| リスクシナリオ<br>1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊等）等による多数の死者の発生 |  |   |    |
| 番号   | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価   | 再掲 |
| <b>【警戒避難体制の整備（土砂災害）】</b>                                   |  |   |    |
| 1  | <土砂災害ハザードマップの作成・公表><br>土砂災害の発生に際し、土砂災害警戒区域の周辺住民の円滑な警戒避難を確保するため、土砂災害ハザードマップを作成・公表している。  | 路面凍結により道路等の状況が悪化する箇所があることから、箇所と状況を把握し、整備を進める必要がある。  |    |
| 2  | <避難勧告等発令及び自主避難のための情報提供><br>土砂災害に関して、避難勧告等の具体的な発令基準を村域防災計画に定めている。土砂災害のおそれが高まった場合は、住民が自主避難できるよう、土砂災害警戒情報等の情報を住民へ伝達している。                | 土砂災害のおそれがある場合、住民の適切な避難行動を促すため、避難勧告等の発令方法や伝達方法を必要に応じて見直していくとともに、平時から住民に対して土砂災害警戒情報等について理解促進を図っていく必要がある。  |    |
| <b>【ため池、ダム等の防災対策】</b>                                      |  |   |    |
| 3  | <ため池・調整池施設の耐震化・老朽化対策><br>ため池施設に係る地震等に起因する災害を未然に防止するため、ため池の耐震性能等に関する調査を実施の上、ハード・ソフト両面からの対策を実施している。                                    | 県が平成25年度から実施した、ため池一斉点検の結果、より詳細な点検を必要とするため、計画的に詳細調に取組む必要がある。また、調整池についても、点検の実施を検討していく必要がある。   |    |
| 4  | <ため池・調整池の防災対策><br>将来にわたるため池の機能発揮に向けて、村及びため池管理者が管理しているため池について、法面及び水路等を定期的に点検等実施している。  | 村及び水利組合等が管理するため池について、安全性を確保するための点検及び調査が行われていないことから、詳細調査を実施していく必要がある。また、調整池についても点検等を検討していく必要がある。   |    |
| 5  | <ため池ハザードマップの作成><br>下流に人家や公共施設等があり、規模の大きいため池について、災害等により決壊した場合の人命の安全を確保するため、平成29年度にため池ハザードマップを整備している。                                  | 下流に人家や公共施設等があり、ため池が決壊した場合、人命に関わるため池があることから、適宜、作成したハザードマップの検証及び見直しをしていく必要がある。  |    |
| <b>【農山村地域における防災対策】</b>                                     |  |   |    |
| 6  | <農山村地域における防災対策><br>農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。畑や水田などの雨水の貯留機能をさせ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。 | 治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、長寿命化計画の策定を進めるとともに、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある。洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。 |    |

リスクシナリオ 1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊等）等による多数の死者の発生

| 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】  |  |      |  |       |
|---|--|------|--|-------|
| 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊等）等による多数の死者の発生を防ぐため、警戒態勢及び防災施設等の老朽化対策等を推進するとともに、ハザードマップを活用し危険地区の周知や防災意識の向上を図る。 |  |      |  |       |
| 重点項目  | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)   | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値)  | 担当課   |
| <b>【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】</b>   |  |      |  |       |
| ○   | 引き続き土砂災害ハザードマップの修正等について県の協力を受けつつ、住民に対する、土砂災害警戒区域や避難場所等の周知を促進する。  | 県村   | 土砂災害ハザードマップの更新【R4】   | 防災安全課 |
| ○   | 土砂災害に対する住民の警戒避難体制を強化するため、避難勧告等の発令基準や伝達方法等について必要に応じて見直す。<br>また、土砂災害の危険性や早期避難の重要性について住民の理解促進を図るため、広報誌や村ホームページによる周知のほか、防災訓練等の機械を通じて啓発を行う。 | 村    |  | 防災安全課 |
| <b>【農山村地域における防災対策】</b>  |  |      |  |       |
| ○   | 青森県ため池安全・安心力アップ中期プランに基づき、県と連携を図りながら、今後必要となる対策を講じる。   | 県村   | 青森県ため池の安全・安心力アップ中期プランに基づくため池の要詳細調査箇所（5か所）0%【H30】→100%【R6】  | 農林畜産課 |
| ○   | 村及びため池管理者が管理しているため池や調整池について、計画的に詳細調査を実施する。   | 県村   | 青森県ため池の安全・安心力アップ中期プラン以外に係る詳細調査が必要なため池 0/5か所【H30】→5/5か所【R5】 | 農林畜産課 |
| ○   | ため池が決壊した場合の下流域の安全を確保するため、適宜、ハザードマップの検証及び見直しをしていく。  | 村    |  | 農林畜産課 |
| <b>【農山村地域における防災対策】</b>  |  |      |  |       |
| ○   | 荒地（荒廃するおそれのある場所含む）の早期復旧のため、治山施設等を整備するとともに、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮できるように、必要に応じて農業農村整備事業を実施する。                   | 県村   |  | 農林畜産課 |

| リスクシナリオ<br>1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊等）等による多数の死者の発生 |  |   |   |
|--|--|---|---|
| 番号   | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価   |   |
| <b>【災害対策施設の整備】</b>   |  |   |   |
| 7  | <砂防関係施設の整備><br>土砂災害に対し安全安心な生活を確保するため、砂防堰堤等の土砂災害対策を実施している。  | 土砂災害危険箇所整備率が低いことから、砂防関係施設の整備を継続的に実施していく必要がある。   |   |
| 8  | <砂防関係施設の老朽化対策><br>土砂災害を防止する砂防関係施設の機能及び性能を長期にわたり維持・確保するため、長寿命化計画を策定している。  | 既存砂防関係施設の中には、施工後長期間経過し、その機能及び性能が低下したものがあることから、計画的に点検・評価を実施し、長寿命化計画を策定する必要がある。   |   |
| 9  | <河道閉塞等による住民避難のための情報提供><br>河道閉塞（天然ダム）等が発生した場合に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」に基づき、村が適切に住民の避難勧告等の判断ができるよう、国が緊急調査を実施し、被害が想定される区域・時期の情報を村へ提供することとしている。       | 河道閉塞（天然ダム）等が発生した場合に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、村が適切に住民の避難勧告等の判断ができるよう、国が緊急調査を実施し、被害が想定される区域・時期の情報を市町村へ提供していく必要がある。 |   |
| <b>【避難場所の指定・確保】</b>  |  |   |   |
| 10   | <指定緊急避難所及び指定避難所の指定><br>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図っている。  | 令和7年4月現在で39の指定避難所をしているが、大規模災害時や観光客等の避難所を確保するため、指定避難所や指定緊急避難場所の確保を進めていく必要がある。  | ○ |
| 11   | <福祉避難所の指定・協定締結><br>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するための取組を行っている。<br>令和8年4月時点で、施設福祉避難所（民間福祉施設を福祉避難所として指定）を1施設確保している。                               | 大規模災害時において、多数の利用が見込まれるため、福祉避難所の指定を進めていく必要がある。   | ○ |
| 12   | <防災公共の推進><br>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進している。 | 災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し、速やかな避難を確実に行うためには、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するか検証していく必要がある。                              | ○ |
| 13   | <福祉施設・学校施設等の安全対策><br>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。  | 災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。   | ○ |

| 重点項目                | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)   | 取組主体          | 重要業績評価指標（参考値） | 担当課                     |
|---------------------|--|---------------|---------------|-------------------------|
| <b>【災害対策施設の整備】</b>  |  |               |               |                         |
| ○                   | 災害履歴のある個所のほか、避難所等、防災拠点、要配慮者利用施設が立地する箇所等を対象として、国の防災交付金等を活用し、砂防関係施設の整備を推進する。   | 県             |               | 農林畜産課                   |
| ○                   | 砂防関係施設長寿命化計画に基づき、国の防災・安全交付金等を活用しながら、施設の機能及び性能を維持・確保する。   | 県             |               | 農林畜産課                   |
| ○                   | 災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を図る。   | 国<br>県<br>村   |               | 農林畜産課                   |
| <b>【避難場所の指定・確保】</b> |  |               |               |                         |
| ○                   | 災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。  | 村             |               | 防災安全課                   |
| ○                   | 災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等に参画を促すなど、福祉避難所の確保に取り組む。  | 村             |               | 防災安全課<br>健康福祉課          |
| ○                   | 引き続き、県と連携を図りながら、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。 | 県<br>村        |               | 防災安全課<br>建設課            |
| ○                   | 避難計画の作成を着実に進めるため、関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進めるよう指導・助言する。  | 県<br>村<br>事業者 |               | 防災安全課<br>健康福祉課<br>教育委員会 |

| リスクシナリオ<br>1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊等）等による多数の死者の発生 |  |   |    |
|--|--|---|----|
| 番号   | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価   | 再掲 |
| <b>【避難行動支援】</b>  |  |   |    |
| 17   | <b>&lt;避難行動要支援者名簿の作成&gt;</b><br>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿を作成している。   | 名簿への登録情報について、情報が更新されていない場合があることから、登録情報が最新かどうか確認する必要がある。                               | ○  |
| 18   | <b>&lt;避難行動要支援者名簿の活用&gt;</b><br>災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画(個別の避難支援プラン)の策定を行っている。  | 避難行動要支援者ごとの個別計画(個別の避難支援プラン)が策定されていない方がいることから、策定を推進する必要がある。                            | ○  |
| <b>【防火対策・消防力強化】</b>  |  |   |    |
| 19   | <b>&lt;消防力の強化&gt;</b><br>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、老朽化した消防車両の更新計画を実施し、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。<br>また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。 | 大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。 | ○  |
| 20   | <b>&lt;消防団の充実&gt;</b><br>地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。<br>また、消防団協力事業所表示制度を導入し、地域と事業所が一体となって消防団員確保に努めている。  | 人口減少とともに消防団員数も減少しており、消防団員の確保が非常に大きな課題となっている。  | ○  |
| 21   | <b>&lt;消防団員の安全確保&gt;</b><br>災害時の消防団員の安全確保のため、活動要領、退避ルール等を定めた「消防団活動における安全管理マニュアル」の策定を検討している。  | 各種災害にも対応できるマニュアルを策定するとともに、マニュアルの実効性を高めるため、定期的に訓練を実施し、検証していく必要がある。                     | ○  |
| <b>【防災意識の啓発・地域防災力の向上】</b>                                  |  |   |    |
| 22   | <b>&lt;土砂災害に対する防災意識の啓発&gt;</b><br>土砂災害に対する地域住民の防災意識の向上を図るため、県と連携を図りながら、土砂災害警戒区域等の周知を図る。  | 土砂災害の危険地区が十分に周知されていないなど、土砂災害に対する防災意識が十分に浸透していないことから、普及啓発活動を継続・強化していく必要がある。            | ○  |
| 23   | <b>&lt;自主防災組織の設立・活性化支援&gt;</b><br>災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助となる自主防災組織を各区域に設立し、活動の充実強化を図っている。<br>令和8年4月現在、全5団体組織されている。   | 各自主防災組織による訓練等の支援を行い、活性化を図る必要がある。  | ○  |

| 重点項目                      | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)  | 取組主体           | 重要業績評価指標(参考値)          | 担当課            |
|---------------------------|---|----------------|------------------------|----------------|
| <b>【避難行動支援】</b>           |   |                |                        |                |
| ○                         | 名簿の登録情報について登録情報の確認を行うため、民生委員による避難行動要支援者との面談を実施し、登録情報が古い場合は更新を行う。  | 村              |                        | 防災安全課<br>健康福祉課 |
| ○                         | 個別計画(個別の避難支援プラン)策定を推進するため、避難行動要支援者名簿の登録情報の確認と併せて、民生委員を通じて個別計画の策定を行う。  | 村              |                        | 防災安全課<br>健康福祉課 |
| <b>【防火対策・消防力強化】</b>       |   |                |                        |                |
| ○                         | 国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。<br>また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上演習を含めた取り組みを行う。 | 県<br>消防本部<br>村 |                        | 防災安全課          |
| ○                         | 引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。   | 県<br>村         |                        | 防災安全課          |
| ○                         | 災害時の消防団員の安全確保のため、活動要領、退避ルール等を定めた「消防団活動における安全管理マニュアル」の策定を推進するとともに、定期的に訓練を実施し、マニュアルの実効性を確保する。                                   | 村              |                        | 防災安全課          |
| <b>【防災意識の啓発・地域防災力の向上】</b> |   |                |                        |                |
| ○                         | 住民に対する土砂災害警戒区域や避難場所等の周知を図るため、広報紙やホームページ等により、土砂災害ハザードマップの周知を図る。  | 村              | 土砂災害ハザードマップの更新<br>【R4】 | 防災安全課          |
| ○                         | 災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、各種研修会参加を促したり、必要となる物資の確保に努めていく。   | 村              |                        | 防災安全課          |

| 事前に備えるべき目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ |   |   |    |
|------------------------------------|---|---|----|
| リスクシナリオ<br>1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死者の発生  |   |   |    |
| 番号                                 | 現在の取組・施策  | 脆弱性評価   | 再掲 |
| <b>【防雪施設の整備】</b>                   |   |   |    |
| 1                                  | <防雪施設の整備><br>冬期間の安全な道路交通等を確保するため、防雪柵や雪崩防止柵等の防雪施設の整備を推進している。   | 路面凍結により道路等の状況が悪化する箇所があることから、箇所と状況を把握し、整備を進める必要がある。  |    |
| <b>【道路交通の確保】</b>                   |   |   |    |
| 2                                  | <除排雪体制の強化><br>降雪等による道路交通の阻害を解消するため、除雪協力業者等の確保に努め、効率的な除雪を実施している。   | 近年の局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に対応する必要があることから、除雪協力業者を確保するとともに、国、県との連携強化や相互支援体制を構築する必要がある。   |    |
| 3                                  | <立往生車両の未然防止><br>豪雪時等の異常気象による立往生車両の発生を未然に防止するため、事前通行止めを適切に行うほか、立往生車両が発生した際に速やかに道路交通を確保するため、災害対策基本法に基づく車両移動等について検討している。 | 災害対策基本法に基づく道路区間指定を行うための手順や車両の移動方法が煩雑かつ関係者が多岐にわたるため、関係者間で十分に確認、調整を行う必要がある。   |    |
| <b>【代替交通手段の確保】</b>                 |   |   |    |
| 4                                  | <代替交通手段の確保><br>災害発生時に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、関連事業者と情報共有を図る。   | 災害発生時に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、関連事業者と情報共有を図る必要がある。   |    |
| <b>【防災意識の啓発・地域防災力の向上】</b>          |   |   |    |
| 5                                  | <冬季の防災意識の啓発><br>豪雪災害等に対する防災意識の向上及び、雪下ろし事故の防止を図るための対策を検討する。  | 雪下ろし事故の発生防止や、落雪・雪崩等といった災害への対応に加え、降雪期・厳寒期における地震等の発生といった複合的な災害への備えの必要性等についても、周知を図っていく必要がある。また、道路への雪出しによる事故や、路上駐車による交通障害の発生を防止するため、広報誌やホームページを通して協力依頼をしていく必要がある。 |    |

| 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】<br>暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生を防ぐため、防雪施設の整備や除排雪体制の強化や、代替え交通手段の確保を推進するとともに、広報・ホームページによる冬季の防災意識の啓発を図る。 |   |             |               |              |
|---|---|-------------|---------------|--------------|
| 重点項目  | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)  | 取組主体        | 重要業績評価指標(参考値) | 担当課          |
| ○   | 冬期間の安全な道路交通確保等に向けて、県と連携を図りながら、雪害対策が必要な箇所を把握し、防雪柵や雪崩防止柵等の防雪施設の整備や老朽化対策を実施する。 | 県<br>村      |               | 建設課          |
| ○   | 近年の局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に対応するため、引き続き除雪協力業者を確保するとともに、国・県との連携強化や相互支援体制等の構築に取り組む。 | 国<br>県<br>村 |               | 建設課          |
| ○   | 災害対策基本法に基づく道路区間指定を行うための手順や車両の移動方法に関する知識を習得するため、訓練の実施や運用方針の検討を行う。            | 県<br>村      |               | 防災安全課<br>建設課 |
| ○   | 災害発生時に道路が通行困難となった場合に代替交通手段が確保されるよう、関連事業者と情報共有を図っていくことを検討する。                 |             |               | 防災安全課<br>建設課 |
| ○   | 住民への広報・ホームページ等による注意喚起や情報提供を実施する。  |             |               | 防災安全課        |

| 事前に備えるべき目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ   |   |   |    |
|--|---|---|----|
| リスクシナリオ  |   |   |    |
| 1-7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の大規模地震やそれに伴う大規模津波と大雨や台風による河川氾濫・高潮・市街地浸水が同時又は連続的に発生することによる多数の死傷者の発生 |   |   |    |
| 番号   | 現在の取組・施策  | 脆弱性評価   | 再掲 |
| 【複合災害に備えた防災体制の整備】  |   |   |    |
| 1  | <b>&lt;各リスクシナリオの対応&gt;</b><br>リスクシナリオ 1-1～1-5 の取組・施策の継続   |   |    |
| 【圏域市町村との連携強化】  |   |   |    |
| 2  | <b>&lt;5 市町村連携項目の整備&gt;</b><br>孤立集落発生時の支援支援体制の構築、広域避難体制の強化、広域的な物資支援体制の強化、建設・医療・福祉分野における人材確保、災害時における市町村間の情報共有の強化を図る。 | 複合災害が発生した際に、半島特有の事象（孤立による支援不足等）を想定し、下北圏域 5 市町村で連携する必要がある。 |    |

リスクシナリオ 1-7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の大規模地震やそれに伴う大規模津波と大雨や台風による河川氾濫・高潮・市街地浸水が同時又は連続的に発生することによる多数の死傷者の発生

| 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】  |                                   |             |                |       |
|---|-----------------------------------|-------------|----------------|-------|
| 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の大規模地震やそれに伴う大規模津波と大雨や台風による河川氾濫・高潮・市街地浸水が同時又は連続的に発生することによる多数の死傷者の発生を防ぐため、防災体制の整備を行う。 |                                   |             |                |       |
| 重点項目  | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)            | 取組主体        | 重要業績評価指標 (参考値) | 担当課   |
| ○   |                                   |             |                |       |
| ○   | リスクシナリオ 1-1～1-5 の取組・施策の継続、促進      | 国<br>県<br>村 |                | 関係各課  |
| 【圏域市町村との連携強化】   |                                   |             |                |       |
| ○   | 下北圏域 5 市町村で連携施策に取り組み半島特有の事象に対応する。 | 村<br>圏域市町村  |                | 防災安全課 |

| 事前に備えるべき目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ  |   |   |    |
|---|---|---|----|
| リスクシナリオ   |   |   |    |
| 1-8 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の大規模地震やそれに伴う大規模津波と大暴風雨や豪雪等が同時又は連続的に発生することによる多数の死傷者の発生 |   |   |    |
| 番号  | 現在の取組・施策  | 脆弱性評価   | 再掲 |
| 【複合災害に備えた防災体制の整備】   |   |   |    |
| 1   | <b>&lt;各リスクシナリオの対応&gt;</b><br>リスクシナリオ 1-1～1-3 及び 1-6 の取組・施策の継続  |   | ○  |
| 【圏域市町村との連携強化】   |   |   |    |
| 2   | <b>&lt;5 市町村連携項目の整備&gt;</b><br>孤立集落発生時の支援支援体制の構築、広域避難体制の強化、広域的な物資支援体制の強化、建設・医療・福祉分野における人材確保、災害時における市町村間の情報共有の強化を図る。 | 複合災害が発生した際に、半島特有の事象（孤立による支援不足等）を想定し、下北圏域 5 市町村で連携する必要がある。 | ○  |

リスクシナリオ 1-8 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の大規模地震やそれに伴う大規模津波と大暴風雨や豪雪等同時又は連続的に発生することによる多数の死傷者の発生

| 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】   |                                      |                |                |       |
|--|--------------------------------------|----------------|----------------|-------|
| 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の大規模地震やそれに伴う大規模津波と大暴風雨や豪雪等が同時又は連続的に発生することによる多数の死傷者の発生を防ぐため、防災体制の整備を行う。 |                                      |                |                |       |
| 重点項目   | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)               | 取組主体           | 重要業績評価指標 (参考値) | 担当課   |
| 【複合災害に備えた防災体制の整備】  |                                      |                |                |       |
| ○  | リスクシナリオ 1-1～1-3 及び 1-6 の取組・施策の継続、促進。 | 国<br>県<br>村    |                | 各担当課  |
| 【圏域市町村との連携強化】  |                                      |                |                |       |
| ○  | 下北圏域 5 市町村で連携施策に取り組み半島特有の事象に対応する。    | 村<br>圏域市町<br>村 |                | 防災安全課 |

| 事前に備えるべき目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ                           |  |  |    |
|--|--|--|----|
| リスクシナリオ<br>1-9 原子力関連施設の被災・事故等と大雨・台風や暴風雪・豪雪等の同時発生による多数の死傷者の発生 |  |  |    |
| 番号   | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価  | 再掲 |
| <b>【原子力施設の防災体制】</b>  |  |  |    |
| 1  | <p><b>&lt;原子力施設の安全対策&gt;</b><br/>                     村民の安全と安心を守るという立場から、原子力施設について、青森県とともに事業者と安全協定を締結し、トラブル等の連絡を義務づけ、必要に応じて立入調査等を行っている。</p>  | <p>原子力施設について、新規制基準への適合性はもとより、さらなる安全性を向上していく必要がある。</p>  |    |
| 2  | <p><b>&lt;原子力災害時の防災対策&gt;</b><br/>                     万が一の原子力災害の発生に備え、関係法令、青森県地域防災計画等に基づき東通村地域防災計画（原子力編）、東通村避難計画（原子力編）を作成している。また、防災資機材の整備を行うとともに、定期的な防災訓練を行って災害時に取るべき行動の検証と災害対応能力向上を図り、原子力防災対策の充実・強化に取り組んでいる。</p> | <p>防災訓練等を通じた広域避難などの実効性の検証が必要である。<br/>                     上記の検証及び最新の知見を反映し、必要に応じて各計画の見直しや原子力防災対策の充実・強化を図る必要がある。<br/>                     特に広域避難において、避難道が限定されることからさらなる対策が必要である。</p> |    |

リスクシナリオ 1-9 原子力関連施設の被災・事故等と大雨・台風や暴風雪・豪雪等の同時発生による多数の死傷者の発生

| 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】  |  |        |                |        |
|---|--|--------|----------------|--------|
| <p>原子力関連施設の被災・事故等と大雨・台風や暴風雪・豪雪等の同時発生による多数の死傷者の発生を防ぐため、原子力災害の発生に備え、地域防災計画（原子力編）、避難計画等の見直し、防災訓練の実施など、防災対策の充実・強化を図る。</p> <p>また、村議会、東通村原子力発電所安全対策委員会の意見を踏まえつつ、住民へ安全・按針の確保を図る。</p> |  |        |                |        |
| 重点項目  | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)   | 取組主体   | 重要業績評価指標 (参考値) | 担当課    |
|   | 原子力施設の安全を確保するため、引き続き国の安全規制の動向を注視するとともに、必要に応じ立入調査等を行う。また、事業者に対し新規制基準への適合性はもとより、より一層の安全性向上について求めていく。   | 国<br>村 |                | 原子力対策課 |
|   | 関係法令、指針等または青森県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、必要に応じて、東通村地域防災計画（原子力編）、東通村避難計画（原子力編）を修正していく。また、防災訓練等を通じた関係機関との連携強化や住民の広域避難などの実効性を検証するとともに、避難道の複数化などさらなる防災対策の充実・強化を図る。今後、県と協議しながら防災資機材の整備等を必要に応じて検討していく。 | 国<br>村 |                | 原子力対策課 |

| 事前に備えるべき目標   |   |  |    |
|--|---|--|----|
| 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。 |   |  |    |
| リスクシナリオ  |   |  |    |
| 2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足                           |   |  |    |
| 番号   | 現在の取組・施策  | 脆弱性評価  | 再掲 |
| 【防災関連施設の耐震化・老朽化対策】   |   |  |    |
| 1  | <役場庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策><br>災害発生時に防災拠点となる庁舎、防災センターの耐震基準は満たしているが、老朽化対策を推進している。また消防署北南分遣所についても老朽化に伴う庁舎建替え計画を実施している。   | 耐震基準は満たしているものの、庁舎については老朽化が進んでおり、修繕が必要となっている。消防署北南分遣所についても、老朽化により建替え計画を作成し実施していく必要がある。                                | ○  |
| 【災害警備本部機能の強化】  |   |  |    |
| 2  | <災害対策本部機能の強化><br>大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ的確に講じるために設置する災害対策本部について、県や防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。   | 災害対策本部は、災害が発生した場合における初動時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整など、応急対策に係る重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能等について検証し、災害対策本部機能の強化・充実を図る必要がある。 |    |
| 【関係機関の連携強化・防災訓練の推進】  |   |  |    |
| 3  | <災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化><br>災害発生時に県内の消防力では対処できない場合に消防庁を通して出動される緊急消防援助隊を円滑に受け入れるため、青森県緊急消防援助隊受援計画策定を検討している。<br>また、北海道東北各県持ち回りで緊急消防援助隊のブロック訓練に参加している。                 | これまでに緊急消防援助隊の受け入れを行ったことが無いため、北海道東北ブロック合同訓練に参加すること等により、災害発生時における対応の実効性を高める必要がある。                                      |    |
| 4  | <防災航空隊への航空支援><br>大規模災害発生時、緊急消防援助隊航空部隊等の応援を受けられる場合、航空部隊が円滑に活動できるよう、協定に基づき青森県防災航空隊経験者を航空支援員として派遣する協定を締結している。  | これまでに航空支援員を派遣するような事態が発生していないことから、災害発生時における対応の実効性を高める必要がある。   |    |
| 5  | <医療従事者確保に係る連携体制><br>村内の医師等をもってしても医療等の実施が困難な場合、これに要する人員及び資機材の確保について、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、必要に応じて災害時派遣医療チーム（DMAT）の派遣を含め県へ応援を要請することとしている。 | 災害発生時の医療活動を総合調整する県と連携を強化する必要がある。   |    |

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。

リスクシナリオ 2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

| 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】   |  |                |                         |                 |
|--|--|----------------|-------------------------|-----------------|
| 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足を防ぐため、防災関連施設や公共施設の耐震化・老朽化対策の推進、防災関係機関の連携強化、災害応援・救援物資等の受入体制の確保、防災訓練の推進や自主防災組織の活性化による地域防災力の向上等を図る。 |  |                |                         |                 |
| 重点項目   | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)   | 取組主体           | 重要業績評価指標(参考値)           | 担当課             |
| ○  | 庁舎の災害対策本部機能を確保するため、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に庁舎の維持管理を行う。消防署北南分遣所建替えに係る計画を作成し、実施していく。 | 村              | 庁舎、防災センターの耐震化率<br>→100% | 防災安全課<br>原子力対策課 |
| ○  | 災害対策本部機能の充実・強化を図るため、引き続き、定期的に訓練を実施し、本部の体制・配置等について検証の上、適宜見直しを行う。                | 村              |                         | 防災安全課           |
|  | 災害発生時に緊急消防援助隊の受け入れを円滑に行うため、北海道東北ブロック訓練に参加すること等により、災害発生時における対応の実効性を高める。         | 県<br>村<br>消防本部 |                         | 防災安全課           |
|  | 大規模災害発生時に航空部隊が円滑に活動できるよう、航空支援員の活動も想定した訓練を実施し、災害時における対応力を高める。                   | 県<br>村<br>消防本部 |                         | 防災安全課           |
|  | 災害発生時の医療提供体制確保のため、県や圏域で行われる会議や図上訓練への参加等により、県や関係機関との連携体制の強化を図る。                 | 村              |                         | 健康福祉課           |

| リスクシナリオ                                |   |   |    |
|--|---|---|----|
| 2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |   |   |    |
| 番号                                     | 現在の取組・施策  | 脆弱性評価   | 再掲 |
| 6                                      | ＜総合防災訓練の実施＞<br>大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。   | 近年の災害発生状況を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制のさらなる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。  |    |
| 7                                      | ＜図上訓練の実施＞<br>各種防災システムの機器操作の習熟を図るため、図上訓練を実施している。   | 災害対策本部運営や防災関係機関との連携に関する図上訓練について検討・実施していく必要がある。また、職員のスキルの維持・向上を図るとともに、防災関係機関との連携体制を構築するため、継続的に訓練を実施する必要がある。                                    |    |
| 【救急・救助活動の体制強化】                         |   |   |    |
| 8                                      | ＜消防力の強化＞<br>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、老朽化した消防車両の更新計画を実施し、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。   | 大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。   | ○  |
| 9                                      | ＜消防団の充実＞<br>地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。<br>また、消防団協力事業所表示制度を導入し、地域と事業所が一体となって消防団員確保に努めている。  | 人口減少とともに消防団員数も減少しており、消防団員の確保が非常に大きな課題となっている。  | ○  |
| 10                                     | ＜救急・救助活動等の体制強化＞<br>災害発生時における救命率の向上を図るため、定期に実施している地域メディカルコントロール協議会事例検討会や各種講習会を活用し、救急救命士及び救急隊員に対する指示・指導・助言体制の充実を図っている。<br>また、救急救命士の新規育成を継続するとともに、救急救命士再教育要領に基づき救急救命士の再教育を実施している。救急救命士以外の消防職員に対しても、救急に係る専門的知識・技能を習得させ、災害発生時に適切な救急活動を実施できるよう各所属の業務の中で教育訓練を実施している。 | 災害発生時の救急体制のさらなる充実を図るため、救急救命士の新規育成を継続するとともに、救急救命士の資質向上のため、救急救命士の再教育を進める必要がある。また、救急救命士以外の消防職員が災害発生時に救急活動等に係る技能を発揮できるよう、継続的かつ効果的な教育訓練を実施する必要がある。 |    |

| 重点項目           | 対応方針<br>(今後必要となる取組・施策)  | 取組主体           | 重要業績評価指標(参考値) | 担当課   |
|----------------|---|----------------|---------------|-------|
|                | 大規模災害発生時の応急体制の更なる充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加のもと、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。                                  | 村<br>防災関係機関    |               | 防災安全課 |
|                | 災害発生時に迅速に災害対策本部を設置・運営するとともに、防災関係機関と連携した適切な応急対応が実施できるよう、図上訓練を実施する。   | 村<br>防災関係機関    |               | 防災安全課 |
| 【救急・救助活動の体制強化】 |   |                |               |       |
|                | 国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。<br>また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。                         | 県<br>村<br>消防本部 |               | 防災安全課 |
|                | 引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。   | 村              |               | 防災安全課 |
|                | 災害時の救急体制のさらなる充実を図るため、引き続き、救急救命士の新規育成、指導救命士による救急救命士の教育を含めた救急救命士に対する再教育を進めていく。また、救急救命士以外の消防職員に対しても、災害発生時に救急活動等に係る技能を発揮できるよう、引き続き、実効性が高く効果的な教育訓練を実施する。 | 村<br>消防本部      |               | 防災安全課 |

| リスクシナリオ                                |  |  |    |
|--|--|--|----|
| 2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |  |  |    |
| 番号                                     | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価  | 再掲 |
| <b>【支援物資等の供給体制の確保】</b>                 |  |  |    |
| 11                                     | <p>&lt;災害応援の受入体制の構築&gt;</p> <p>災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、受け入れ態勢の早期整えること、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。</p>                | <p>災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、受け入れ態勢の早期整備をはじめ、相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認する必要がある。</p> <p>特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関など全国からの受け入れが必要であり、配慮する必要がある。</p> | ○  |
| 12                                     | <p>&lt;救援物資等の受援体制の構築&gt;</p> <p>災害発生時、県及び他自治体からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の相互応援協定を締結している。</p>                                | <p>協定に基づく救援物資、国からの支援物資、国民や企業等からの義捐物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっておらず、受援体制を強化させるため、これらを具体化する必要がある。</p>  | ○  |
| <b>【防災意識の啓発・地域防災力の向上】</b>              |  |  |    |
| 13                                     | <p>&lt;自主防災組織の設立・活性化支援&gt;</p> <p>災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各区域に設立し、活動の充実強化を図っている。</p> <p>令和8年4月現在、全5団体組織されている。</p> | <p>各自主防災組織による訓練等の支援を行い、活性化を図る必要がある。</p>  | ○  |
| 14                                     | <p>&lt;防災意識の啓発&gt;</p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報やホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。</p>                         | <p>災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取り組みを実施していく必要がある。</p>  | ○  |
| 15                                     | <p>&lt;防災訓練の推進&gt;</p> <p>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年、総合防災訓練を実施している。</p>                                   | <p>津波避難訓練や避難所開設・運営訓練等の実践訓練の実施について支援を行っていく必要がある。</p>  | ○  |
| 16                                     | <p>&lt;地区防災計画策定の推進&gt;</p> <p>コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行う。</p> | <p>大規模災害時において、行政等と連携した自助・共助による災害対策により、地区防災計画制度の普及啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。</p>   | ○  |

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。

リスクシナリオ 2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

| 重点項目                      | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)  | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) | 担当課   |
|---------------------------|---|------|---------------|-------|
| <b>【支援物資等の供給体制の確保】</b>    |   |      |               |       |
|                           | <p>引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。</p> <p>また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。</p> | 村    |               | 防災安全課 |
|                           | <p>物資等の受援を円滑に実施するための、物資等の受入調整機能等について検討のうえ、受援体制を構築する。</p>  | 村    |               | 防災安全課 |
| <b>【防災意識の啓発・地域防災力の向上】</b> |   |      |               |       |
| ○                         | <p>災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、各種研修会参加を促したり、必要となる物資の確保に努めていく。</p>  | 県村   |               | 防災安全課 |
| ○                         | <p>地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら防災意識の啓発を図る。</p> <p>また、引き続き広報や防災訓練等を通じての防災意識の啓発を図る。</p>  | 県村   |               | 防災安全課 |
| ○                         | <p>引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の避難訓練等の支援を実施する。</p>  | 県村   |               | 防災安全課 |
|                           | <p>地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の村地域防災計画への規定についても進めていく。</p>   | 県村   |               | 防災安全課 |

| 事前に備えるべき目標   |   |   |    |
|--|---|---|----|
| 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。 |   |   |    |
| リスクシナリオ  |   |   |    |
| 2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足、被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺             |   |   |    |
| 番号   | 現在の取組・施策  | 脆弱性評価   | 再掲 |
| <b>【病院・福祉施設等の耐震化】</b>  |   |   |    |
| 1  | <b>&lt;病院施設の耐震化&gt;</b><br>災害発生時の医療機能確保のため、病院施設の耐震化を推進している。   | 村内診療所のうち耐震基準を満たしていない白糠診療所について、災害発生時に機能不全に陥らないよう施設の耐震化が必要である。  | ○  |
| 2  | <b>&lt;社会福祉施設等の耐震化&gt;</b><br>災害発生時に、避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉サービス事業所等、児童福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進しており、村内においては全施設で耐震基準を満たしている。  | 現時点では、全施設で耐震基準を満たしているが、今後老化対策が必要となる施設に対し、対策を促進していく必要がある。  | ○  |
| <b>【災害発生時における医療提供体制の構築】</b>                                      |   |   |    |
| 3  | <b>&lt;災害時医療の連携体制&gt;</b><br>災害発生時において、病院としての適切な医療行為を確保するため、病院災害対策マニュアルの整備を行うとともに、BCP（事業継続計画）を作成し対応を検討している。また、災害の発生により、医療機能が麻痺した場合に備えて、救護班の編成及び救護所の設置を地域防災計画で定めている。   | 関係機関からの支援及び派遣要請に対して、人員不足を想定したマニュアルの見直しが必要。また、大規模災害が発生した場合は、村の救護班のみでは人員不足が生じるため、公的医療機関や医師会と連携していく必要がある。  |    |
| 4  | <b>&lt;医療従事者確保に係る連携体制&gt;</b><br>村内の医師等をもってしても医療等の実施が困難な場合、これに要する人員及び資機材の確保について、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、必要に応じて災害時派遣医療チーム（DMAT）の派遣を含め県へ応援を要請することとしている。  | 村内の医師等をもってしても医療等の実施が困難な場合、これに要する人員及び資機材の確保について、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、必要に応じて災害時派遣医療チーム（DMAT）の派遣を含め県へ応援を要請することとしている。                                   |    |
| 5  | <b>&lt;保健医療の連携体制&gt;</b><br>災害発生時の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部の体制や市町村との連携体制強化のため研修等を実施している。災害発生時における医療チーム等の派遣調整を行うため、県全域を所管する本部災害医療コーディネーター7名、各二次医療圏を所管する地域災害医療コーディネーターを27名委嘱している。<br>また、これらの災害医療コーディネーターや保健医療調整本部関係者を対象とした研修等を開催することにより、人材の育成を図っている。 | 被災都道府県の災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置し、支援に参集した保健医療活動チーム等の派遣調整業務を行うなどにより、被災各地区の保健医療ニーズに応じた資源配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築できるようにする必要がある。また、派遣調整等を行う人材である災害医療コーディネーターを養成していく必要がある。 |    |

| 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】   |  |                   |                              |                |
|--|--|-------------------|------------------------------|----------------|
| 医療施設及び関係者の絶対的不足、被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺を防ぐため、病院施設や社会福祉施設等の耐震化の推進、緊急車両・病院に対する燃料供給の確保、災害発生時における医療提供体制の構築や用配慮者への支援体制の強化の推進を図る。 |  |                   |                              |                |
| 重点項目   | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)   | 取組主体              | 重要業績評価指標(参考値)                | 担当課            |
| ○  | 引き続き、県と連携し、耐震化されていない病院の耐震改修等を促進する。   | 県<br>村<br>施設管理者等  | 東通村診療所 耐震化済み<br>白糠診療所 耐震化が必要 | 防災安全課<br>健康福祉課 |
| ○  | 県及び村は、社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き、耐震改修や改築の実施を促進する。   | 県<br>村<br>社会福祉法人等 |                              | 防災安全課<br>健康福祉課 |
| ○  | 関係機関からの支援及び派遣要請にどのようなものが予想されるかを検討のうえ、マニュアルの見直しを進めていく。また、大規模災害発生時に町の救護班が不足した場合に備え、防災訓練の実施などにより、公的医療機関や医師会との連携体制を強化する。 | 村<br>医療機関         |                              | 防災安全課<br>健康福祉課 |
| ○  | 災害発生時の医療提供体制確保のため、県や圏域で行われる会議や図上訓練への参加等により、県や関係機関との連携体制の強化を図る。   | 村                 |                              | 健康福祉課          |
| ○  | 引き続き、保健医療調整本部の体制の強化及び市町村との連携体制強化のために研修等を実施するとともに、災害発生時におけるコーディネート機能を担う体制を構築するため、災害医療コーディネーターの養成を図っていく。               | 県                 |                              |                |

| リスクシナリオ  |  |   |    |
|--|--|---|----|
| 2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足、被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 |  |   |    |
| 番号   | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価   | 再掲 |
| 6  | <応急手当等の普及啓発><br>災害発生時に地域の相互扶助による応急手当等を普及啓発するため、消防機関等において救命講習を実施している。   | 相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等に対応する体制を構築し、医療リソースの需要を軽減させていく必要がある。  |    |
| 7  | <医療機関における水源の確保><br>災害発生時に人工透析等の医療提供体制を確保するため、医療機関における業務継続計画の策定を進めるなど医療機関の体制の強化を図っている。  | 人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平時からの地下水活用など水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築していく必要がある。   |    |
| 8  | <広域搬送の体制の確保><br>災害発生時に多数の傷病者が発生し、被災地域内での治療が困難な状況に陥った場合に、傷病者を被災地域外の医療施設まで航空機で搬送するため、患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）を設置することとして、資機材を整備している。 | 多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保する必要がある。  |    |
| 9  | <お薬手帳の利用啓発><br>災害発生時に医療施設が被災し、患者情報の確認が困難な場合でも、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けられるように、「おくすり手帳」の普及啓発を行っている。  | 持病者が災害時に必要な投薬を受けられるよう「お薬手帳」の作成や携行について啓発していく必要がある。   |    |
| 【防災ヘリコプターの運航の確保】                                     |  |   |    |
| 10   | <防災ヘリコプターの連携体制の確立><br>他都道府県の防災航空隊や防災関係機関と相互の連携・協力関係を確立するため、定期的に訓練を実施している。大規模災害が発生した場合の他都道府県からの広域航空消防応援に係る受入体制に係るマニュアルを作成し、体制を整えている。                      | 防災関係機関相互の連携体制を確立するため、引き続き、統一的な航空機の運用調整の下、訓練を実施する必要がある。また、相互応援協定に基づく隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう、引き続き、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する必要がある。 |    |
| 【避難者の健康対策】   |  |   |    |
| 11   | <避難所外避難者の対策><br>災害発生時における被災者の健康管理を行うため、保健医療に係る機関で統一的な様式を定めるなど広域支援・多機関連携体制の整備を進めている。また、保健医療調整本部の体制強化を図り、市町村との連携体制強化を図るため研修等を実施している。                       | 車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係府省庁・地方公共団体間の連携又チームの構築を推進する必要がある。また、迅速な被災者支援のために市町村による被災者台帳作成の事前準備を促進する必要がある。                     |    |

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。

リスクシナリオ 2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足、被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

| 重点項目             | 対応方針<br>(今後必要となる取組・施策)   | 取組主体           | 重要業績評価指標(参考値) | 担当課            |
|------------------|--|----------------|---------------|----------------|
|                  | 引き続き、応急手当等の普及啓発のため、消防機関等が実施している救命講習への受講を促していく。   | 県<br>村<br>消防本部 |               | 防災安全課          |
|                  | 人工透析等の医療提供体制を確保するため、医療機関の水源について、地下水活用など水源の多重化について促していく。  | 県              |               |                |
|                  | 広域医療搬送を円滑に実施するため、引き続き、広域医療搬送の体制を構築するとともに、広域医療搬送を想定した訓練等を実施する。  |                |               |                |
|                  | 災害発生時においても、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けられることができるよう、「お薬手帳」の携行について普及啓発を図る  | 県<br>村<br>薬剤師会 |               | 健康福祉課          |
| 【防災ヘリコプターの運航の確保】 |  |                |               |                |
| ○                | ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係機関相互の連携体制を確立するため、県総合防災訓練や合同式本部図上訓練等において、統一的な航空機の運用調整の下、訓練を実施する。また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する。 | 県              |               |                |
| 【避難者の健康対策】       |  |                |               |                |
| ○                | 引き続き、災害時の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部の体制や市町村との連携体制強化のため研修等を実施する。<br>また、被災者台帳作成のための事前準備を促すための支援を進めていく。  | 県<br>村         |               | 防災安全課<br>健康福祉課 |

| リスクシナリオ  |  |   |    |
|--|--|---|----|
| 2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足、被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 |  |   |    |
| 番号   | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価   | 再掲 |
| 12   | <p><b>&lt;長期間にわたる避難生活対策&gt;</b><br/>                     災害発生時における被災者の健康管理を行うため、保健医療に係わる機関で統一的な様式を定めるなど広域支援・多機関連携体制の整備を進めている。また、保健医療調整本部の体制強化を図り、市町村との連携体制強化を図るため研修等を実施している。</p>   | <p>主に災害急性期 亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉塞症（いわゆるエコノミクス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。</p> |    |
| <b>【要配慮者への支援等】</b>                                   |  |   |    |
| 13   | <p><b>&lt;要配慮者等への支援&gt;</b><br/>                     災害発生時に要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）に対する支援を行うため、県では、避難所等で福祉・介護の専門的な視点で支援活動を行う災害福祉支援チーム（DCAT）の派遣体制を構築し、また、避難所等における要配慮者支援の重要性について、市町村に対する研修や会議を通じ啓発している。<br/>                     また、県が進めているDCATの派遣体制整備に向けて、県が開催する研修会や会議に参加している。</p> | <p>県では避難所での福祉ニーズの把握や生活環境等に配慮した対応等ができるようにDCATチームを要請するとともに、県外から派遣要請があった場合の受入体制を整備する必要がある。<br/>                     市町村では、県が進めているDCAT派遣体制整備に向けて、県が主催する研修や会議に参加するとともに、県の取り組みに協力する必要がある。</p>   |    |
| 14   | <p><b>&lt;男女のニーズの違いに配慮した支援&gt;</b><br/>                     男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制を構築するため、防災訓練や避難所運営訓練において、男女のニーズの違いに配慮したシナリオを取り入れているよう検討している。</p>  | <p>避難所では、生活環境が変化し、性別により役割分担がなされる傾向にあるなど、様々な不安や悩みを抱えることが考えられることから、引き続き、男女のニーズを的確に把握し、それぞれに配慮した支援を行う必要がある。</p>  |    |
| 15   | <p><b>&lt;心のケア体制の確保&gt;</b><br/>                     心の健康づくりを推進するため、こころの病気とその対応についての普及啓発や支援者の育成、子どもらへのストレスの対処方法等の情報提供、相談窓口の周知を行っている。</p>   | <p>被災時は平常時より強いストレスにさらされ、誰でも心身の反応や症状が現れる可能性があるため、災害時のストレスに対応した方法も含めた心の健康づくりを推進していく必要がある。</p>   |    |
| 16   | <p><b>&lt;児童生徒の心のサポート&gt;</b><br/>                     被災による急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害等の発症が心配される児童生徒等の心のケアを行うため、スクールカウンセラーの派遣等を行っている。</p>  | <p>満たしている。</p>  |    |

リスクシナリオ 2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足、被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

| 重点項目 | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)  | 取組主体           | 重要業績評価指標(参考値) | 担当課            |
|------|---|----------------|---------------|----------------|
| ○    | <p>災害発生時の中長期的なケア・健康管理を含めた災害時の保健医療活動を実施する体制を強化するため、引き続き、研修等の実施より保健医療調整本部の体制の強化及び市町村との連携の強化を行うと共に広域支援の受け入れ体制についても整備を進める。</p>  | 県<br>村         |               | 防災安全課          |
| ○    | <p>災害発生時における要配慮者の支援体制の整備に向けて、県は災害福祉支援チーム（DCAT）の養成研修を実施するとともに、県外からの支援受け入れ態勢について検討する。町は、県のDCAT派遣体制整備に向けて、引き続き、県が開催する研修や会議に参加するとともに、県の取組に協力する。</p>   | 県<br>村<br>医療機関 |               | 防災安全課<br>健康福祉課 |
| ○    | <p>男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制を構築するため、引き続き、男女のニーズの違いに配慮した避難所運営訓練等を実施する。</p>   | 村              |               | 防災安全課          |
| ○    | <p>災害時のストレスへの対応を含めた心の健康づくりを推進するため、引き続き、こころの病気とその対応についての普及啓発、ストレスの対処法等の情報提供、相談窓口の周知等を図る。<br/>                     また、災害発生時には、災害派遣精神医療チーム（DPAT）との役割分担を踏まえた心のケア実施の支援体制が必要となることから、役割分担を踏まえた連携体制を構築する。</p> |                |               |                |
| ○    | <p>被災児童生徒等に対する心のサポートについて、災害発生時における迅速な対応が可能となるよう、引き続き、県と連携して児童生徒等の心をケアする体制整備を図る。</p>   | 県<br>村         |               | 教育委員会          |

| リスクシナリオ  |  |  |   |
|--|--|--|---|
| 2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足、被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 |  |  |   |
| 番号   | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価  |   |
| 17   | <外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化><br>外国人を含む観光客に対する防災情報提供として、村の管理する観光施設等にWi-Fi利用環境を整備する予定である。  | 村が管理する施設等のWi-Fi利用環境を整備するとともに、利用範囲の拡大等の取組を促進する必要がある。  |   |
| 18   | <動物救護対策><br>地域防災計画において、避難所におけるペットの飼育管理及び環境衛生の維持を図るため、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主に対し一緒に避難したペットの適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに、必要な措置を講じている。                | ペットの飼育に関する正しい知識が十分でない場合、同行避難や、避難所での正しい飼養が難しくなるため、平時からペットの正しい知識の習得や災害時における行動について、普及啓発を図る必要がある。      |   |
| 【道路施設の防災対策】  |  |  |   |
| 18   | <緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策><br>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。   | 依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資の物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。 | ○ |
| 19   | <緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策><br>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。   | 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。                          | ○ |
| 20   | <村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策><br>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。   | 整備後、相当の年数を経過している農道、林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。                                      | ○ |
| 21   | <道路における障害物の除去><br>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。<br>また、重要物流道路及び代替補・完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。 | 地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。                        | ○ |
| 22   | <幹線街路の整備><br>市街地における災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、国・県と連携して幹線街路の整備を推進している。   | 道路の未整備区間が多く、集落での災害発生時における避難路の確保や延焼防止が課題であるため、幹線道路の整備を推進する必要がある。                                    | ○ |

| 重点項目        | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)   | 取組主体        | 重要業績評価指標(参考値) | 担当課                     |
|-------------|--|-------------|---------------|-------------------------|
| ○           | 外国人を含む観光客等に対する防災情報提供体制を強化するため、多言語による情報の発信について検討する。   | 村           |               | 防災安全課                   |
|             | 災害時におけるペットの同行避難や平時の備え等について普及啓発を図るため、広報誌やホームページへの掲載、パンフレットの作成等により周知するとともに、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主に対してペットの適正な飼養に関する助言・指導を行う。<br>また、住民に対する理解促進のため、防災訓練等の機会に同行避難を想定した訓練を実施する。 | 県<br>村      |               | 農林畜産課<br>防災安全課<br>健康福祉課 |
| 【道路施設の防災対策】 |  |             |               |                         |
| ○           | 災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。  | 国<br>県<br>村 |               | 建設課                     |
| ○           | 緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。   | 国<br>県<br>村 |               | 建設課                     |
| ○           | 農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。   | 県<br>村      | 林道施設庁寿命化対策等実施 | 農林畜産課                   |
|             | 迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。                            | 国<br>県<br>村 |               | 建設課                     |
| ○           | 市街地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、国・県と連携を図りながら、幹線街路の整備を推進する。  | 国<br>県<br>村 |               | 建設課                     |

| リスクシナリオ  |  |   |    |
|--|--|---|----|
| 2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足、被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 |  |   |    |
| 番号   | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価   | 再掲 |
| 【緊急車両・災害拠点病院に対する燃料の確保】                               |  |   |    |
| 23   | <p>&lt;石油燃料供給の確保&gt;<br/>青森県石油商業組合下北支部と災害時の石油燃料の供給に関する協定を締結し、災害時に備えた石油燃料の備蓄と、村の要請による優先供給を図っている。また、県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、緊急車両について県都の情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している。</p> | <p>災害発生においては青森県石油商業組合との協定が有効に機能するよう、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。</p>             |    |
| 24   | <p>&lt;緊急車両等への燃料供給の確保&gt;<br/>災害発生時において、緊急車両や災害対応に従事する車両等への燃料を確保するため、青森県石油商業組合下北支部と優先供給に係る協定を締結している。</p>   | <p>災害発生時において、金融車両等への燃料供給を確保するため、青森県石油商業組合下北支部との連携体制を維持する必要がある。</p>          |    |
| 25   | <p>&lt;医療施設の燃料等確保&gt;<br/>診療所の自家発電燃料について、青森県石油商業組合下北支部と締結している「災害時における石油燃料の優先供給に関する協定書」により優先供給の提供を受けることとしている。</p>   | <p>災害時に村内の取扱業者が必要量を確保できない場合、供給が受けられないことが予想されることから、損害業者からの調達による確保が必要である。</p> |    |

リスクシナリオ 2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足、被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

| 重点項目 | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)                                       | 取組主体      | 重要業績評価指標(参考値) | 担当課   |
|------|--|-----------|---------------|-------|
| ○    | 災害発生時において、必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、石油燃料供給・連絡体制の構築を検討する。    | 県<br>村    |               | 防災安全課 |
| ○    | 災害発生時において、協定に基づき緊急車両等への燃料の優先供給を確保できるよう、引き続き、連絡体制に係る情報更新等を行う。 | 村         |               | 防災安全課 |
| ○    | 停電時でも医療行為が行えるよう、不測の事態に備え、損害業者からの調達による確保に努める。                 | 村<br>医療機関 |               | 防災安全課 |

| 事前に備えるべき目標  |  |  |    |
|---|--|--|----|
| 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境               |  |  |    |
| リスクシナリオ   |  |  |    |
| 2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生 |  |  |    |
| 番号  | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価  | 再掲 |
| <b>【住宅・病院・学校等の耐震化】</b>                                |  |  |    |
| 1   | <b>&lt;住宅の耐震化&gt;</b><br>住宅の耐震診断及び耐震改修の必要性等についての普及・啓発を行うとともに、木造住宅の耐震診断及び耐震改修を行おうとする所有者等の負担を低減する税制や融資制度の周知に努めている。                             | 平成27年時点の住宅の耐震化率は53%と低く、耐震化が行われていない住宅があるとともに、積雪時における地震による被害リスクが大きいことから、耐震化を促進する必要がある。 | ○  |
| 2   | <b>&lt;大規模建築物の耐震化&gt;</b><br>特定建築物の耐震化の状況は90%である。そのうち災害時の拠点・避難施設となる建築物の耐震化率は100%である。   | 平成27年時点の特定建築物の耐震化率は90%であり、耐震化が行われていない建築物があることから、耐震化を促進する必要がある。                       | ○  |
| 3   | <b>&lt;公営住宅の耐震化・老朽化対策&gt;</b><br>村営住宅の耐震化の状況は100%である。引続き安全性を維持するため老朽化対策に取り組んでいる。   | 耐震化率100%を達成しているものの、村営住宅の木造が築17年、RC造が築15年と築10年を経過することから、老朽化対策に取り組む計画的な修繕を実施する必要がある。   | ○  |
| 4   | <b>&lt;病院施設の耐震化&gt;</b><br>災害発生時の医療機能確保のため、病院施設の耐震化を推進している。  | 村内診療所のうち耐震基準を満たしていない白糠診療所について、災害発生時に機能不全に陥らないよう施設の耐震化が必要である。                         | ○  |
| 5   | <b>&lt;社会福祉施設等の耐震化&gt;</b><br>災害発生時に、避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉サービス事業所等、児童福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進しており、村内においては全施設で耐震基準を満たしている。 | 現時点では、全施設で耐震基準を満たしているが、今後老朽化対策が必要となる施設に対し、対策を促進していく必要がある。                            | ○  |
| 6   | <b>&lt;公立学校施設等の耐震化・老朽化対策&gt;</b><br>児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難所等としての役割を果たす公立学校施設の地震に対する安全性を向上させるため、施設の耐震化・老朽化対策に取り組んでおり、村内の全学校施設で耐震基準を満たしている。  | 全ての学校施設で耐震基準を満たしているが、今後老朽化対策が必要となる施設に対し、対策を促進していく必要がある。                              | ○  |
| <b>【避難所及び避難場所の指定・確保】</b>                              |  |  |    |
| 7   | <b>&lt;指定緊急避難所及び指定避難所の指定&gt;</b><br>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図っている。   | 令和7年4月現在で39の指定避難所をしているが、大規模災害時や観光客等の避難所を確保するため、指定避難所や指定緊急避難場所の確保を進めていく必要がある。         | ○  |

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。

リスクシナリオ 2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

| 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】  |  |               |                                     |                |
|---|--|---------------|-------------------------------------|----------------|
| 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給が不足する事態を防ぐため、帰宅困難者の避難・輸送体制の強化、支援物資等の供給体制の確保を図る。 |  |               |                                     |                |
| 重点項目  | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)   | 取組主体          | 重要業績評価指標(参考値)                       | 担当課            |
| ○   | 住宅の耐震化を一層促進するため、引き続き耐震診断及び耐震改修の必要性等についての普及・啓発を行うとともに、木造住宅の耐震診断及び耐震改修を行おうとする所有者等の負担を低減する税制や融資制度の周知に努める。また、木造住宅の耐震診断・耐震改修工事等へ補助等を検討する。 | 県村            | ○住宅の耐震化率<br>53%【H27】<br>→95%【R2】    | 建築住宅課          |
| ○   | 大規模建築物等の耐震化を一層促進するため、県と連携を図りながら、建物所有者へ耐震診断・耐震改修の必要性について普及啓発を図る。  | 県村            | ○特定建築物の耐震化率<br>90%【H27】<br>→95%【R2】 | 防災安全課<br>建築住宅課 |
| ○   | 村営住宅の地震に対する安全性を一層向上させるため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、計画的かつ効果的に老朽化対策を推進する。   | 村             | ○村営住宅の耐震化率<br>→100%【H27】            | 建築住宅課          |
| ○   | 引き続き、県と連携し、耐震化されていない病院の耐震改修等を促進する。   | 県村<br>施設管理者等  | 東通村診療所 耐震化済み<br>白糠診療所 耐震化が必要        | 防災安全課<br>健康福祉課 |
| ○   | 県及び村は、社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き、耐震改修や改築の実施を促進する。   | 県村<br>社会福祉法人等 |                                     | 防災安全課<br>健康福祉課 |
| ○   | 公立学校施設については、児童・生徒等の安全確保及び避難所等としての防災機能の強化を図るため、国の交付金等を活用し老朽改修などを実施する。   | 村             |                                     | 教育委員会          |
| ○   | 災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。  | 村             |                                     | 防災安全課          |

| リスクシナリオ   |   |  |    |
|---|---|--|----|
| 2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生 |   |  |    |
| 番号  | 現在の取組・施策  | 脆弱性評価  | 再掲 |
| 8   | <b>&lt;福祉避難所の指定・協定締結&gt;</b><br>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するための取組を行っている。<br>令和8年4月時点で、施設福祉避難所(民間福祉施設を福祉避難所として指定)を1施設確保している。   | 大規模災害時において、多数の利用が見込まれるため、福祉避難所の指定を進めていく必要がある。  | ○  |
| 9   | <b>&lt;防災公共の推進&gt;</b><br>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進している。地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。 | 災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し、速やかな避難を確実に行うためには、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するか検証していく必要がある。 | ○  |
| 10  | <b>&lt;福祉施設・学校施設等の安全対策&gt;</b><br>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。  | 災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。                                  | ○  |
| <b>【防災意識の啓発・地域防災力の向上】</b>                             |   |  |    |
| 11  | <b>&lt;自主防災組織の設立・活性化支援&gt;</b><br>災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各区域に設立し、活動の充実強化を図っている。<br>令和8年4月現在、全5団体組織されている。  | 各自主防災組織による訓練等の支援を行い、活性化を図る必要がある。   | ○  |
| 12  | <b>&lt;防災意識の啓発&gt;</b><br>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報やホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。  | 災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取り組みを実施していく必要がある。   | ○  |
| 13  | <b>&lt;防災訓練の推進&gt;</b><br>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年、総合防災訓練を実施している。  | 津波避難訓練や避難所開設・運営訓練等の実動訓練の実施について支援を行っていく必要がある。   | ○  |

| 重点項目                      | 対応方針<br>(今後必要となる取組・施策)   | 取組主体          | 重要業績評価指標(参考値) | 担当課                     |
|---------------------------|--|---------------|---------------|-------------------------|
| ○                         | 災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等に参画を促すなど、福祉避難所の確保に取り組む。  | 村             |               | 防災安全課<br>健康福祉課          |
| ○                         | 引き続き、県と連携を図りながら、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。 | 県<br>村        |               | 防災安全課<br>建設課            |
| ○                         | 避難計画の作成を着実に進めるため、関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進めるよう指導・助言する。  | 県<br>村<br>事業者 |               | 防災安全課<br>健康福祉課<br>教育委員会 |
| <b>【防災意識の啓発・地域防災力の向上】</b> |  |               |               |                         |
| ○                         | 災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、各種研修会参加を促したり、必要となる物資の確保に努めていく。  | 県<br>村        |               | 防災安全課                   |
| ○                         | 地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら防災意識の啓発を図る。<br>また、引き続き広報や防災訓練等を通じての防災意識の啓発を図る。  | 県<br>村        |               | 防災安全課                   |
| ○                         | 引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の避難訓練等の支援を実施する。  | 県<br>村        |               | 防災安全課                   |

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。

リスクシナリオ 2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

| リスクシナリオ   |   |  |    |
|---|---|--|----|
| 2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生 |   |  |    |
| 番号  | 現在の取組・施策  | 脆弱性評価  | 再掲 |
| 14  | <b>&lt;地区防災計画策定の推進&gt;</b><br>コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行う。  | 大規模災害時において、行政等と連携した自助・共助による災害対策により、地区防災計画策定の普及啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。    | ○  |
| <b>【支援物資等の供給体制の確保】</b>                                |   |  |    |
| 15  | <b>&lt;非常物資の備蓄&gt;</b><br>災害発生時に被災者の食料や日用品等を確保するため、物資の確保に関する協力体制の整備や備蓄の確保を進める必要がある。   | 住民に対して、家庭内備蓄について普及啓発活動を図る必要がある。また、村内における商店等と支援物資の供給に関する協定を推進するなど備蓄の確保を図る必要がある。           | ○  |
| 16  | <b>&lt;災害発生時の物流インフラの確保&gt;</b><br>災害発生時における避難所への救援物資等の円滑な輸送を確保するため、災害発生時に利用する輸送経路等について、県と連携しながら、道路等の物流インフラの強化策を検討している。  | 大規模災害発生時に、輸送経路等の寸断などにより物流機能の低下が懸念されることから、災害に強い物流インフラを確保する必要がある。                          |    |
| 17  | <b>&lt;石油燃料供給の確保&gt;</b><br>青森県石油商業組合下北支部と災害時の石油燃料の供給に関する協定を締結し、災害時に備えた石油燃料の備蓄と、村の要請による優先供給を図っている。<br>また、県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、緊急車両について県都の情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している。 | 災害発生においては青森県石油商業組合との協定が有効に機能するよう、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。                                 |    |
| 18  | <b>&lt;避難所等への燃料供給の確保&gt;</b><br>災害発生時に液化石油ガス等を調達するため、(一社)青森県エルピーガス協会との間で「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」を締結している。  | 災害発生時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、(一社)青森県エルピーガス協会との連携体制を維持する必要がある。                     |    |
| 19  | <b>&lt;避難所における水等の確保&gt;</b><br>災害発生時、避難所における水を確保するため、水道事業者(市町村等)において、応急給水の体制を整え、応急給水資機材の整備を行うと共に、水道災害相互応援協定により圏内水道事業者が相互に水道施設の復旧と、運搬給水等による水の確保について応援することとしている。  | 物資の不足が生活環境の極度の悪化につながるよう、避難所で必要となる水等の物資について、水道の応急対策の強化、多様な水源の利用や普及推進など、水等の確保に向けた取組が必要である。 |    |

| 重点項目 | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)   | 取組主体   | 重要業績評価指標(参考値) | 担当課            |
|------|--|--------|---------------|----------------|
| ○    | 災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等に参画を促すなど、福祉避難所の確保に取り組む。  | 村      |               | 防災安全課<br>健康福祉課 |
|      |  |        |               |                |
| ○    | 県と協力し備蓄品の確保を進めるとともに、引き続き、県と連携を図りながら、住民に対して食料を備蓄するよう啓発するとともに、物資供給に関する協定の締結を推進する。  | 県<br>村 |               | 防災安全課          |
| ○    | 災害発生時に救援物資等の円滑な輸送を確保するため、県が進めている防災物流インフラ強化計画の策定に協力するとともに、計画策定後は、本計画に基づき県と連携しながら危険箇所対策を検討する。                                  | 県<br>村 |               | 防災安全課<br>建設課   |
| ○    | 災害発生時において、必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、石油燃料供給・連絡体制の構築を検討する。  | 県<br>村 |               | 防災安全課          |
| ○    | 災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、供給対象・連絡体制に係る情報更新等を行う。  | 村      |               | 防災安全課          |
| ○    | 災害発生時における避難所の水等を確保するため、引き続き水道事業者等の関係者間で応急給水等に向けた連携を高め、多様な水源の利用について普及を図る。<br>また、飲料水をはじめとする災害時の物資の供給に関する協定の締結を県の防災担当課と連携し推進する。 | 県<br>村 |               | 防災安全課<br>上下水道課 |

| リスクシナリオ   |  |   |    |
|---|--|---|----|
| 2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生 |  |   |    |
| 番号  | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価   | 再掲 |
| 20  | <下水道施設の耐震化・老朽化対策><br>災害発生時においても公衆衛生を確保するため、下水道施設の計画的な維持管理を実施している。  | 供用開始がH14で、耐用年数を経過した設備機器や調達が困難な保守部品が増加し、今後の運転管理の不安や処理機能低下のリスクを抱えている。   |    |
| 21  | <下水道事業の業務継続計画の策定><br>下水道施設が住民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持又は早期復旧することが必要不可欠であることから、業務継続計画を策定している。                                  | 災害発生時には、人・物等利用できる資源の制限を考慮する必要があることから、参集人員想定や災害事例を研究し必要装備の確保を図るとともに業務継続計画を見直す必要がある。  |    |
| 22  | <避難所等におけるトイレ機能の確保><br>災害発生時の避難所等における衛生環境の維持のため、仮設トイレ等の確保に係る検討を進めている。   | 現在、災害発生時は避難所等に設置されている既設トイレの活用が中心となっていることから、汚水処理施設等の機能が停止した場合においても、避難所等の衛生環境を維持出来るよう、仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ等の数量、及び調達方法をあらかじめ定めておく必要がある。   |    |
| 【避難者の健康対策】  |  |   |    |
| 23  | <避難所外避難者の対策><br>災害発生時における被災者の健康管理を行うため、保健医療に係わる機関で統一的な様式を定めるなど広域支援・多機関連携体制の整備を進めている。また、保健医療調整本部の体制強化を図り、市町村との連携体制強化を図るため研修等を実施している。    | 車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する必要がある。また、迅速な被災者支援のために市町村による被災者台帳作成の事前準備を促進する必要がある。   | ○  |
| 24  | <長期間にわたる避難生活対策><br>災害発生時における被災者の健康管理を行うため、保健医療に係わる機関で統一的な様式を定めるなど広域支援・多機関連携体制の整備を進めている。また、保健医療調整本部の体制強化を図り、市町村との連携体制強化を図るため研修等を実施している。 | 主に災害急性期 亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉塞症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。 |    |

| 重点項目 | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)  | 取組主体   | 重要業績評価指標(参考値)                               | 担当課            |
|------|---|--------|---|----------------|
| ○    | 災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ストックマネジメント計画に基づき老朽化した下水道施設の点検を行い、点検結果等を踏まえて改築・更新計画を策定する。  | 村      |   | 上下水道課          |
| ○    | 毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等から示される対応策等を踏まえ、業務継続計画の見直しを行う。そのため体制を構築するとともに、関係機関との連携強化を図る。                                    | 村      | 東通村下水道事業業務継続計画の策定<br>策定済【H28】<br>→随時見直し【R4】 | 上下水道課          |
| ○    | 災害発生時における仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレの調達について、県と協力し避難所へ備蓄・配備を行う。<br>また、業者との協力体制を構築するとともに、家庭における携帯トイレの備蓄についての普及啓発を図る。            | 県<br>村 |   | 防災安全課          |
|      |   |        |   |                |
| ○    | 引き続き、災害時の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部の体制や市町村との連携体制強化のため研修等を実施する。また、被災者台帳作成のための事前準備を促すための支援を進めていく。                         | 村      |   | 防災安全課<br>健康福祉課 |
| ○    | 災害発生時の中長期的なケア・健康管理を含めた災害時の保健医療活動を実施する体制を強化するため、引き続き、研修等の実施より保健医療調整本部の体制の強化及び市町村との連携の強化を行うと共に広域支援の受け入れ体制についても整備を進める。 | 県<br>村 |   | 防災安全課<br>健康福祉課 |

| 事前に備えるべき目標   |  |   |    |
|--|--|---|----|
| 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。 |  |   |    |
| リスクシナリオ  |  |   |    |
| 2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止                       |  |   |    |
| 番号   | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価   | 再掲 |
| 【支援物資等の供給体制の確保】  |  |   |    |
| 1  | ＜非常物資の備蓄＞<br>災害発生時に被災者の食料や日用品等を確保するため、物資の確保に関する協力体制の整備や備蓄の確保を進める必要がある。   | 住民に対して、家庭内備蓄について普及啓発活動を図る必要がある。また、村内における商店等と支援物資の供給に関する協定を推進するなど備蓄の確保を図る必要がある。  | ○  |
| 2  | ＜災害発生時の物流インフラの確保＞<br>災害発生時における避難所への救援物資等の円滑な輸送を確保するため、災害発生時に利用する輸送経路等について、県と連携しながら、道路等の物流インフラの強化策を検討している。  | 大規模災害発生時に、輸送経路等の寸断などにより物流機能の低下が懸念されることから、災害に強い物流インフラを確保する必要がある。   | ○  |
| 3  | ＜石油燃料供給の確保＞<br>青森県石油商業組合下北支部と災害時の石油燃料の供給に関する協定を締結し、災害時に備えた石油燃料の備蓄と、村の要請による優先供給を図っている。<br>また、県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結して災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、緊急車両について県都の情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している。 | 災害発生においては青森県石油商業組合との協定が有効に機能するよう、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。  | ○  |
| 4  | ＜避難所等への燃料供給の確保＞<br>災害発生時に液化石油ガス等を調達するため、(一社)青森県エルピーガス協会との間で「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」を締結している。  | 災害発生時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、(一社)青森県エルピーガス協会との連携体制を維持する必要がある。  | ○  |
| 5  | ＜避難所における水等の確保＞<br>災害発生時、避難所における水を確保するため、水道事業者(市町村等)において、応急給水の体制を整え、応急給水資機材の整備を行うと共に、水道災害相互応援協定により圏内水道事業者が相互に水道施設の復旧と、運搬給水等による水の確保について応援することとしている。  | 物資の不足が生活環境の極度の悪化につながるよう、避難所で必要となる水等の物資について、水道の応急対策の強化、多様な水源の利用や普及推進など、水等の確保に向けた取組が必要である。  | ○  |
| 6  | ＜避難所におけるトイレ機能の確保＞<br>災害発生時の避難所等における衛生環境の維持のため、仮設トイレ等の確保に係る検討を進めている。  | 現在、災害発生時は避難所等に設置されている既設トイレの活用が中心となっていることから、汚水処理施設等の機能が停止した場合においても、避難所等の衛生環境を維持出来るよう、仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ等の数量、及び調達方法をあらかじめ定めておく必要がある。 | ○  |

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。

リスクシナリオ 2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

| 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】  |  |        |               |                |
|---|--|--------|---------------|----------------|
| 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止を防ぐため、支援物資等の供給体制の確保や水道施設・物流関連施設の防災対策の推進を図る。 |  |        |               |                |
| 重点項目  | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)   | 取組主体   | 重要業績評価指標(参考値) | 担当課            |
| ○   | 県と協力し備蓄品の確保を進めるとともに、引き続き、県と連携を図りながら、住民に対して食料を備蓄するよう啓発するとともに、物資供給に関する協定の締結を推進する。  | 県<br>村 |               | 防災安全課          |
| ○   | 災害発生時に救援物資等の円滑な輸送を確保するため、県が進めている防災物流インフラ強化計画の策定に協力するとともに、計画策定後は、本計画に基づき県と連携しながら危険箇所対策を検討する。                                  | 県<br>村 |               | 防災安全課<br>建設課   |
| ○   | 災害発生時において、必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、石油燃料供給・連絡体制の構築を検討する。  | 県<br>村 |               | 防災安全課          |
| ○   | 災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、供給対象・連絡体制に係る情報更新等を行う。  | 村      |               | 防災安全課          |
| ○   | 災害発生時における避難所の水等を確保するため、引き続き水道事業者等の関係者間で応急給水等に向けた連携を高め、多様な水源の利用について普及を図る。<br>また、飲料水をはじめとする災害時の物資の供給に関する協定の締結を県の防災担当課と連携し推進する。 | 県<br>村 |               | 防災安全課<br>上下水道課 |
| ○   | 災害発生時における仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレの調達について、県と協力し避難所へ備蓄・配備を行う。<br>また、業者との協力体制を構築するとともに、家庭における携帯トイレの備蓄についての普及啓発を図る。                     | 県<br>村 |               | 防災安全課          |

| リスクシナリオ                                    |  |   |   |
|--|--|---|---|
| 2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 |  |   |   |
| 番号   | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価   |   |
| <b>【水道施設の防災対策】</b>                         |  |   |   |
| 7  | <b>&lt;水道施設の耐震化・老朽化対策&gt;</b><br>災害時の給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めることとしている。  | 人口減少を踏まえた更新計画策定や、アセットマネジメント（資産管理）を活用し、施策を推進する必要がある。   |   |
| 8  | <b>&lt;応急給水資機材の整備&gt;</b><br>断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水の確保が可能なように、水道事業者においては応急給水のための体制を整えとともに、応急給水資機材の整備を図っている。  | 断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、応急給水資機材の整備を拡充していく必要がある。   |   |
| 9  | <b>&lt;水道施設の応急対策&gt;</b><br>災害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水が可能なように、水道事業者においては応急復旧のための体制を整えとともに、修繕資機材の整備を図っている。   | 災害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水を再開するため、修繕資機材の整備を図る必要がある。また、各浄水場間のバックアップ給水が可能となるよう取水井の施設追加や相互融通のための連絡管の建設が必要である。 |   |
| <b>【道路施設の防災対策】</b>                         |  |   |   |
| 10   | <b>&lt;緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策&gt;</b><br>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。  | 依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資の物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。            | ○ |
| 11   | <b>&lt;緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策&gt;</b><br>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。   | 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。                                     | ○ |
| 12   | <b>&lt;村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策&gt;</b><br>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。  | 整備後、相当の年数を経過している農道、林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。   | ○ |
| 13   | <b>&lt;道路における障害物の除去&gt;</b><br>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。また、重要物流道路及び代替輸送路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。 | 地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。                                   | ○ |

| 重点項目 | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)  | 取組主体        | 重要業績評価指標(参考値)          | 担当課   |
|------|---|-------------|------------------------|-------|
| ○    | 災害時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や水道施設の耐震化等を推進する。  | 村           | 基幹管路の耐震化率<br>19.6%【R2】 | 上下水道課 |
| ○    | 断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、引き続き、必要に応じ、応急給水体制を見直し、応急給水資機材の更新を図る。  | 村           |                        | 上下水道課 |
| ○    | 災害時に水道施設及び管路に被害が発生しても速やかに給水を再開するため、引き続き、必要に応じ、応急復旧体制の見直し及び修繕資機材の更新を図り、各浄水場間のバックアップ給水が可能となるよう取水井の施設追加や相互融通のための連絡管の建設整備を進める。                      | 村           |                        | 上下水道課 |
| ○    | 災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。                               | 国<br>県<br>村 |                        | 建設課   |
| ○    | 緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。  | 国<br>県<br>村 |                        | 建設課   |
| ○    | 農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。  | 県<br>村      | 林道施設庁寿命化対策等実施          | 農林畜産課 |
| ○    | 迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。 | 国<br>県<br>村 |                        | 建設課   |

| リスクシナリオ                                    |  |  |    |
|--|--|--|----|
| 2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 |  |  |    |
| 現在の取組                                      | 現在の取組・施策   | 現在の取組・施策   | 再掲 |
| <b>【公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策】</b>             |  |  |    |
| 14   | <p>&lt;港湾・漁港施設の耐震化・老朽化対策&gt;</p> <p>漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域集落の拠点としての重要な役割を担うことから、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。</p>  | <p>村管理の4漁港は、H26 H27に耐震化工事を行い完了済みである。老朽化対策については、H27から事業実施中であり、今後も継続して対策工事を行うこととしている。</p>  | ○  |
| <b>【食料生産体制の強化】</b>                         |  |  |    |
| 15   | <p>&lt;食料生産体制の強化&gt;</p> <p>農業については、荒廃農地の発生防止と、農業の生産性向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。</p> <p>漁業については、水揚量の増加を図るため、生産者に対する働きかけを行っている。</p> | <p>農業については、水稲、野菜、果樹、果物、花き、畑作物等の多彩な農業生産が行われ、平成26年の農業総生産額は約2.7億円となっている。災害発生時においても農産物が安定供給できるよう平時から基盤整備や生産体制の強化を図る必要がある。</p> <p>水産業については、水揚量の増加に取り組んでいくことで、生産者だけでなく、水産加工業の振興につなげ、食料生産体制の安定化を図っていく必要がある。</p> |    |
|  | <p>&lt;農業・水産施設の老朽化対策&gt;</p> <p>農作物・水産物の安定供給のため、農業・漁港施設の老朽化対策を行っている。</p>   | <p>安定した農業生産を確保するためには、平時から営農基盤の強化が必要であることから、パイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を実施する必要がある。また、対策が講じられていない漁港施設があることから、老朽化対策を実施する必要がある。</p>   |    |
| <b>【帰宅困難者の避難体制の確保】</b>                     |  |  |    |
|  | <p>&lt;観光客等に対する広域避難の強化&gt;</p> <p>災害発生時に地域住民や観光客等が安全に避難できる避難所等を確保するため、指定避難所等の指定を進めている。</p>   | <p>村内で開催される祭りなどの期間中に災害が発生し、観光客等が帰宅困難となった場合、村の避難施設だけでは十分に対応できないことが想定されるため、周辺市町村へ避難する広域避難などの対応を検討する必要がある。</p>  |    |

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防く。

リスクシナリオ 2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

| 重点項目 | 対応方針<br>(今後必要となる取組・施策)  | 取組主体        | 重要業績評価指標(参考値)  | 担当課          |
|------|---|-------------|--|--------------|
| ○    | 災害発生時の海路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を実施する。                          | 県村          | 漁港施設の機能強化工事完了漁港4漁港【H27】  | 水産課<br>建設課   |
| ○    | 農業については、担い手への農地の集積・集約化等により生産体制の強化を図る。漁業については、引き続き、漁船誘致や稚魚放流等により水揚量の増加を図る。 | 村           | 農業総生産額<br>2.7億円【H26】<br>→2.8億円【R3】                                       | 農林畜産課<br>水産課 |
| ○    | 引き続き、農作物・水産物の安定供給のため、農業・漁港施設の老朽化対策を実施する。                                  | 県村<br>土地改良区 | 農業用パイプハウスなどの農業施設の面積<br>2ha【H26】→2.5ha【R3】<br>漁港施設の長寿命化計画策定漁港<br>4漁港【H30】 | 農林畜産課<br>水産課 |
|      | 災害発生時に村の避難所だけでは十分に対応できない場合も想定し、県と連携を図りながら、周辺市町村へ避難する広域避難等について検討する。        | 県村          |  | 防災安全課        |

| 事前に備えるべき目標   |  |  |    |
|--|--|--|----|
| 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。 |  |  |    |
| リスクシナリオ  |  |  |    |
| 2-5 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生   |  |  |    |
| 番号   | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価  | 再掲 |
| 【集落の孤立防止対策】  |  |  |    |
| 1  | <p>&lt;集落の孤立防止対策&gt;</p> <p>災害発生時において、人命を守ることを最優先に、「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の「防災公共」の取組を県と一体となって推進している。この一環として、地震・大雨により孤立するおそれがある集落の把握や、そこに通じる道路・橋梁等の通行確保対策等に取り組んでいる。</p> | <p>防災公共推進計画等も踏まえながら、孤立のおそれがある集落や、道路・橋梁等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握の上、対策を実施していく必要がある。</p>   |    |
| 【孤立集落発生時の支援体制】   |  |  |    |
| 2  | <p>&lt;孤立集落発生時の支援体制の構築&gt;</p> <p>孤立集落が発生した場合は、食料や資機材等の物資輸送等の支援が必要となるため、市町村間の広域連携の観点から、自治体との相互応援協定を締結している。</p>   | <p>多数の孤立集落が同時に発生した場合でも対応が可能となるよう、関係機関による支援体制を確保する必要がある。</p>  |    |
| 【代替交通・輸送手段の確保】   |  |  |    |
| 3  | <p>&lt;代替交通手段の確保&gt;</p> <p>災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、関連事業者と情報共有を図る。</p>  | <p>災害発生時に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、関連事業者と情報共有を図る必要がある。</p>   | ○  |
| 4  | <p>&lt;代替輸送手段の確保&gt;</p> <p>海に面する当村の地域特性を生かし、災害発生時に漁港を利用した輸送確保も今後検討する。また、県においても漁港施設の老朽化・機能強化対策を行っている。</p>  | <p>大規模災害時において、陸上輸送の代替手段は海上輸送となることから、漁港施設の老朽化・機能強化対策を行う必要がある。</p>   |    |
| 【防災ヘリコプターの運航の確保】   |  |  |    |
| 5  | <p>&lt;防災ヘリコプターの連携体制の確立&gt;</p> <p>他都道府県の防災航空隊や防災関係機関と相互の連携・協力関係を確立するため、定期的に訓練を実施している。</p> <p>大規模災害が発生した場合の他都道府県からの広域航空消防応援に係る受入体制に係るマニュアルを作成し、体制を整えている。</p>   | <p>防災関係機関相互の連携体制を確立するため、引き続き、統一的な航空機の運用調整の下、訓練を実施する必要がある。</p> <p>また、相互応援協定に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ確かな活動が実施できるよう、引き続き、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する必要がある。</p> |    |

| 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】   |   |                 |                             |              |
|----------------------------|---|-----------------|-----------------------------|--------------|
| 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生を防ぐため、 |   |                 |                             |              |
| 重点項目                       | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)  | 取組主体            | 重要業績評価指標(参考値)               | 担当課          |
| ○                          | 災害発生時の集落の孤立防止に向けて、県との連携を図りながら、引き続き、孤立の恐れがある集落や、道路・橋梁等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握のうえ、必要な対策を実施する。 | 県<br>村          |                             | 防災安全課        |
|                            | 県及び周辺市町村や防災関係機関と連携し、孤立集落発生時に支援する内容について検討する。   | 県<br>村<br>圏域市町村 | 下北圏域5市町村国土強靱化計画策定<br>→R8年3月 | 防災安全課        |
| ○                          | 災害発生時等に道路が通行困難となった場合に代替交通手段が確保されるよう、関連事業者と情報共有を図っていくことを検討する。                              | 村               |                             | 防災安全課<br>建設課 |
| ○                          | 災害発生時の海路による輸送確保に向けて、今後検討する。また、県においては、引き続き、漁港施設の老朽化・機能強化対策を実施する。                           | 県<br>村          |                             | 防災安全課        |
| ○                          | ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係機関相互の連携体制を確立するため、県総合防災訓練や合同式本部図上訓練等において、統一的な航空機の運用調整の下、訓練を実施する。      | 県               |                             |              |
|                            | また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ確かな活動が実施できるよう、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する。          |                 |                             |              |

| リスクシナリオ                  |  |   |    |
|--------------------------|--|---|----|
| 2-5 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 |  |   |    |
| 番号                       | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価   | 再掲 |
| 6                        | <b>&lt;防災ヘリコプター等の活動の確保&gt;</b><br>災害発生時に防災ヘリコプター等が、被災地周辺に離着陸できるように、全市町村に1カ所以上、県内90カ所を場外離着陸場に指定している。  | 必要となる防災ヘリコプターの場外離着陸場については確保されているが、市町村から場外離着陸場の追加申請等がある場合は、現場確認の上、指定手続きを行う必要がある。   |    |
| <b>【道路施設の防災対策】</b>       |  |   |    |
| 7                        | <b>&lt;緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策&gt;</b><br>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。  | 依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資の物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。  | ○  |
| 8                        | <b>&lt;緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策&gt;</b><br>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。  | 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。   | ○  |
| 9                        | <b>&lt;村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策&gt;</b><br>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。  | 整備後、相当の年数を経過している農道、林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。   | ○  |
| 10                       | <b>&lt;道路における障害物の除去&gt;</b><br>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。<br>また、重要物流道路及び代替補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。 | 地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。   | ○  |
| 11                       | <b>&lt;復旧作業等に係る技術者等の確保&gt;</b><br>大規模災害等が発生した場合の応急対策業務（障害物除去用の重機・資機材等の調達を伴う工事）を速やかに実施するため、官民連携による対応力強化を図っている。  | 大規模災害発生時に、技術者の不足により復旧作業等に支障をきたすおそれがあることから、建設企業との連携を強化するとともに、i-Constructionを活用し、道路啓開や応急対策業務を迅速に行う人材を確保・育成する必要がある。※i-Construction ICT技術の活用、規格の標準化及び施工の平準化により生産性の向上を図る取組であり、ここでは技術者不足を補うための、災害時調査や復旧工事へのICT技術の活用、規格の標準化された工法等の採用を示す。 |    |

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。

リスクシナリオ 2-5 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

| 重点項目               | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)  | 取組主体        | 重要業績評価指標(参考値) | 担当課   |
|--------------------|---|-------------|---------------|-------|
| ○                  | 既存の場外離着陸場については、引き続き、定期的に現況調査を実施する。また、市町村から場外離着陸場の追加申請がある場合は、迅速に現場確認を行い、指定に向けた手続きを実施する。  | 県           |               |       |
| <b>【道路施設の防災対策】</b> |   |             |               |       |
| ○                  | 災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。                               | 国<br>県<br>村 |               | 建設課   |
| ○                  | 緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。  | 国<br>県<br>村 |               | 建設課   |
| ○                  | 農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。  | 県<br>村      | 林道施設庁寿命化対策等実施 | 農林畜産課 |
| ○                  | 迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。 | 国<br>県<br>村 |               | 建設課   |
| ○                  | 道路啓開や応急対策業務を迅速に行うため、i-Constructionを活用し、青森県建設業協会や青森県測量設計業協会等と締結している。災害時における応急対策業務に関する協定等の既存の取組を含め、官民連携による対応力強化に引き続き取り組んでいく。                      | 県           |               |       |

| 事前に備えるべき目標   |   |  |    |
|--|---|--|----|
| 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。 |   |  |    |
| リスクシナリオ  |   |  |    |
| 2-6 大規模な自然災害と感染症の同時発生  |   |  |    |
| 番号   | 現在の取組・施策  | 脆弱性評価  | 再掲 |
| <b>【感染症対策】</b>   |   |  |    |
| 1  | ＜避難所における衛生環境の維持＞<br>避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するためには、水、食料、トイレ、暖房等が必要であることから、村では、避難所運営に必要な資機材の不足に備え、市町村相互応援協定を締結しているほか、民間事業者等との協定による流通備蓄を進めている。 | 避難時における衛生的で良好な生活環境を確保するため、水、食料、トイレ、暖房等の物資について、公的備蓄を進めていくとともに、商店、メーカー、リース会社等と協力・提携する体制を構築する必要がある。 |    |
| 2  | ＜感染症への意識向上及び対応策の整備＞<br>災害発生時に感染症が発生した際、迅速な対応ができるよう、対応マニュアルの整備を進めるとともに、関係職員が円滑に対応できるよう感染症への意識向上に努めている。                                     | 災害発生時における避難所の感染症対策に係る普及啓発等については、今後、起こりうる感染症について各種研修及び訓練等を実施する必要がある。                              |    |
| 3  | ＜避難所における感染症対策＞<br>避難者に対し検温を実施し、感染症等の疑いがある者との隔離や、避難スペース等において人と人との距離を保つ等の対策を講じている。また、段ボール製間仕切りやベッドを備蓄し、感染予防対策を行っている。                        | 避難所での感染予防対策及び万が一感染者が発生した場合の対応についてのマニュアル整備、消毒剤及びマスク・フェイスシールド等を備蓄する必要がある。                          |    |
| 4  | ＜予防接種の促進＞<br>災害発生時における感染症の発生やまん延を防止するため、平時から予防接種を受けるよう、個別接種勧奨、普及啓発を行っている。   | 接種率の低い予防接種は、災害発生時に感染症の発生やまん延が起こる可能性が高いことから、予防接種の必要性について普及啓発を図るとともに、未接種者に対する接種勧奨を行う必要がある。         |    |
| <b>【下水道施設の機能確保】</b>  |   |  |    |
| 5  | ＜下水道施設の耐震化・老朽化対策＞<br>災害発生時においても公衆衛生を確保するため、下水道施設の計画的な維持管理を実施している。   | 供用開始がH14で、耐用年数を経過した設備機器や調達が困難な保守部品が増加し、今後の運転管理の不安や処理機能低下のリスクを抱えている。                              | ○  |
| 6  | ＜漁業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策＞<br>漁業集落排水施設の処理機能を維持するため、処理場については機器不調の際、その都度部品交換や修繕で対応している。  | 漁業集落排水施設全般の老朽化に伴う突発的トラブルにより、今後、汚水処理機能確保の困難が懸念されることから、早期の老朽化への対策が必要である。                           | ○  |
|  | ＜下水道事業の業務継続計画の策定＞<br>下水道施設が住民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持又は早期復旧することが必要不可欠であることから、業務継続計画を策定している。                                     | 災害発生時においては、人・物等利用できる資源の制限を考慮する必要があることから、参集人員想定や災害事例を研究し必要装備の確保を図るとともに業務継続計画を見直す必要がある。            | ○  |

| 【リスクシナリオを回避するための対応方針の概要】<br>大規模な自然災害と感染症の同時発生を防ぐため、避難所における感染症対策、下水道施設の機能確保等を推進する。 |  |      |   |                |
|---|--|------|---|----------------|
| 重点項目  | 対応方針<br>(今後必要となる取組・施策)   | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値)                                   | 担当課            |
| ○   | 災害発生時において、避難所における衛生的で良好な生活環境が確保できるよう、災害時の物資の調達に関する協定の締結を推進するとともに、受援体制の強化を図る。         | 県村   |   | 防災安全課<br>健康福祉課 |
| ○   | 国等で作成した「避難所における感染症対策マニュアル」等を参考に、災害発生時に関係機関が円滑に対応できるようにするため、感染症対策を取り入れた各種研修及び訓練を検討する。 | 県村   |   | 防災安全課<br>健康福祉課 |
| ○   | 災害発生時において、避難所で発生した感染症に対応するため、対応マニュアルの整備や資機材等の備蓄、避難所の空調管理体制の強化を図る。                    | 村    |   | 防災安全課<br>健康福祉課 |
| ○   | 県と連携し、予防接種の必要性について普及啓発を図る。   | 県村   | 麻しん・風しん予防接種率の向上<br>R1接種率 I期 105.6%<br>II期 97.4% | 健康福祉課          |
| ○   | 災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ストックマネジメント計画に基づき老朽化した下水道施設の点検を行い、点検結果等を踏まえて改築・更新計画を策定する。         | 村    |   | 上下水道課          |
| ○   | 災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、施設の長寿命化計画である最適整備構想を策定した。   | 村    | 漁港漁村環境整備(集落環境整備)事業計画書の策定<br>策定済み【R2】【R6】        | 上下水道課          |
| ○   | 毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等から示される対応策等を踏まえ、業務継続計画の見直しを行う。                                   | 村    | 東通村下水道事業業務継続計画の策定<br>策定済【H28】<br>→随時見直し【R4】     | 上下水道課          |

| 事前に備えるべき目標 必要不可欠な行政機能を確保する      |  |  |    |
|---------------------------------|--|--|----|
| リスクシナリオ                         |  |  |    |
| 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下 |  |  |    |
| 番号                              | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価  | 再掲 |
| <b>【公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策】</b>  |  |  |    |
| 1                               | <b>&lt;公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策&gt;</b><br>村所有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新、統廃合や長寿命化等の取組を進めている。   | 公共施設やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新や統廃合、耐震化・老朽化対策を計画的に実施していく必要がある。   | ○  |
| 2                               | <b>&lt;役場庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策&gt;</b><br>災害発生時に防災拠点となる庁舎、防災センターの耐震基準は満たしているが、老朽化対策を推進している。また消防署北南分遣所についても老朽化に伴う庁舎建替え計画を実施  | 耐震基準は満たしているものの、庁舎については老朽化が進んでおり、修繕が必要となっている。消防署北南分遣所についても、老朽化により建替え計画を作成し実施していく必要がある。  | ○  |
| 3                               | <b>&lt;代替庁舎の確保・災害警備本部機能の移転訓練&gt;</b><br>災害対策本部となる庁舎は免震構造となっており、また土砂災害や洪水等の浸水害のおそれはないが、大規模災害により庁舎が使用不能となる不測の事態も想定し東通村防災センターを代替庁舎として位置付けている。   | 大規模災害により村庁舎が使用不能となる不測の事態も想定されることから、代替施設の確保に努めるとともに災害対策本部機能の移転訓練を行う必要がある。   |    |
| 4                               | <b>&lt;行政施設の非常用電源の整備&gt;</b><br>庁舎及び各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。   | 災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。   |    |
| <b>【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】</b>       |  |  |    |
| 5                               | <b>&lt;県・村・防災関係機関における情報伝達&gt;</b><br>災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、村、防災関係機関間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。 | 県、村、防災関係機関間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。 |    |

| 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】<br>行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐため、防災関連施設・公共施設・インフラ施設等の耐震化・老朽化対策、庁舎等における機能の確保、行政情報通信基盤の耐災害性の強化、行政機関の業務継続計画の策定や応援・受援体制の構築等を図る。 |  |        |  |                 |
|---|--|--------|--|-----------------|
| 重点項目  | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)   | 取組主体   | 重要業績評価指標(参考値)  | 担当課             |
| ○   | 公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進するため、個別施設計画の策定を進めるとともに、研修会を継続して開催し、施設を管理する職員の意識情勢と知識習得を図る。<br>さらに、公共施設の効率的な維持管理や更新等に係る情報の共有と、課題の調整を図りながら、更新、統廃合及び長寿命化等の取組を全庁的に推進する。 | 村      | ○村有建築物の耐震化率<br>95%【R2】<br>・庁舎等、教育施設、村営住宅、消防署の耐震化率100%<br>・診療所、福祉施設の耐震化率80% | 防災安全課<br>建築住宅課  |
| ○   | 庁舎の災害対策本部機能を確保するため、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に庁舎の維持管理を行う。消防署北南分遣所建替えに係る計画を作成し、実施していく。   | 村      | 庁舎、防災センターの耐震化率<br>→100%  | 防災安全課<br>原子力対策課 |
| ○   | 引き続き、代替防災拠点確保を推進するとともに、災害対応能力の強化向上を図る。   | 村      |  | 防災安全課           |
| ○   | 非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的な点検等を行っていく。また、非常用電源の燃料確保にも努める。   | 県<br>村 |  | 防災安全課           |
| ○   | 災害時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。  | 県<br>村 |  | 防災安全課           |

| リスクシナリオ                         |  |   |    |
|---------------------------------|--|---|----|
| 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下 |  |   |    |
| 番号                              | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価   | 再掲 |
| 6                               | <行政情報通信基盤の耐災害性の強化><br>行政情報通信基盤の耐災害性を強化するため、停電時でも業務が継続できるようにホストコンピュータやサーバーを設置しているコンピュータ室及び主要通信機器、窓口端末等に無停電電源装置を経由して電源を供給している。 | 災害発生時の業務の継続の確保に向けて、情報システム機器等の適切な維持管理等を実施していく必要がある。  |    |
| 7                               | <行政情報の災害対策><br>災害発生等による行政データの毀損等を防止するため、バックアップデータを一部分散保管している。  | 大規模災害発生時においても行政データの毀損等を防止するため、遠隔地へのバックアップやクラウド化を検討・実施していく必要がある。   |    |
| 8                               | <業務継続計画の策定><br>大規模な災害の発生により、役場機能が著しく低下する中にも、速やかに災害対応業務を開始し、村民の命を守るとともに、最低限の行政サービスを継続して村民の生活を維持する体制を整えるため、業務継続計画の作成中である。      | 災害発生時には、業務量が急激に増加し、膨大なものとなることから、優先的に実施すべき業務を適切かつ迅速に実施するため、業務継続計画の早期策定及び見直しをしていく必要がある。   |    |
| <b>【災害対策本部等機能の強化】</b>           |  |   |    |
| 9                               | <災害対策本部機能の強化><br>大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ的確に講じるために設置する災害対策本部について、県や防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。                                      | 災害対策本部は、災害が発生した場合における初動時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整など、応急対策に係る重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能等について検証し、災害対策本部機能の強化・充実を図る必要がある。  | ○  |
| <b>【受援・連携体制の構築】</b>             |  |   |    |
| 10                              | <広域連携体制の構築><br>災害発生時に被災市町村が十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、円滑な応援活動を実施するため、県内全市町村による「大規模災害発生時の青森県市町村相互応援に関する協定」を締結している。             | 青森県においては、市町村相互応援協定に基づく相互応援を実施したことが無いため、相互応援に関する連絡・要請等の手続き等を定期的に確認していくとともに、県及び県内市町村との連携体制を教訓していく必要がある。   |    |
| 11                              | <災害応援の受入体制の構築><br>災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。  | 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、受け入れ態勢の早期整備をはじめ、相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認する必要がある。<br>特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関など全国からの受け入れが必要であり、配慮する必要がある。 | ○  |

| 重点項目                  | 対応方針<br>(今後必要となる取組・施策)   | 取組主体   | 重要業績評価指標(参考値)               | 担当課         |
|-----------------------|--|--------|-----------------------------|-------------|
| ○                     | 災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。  | 村      |                             | 防災安全課       |
|                       | 大規模災害時における行政データ保全のため、遠隔地バックアップや情報システムのクラウド化についても検討する。  | 村      |                             | 防災安全課<br>各課 |
|                       | 災害発生時に優先すべき業務を確実に実施できるよう、業務継続計画作成を進めていく。   | 村      | 業務継続計画作成<br>【現状】作成中→【R3】策定済 | 防災安全課       |
| <b>【災害対策本部等機能の強化】</b> |  |        |                             |             |
| ○                     | 災害対策本部機能の充実・強化を図るため、引き続き、定期的に訓練を実施し、本部の体制・配置等について検証の上、適宜見直しを行う。  | 村      |                             | 防災安全課       |
| <b>【受援・連携体制の構築】</b>   |  |        |                             |             |
| ○                     | 県内 40 市町村に青森県を加えた 41 自治体で新たに締結した「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づく迅速かつ円滑な相互応援を行うため、相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続等が記載されている「青森県市町村相互応援協定運用マニュアル」を定期的に確認するとともに、県及び県内市町村との連携体制を強化していく。 | 県<br>村 |                             | 防災安全課       |
| ○                     | 引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。<br>また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。                                     | 村      |                             | 防災安全課       |

| リスクシナリオ                         |   |   |    |
|---------------------------------|---|---|----|
| 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下 |   |   |    |
| 番号                              | 現在の取組・施策  | 脆弱性評価   | 再掲 |
| 【総合防災訓練の推進】                     |   |   |    |
| 12                              | <p>&lt;総合防災訓練の実施&gt;<br/>大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。</p> | <p>近年の災害発生状況を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制のさらなる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。</p>                     | ○  |
| 13                              | <p>&lt;図上訓練の実施&gt;<br/>各種防災システムの機器操作の習熟を図るため、図上訓練を実施している。</p>                                 | <p>災害対策本部運営や防災関係機関との連携に関する図上訓練について検討・実施していく必要がある。また、職員のスキルの維持・向上を図るとともに、防災関係機関との連携体制を構築するため、継続的に訓練を実施する必要がある。</p> | ○  |

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能を確保する

リスクシナリオ 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

| 重点項目        | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)   | 取組主体        | 重要業績評価指標(参考値) | 担当課   |
|-------------|--|-------------|---------------|-------|
| 【総合防災訓練の推進】 |  |             |               |       |
| ○           | 大規模災害発生時の応急体制の更なる充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加のもと、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。 | 村<br>防災関係機関 |               | 防災安全課 |
| ○           | 災害発生時に迅速に災害対策本部を設置・運営するとともに、防災関係機関と連携した適切な応急対応が実施できるよう、図上訓練を実施する。  | 村<br>防災関係機関 |               | 防災安全課 |

| 事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない           |  |   |    |
|--|--|---|----|
| リスクシナリオ                                |  |   |    |
| 4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下 |  |   |    |
| 番号                                     | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価   | 再掲 |
| <b>【企業における業務継続体制の強化】</b>               |  |   |    |
| 1                                      | <p>＜企業の業務継続計画作成の促進＞</p> <p>災害発生時における中小企業等の経済活動の停滞を回避するため、県作成の「青森県版BCP策定マニュアル」等を紹介するなど、民間事業者の業務継続計画策定に向けた普及啓発を行っている。</p>            | <p>災害時に経済活動が停滞することが無いよう、中小企業等の業務継続計画の策定を促進しているが、業務継続計画を策定していない事業者に対し、商工関係団体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発していく必要がある。</p>               |    |
| <b>【農林水産物の移出・流通対策】</b>                 |  |   |    |
| 2                                      | <p>＜農林水産物の移出・流通対策＞</p> <p>災害発生時においても、農産物の集荷・分荷体制を確保するため、市場施設の整備や県内外の物流、販売関係者と信頼関係の構築を図っている。</p>                                    | <p>災害発生時に物流機能が寸断され、農林水産物の出荷・分荷ができなくなることを防ぐため、引き続き、市場施設や農林水産業施設の整備を進めていくとともに、リスク分散の観点から、さまざまな物流・販売関係者との信頼関係を日頃から構築しておく必要がある。</p> |    |
| <b>【物流機能の維持・確保】</b>                    |  |   |    |
| 3                                      | <p>＜災害発生時の物流機能の確保＞</p> <p>災害発生時における救援物資等の輸送、受入れ、仕分け、保管等の物流機能確保のため、関係団体との協定の締結を検討している。</p>  | <p>災害発生時に物流が十分機能できない可能性があるため、物流を担う団体との協定締結を進めていく必要がある。</p>  |    |
| 4                                      | <p>＜輸送ルートの代替性の確保＞</p> <p>当村は海に面しており、災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段として海路による輸送が考えられることから、航路運航事業者等と情報共有を図る。</p>                          | <p>災害発生時に道路が通行困難となった場合の海路による代替ルートを確保するため、航路運航事業者等と情報共有を図る必要がある。</p>   |    |
| <b>【被災企業の金融支援】</b>                     |  |   |    |
| 5                                      | <p>＜被災企業への金融支援等＞</p> <p>県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金災害枠」について、被災企業に対し広報を行うこととしている。また、国、政府系金融機関、県、信用保証協会及び地元金融機関に対し、融資及び信用保証納円滑化を要請する。</p> | <p>被災した企業が早期に事業を再開できるよう、県の災害融資制度と連携を図る必要がある。また、政府兼金融機関等からの借入れに必要な被災証明書を迅速に発行できる体制を整備する必要がある。</p>                                |    |

| 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】  |  |        |               |              |
|---|--|--------|---------------|--------------|
| サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下を防ぐため、電力・ガス事業者との連携強化や石油燃料供給体制の構築、道路施設の防災対策の推進を図る。 |  |        |               |              |
| 重点項目  | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)   | 取組主体   | 重要業績評価指標(参考値) | 担当課          |
| <b>【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】</b>   |  |        |               |              |
| ○   | 県及び商工関係団体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発を図る。  | 県<br>村 |               | 防災安全課        |
| <b>【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】</b>   |  |        |               |              |
| ○   | 農林水産物の集出荷体制を確保するため、計画的に市場施設や農林水産業施設の整備を進めるとともに、物流・販売関係者との強固な信頼関係の構築を図る。        | 村      |               | 農林畜産課<br>水産課 |
| <b>【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】</b>   |  |        |               |              |
|   | 災害発生時において協定に基づく物流機能の確保対策が円滑に実行されるよう、関係団体と協定締結を進める。                             | 村      |               | 防災安全課        |
| ○   | 災害発生時において、円滑な連携が図られるよう航路運航事業者等と一層の情報共有を図っていく。                                  | 県<br>村 |               | 防災安全課        |
| <b>【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】</b>   |  |        |               |              |
|   | 罹災した企業が早急に事業を再開できるよう、県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金災害枠」と連携するとともに、罹災証明書発行における初動体制を整備する。 | 村      |               | 防災安全課        |

| リスクシナリオ                                |  |  |    |
|--|--|--|----|
| 4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下 |  |  |    |
| 番号                                     | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価  | 再掲 |
| <b>【道路施設の防災対策】</b>                     |  |  |    |
| 6                                      | <緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策><br>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。   | 依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資の物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。 | ○  |
| 7                                      | <緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策><br>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。   | 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。                          | ○  |
| 8                                      | <村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策><br>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。   | 整備後、相当の年数を経過している農道、林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。                                      | ○  |
| 9                                      | <道路における障害物の除去><br>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。<br>また、重要物流道路及び代替補・完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。 | 地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。                        | ○  |
| <b>【公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策】</b>         |  |  |    |
| 10                                     | <港湾・漁港施設の耐震化・老朽化対策><br>漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域集落の拠点としての重要な役割を担うことから、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。   | 村管理の4漁港は、H26 H27に耐震化工事を行い完了済みである。老朽化対策については、H27から事業実施中であり、今後も継続して対策工事を行うこととしている。                   |    |

| 重点項目 | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)  | 取組主体        | 重要業績評価指標(参考値)               | 担当課        |
|------|---|-------------|-----------------------------|------------|
| ○    | 災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。                               | 国<br>県<br>村 |                             | 建設課        |
| ○    | 緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。  | 国<br>県<br>村 |                             | 建設課        |
| ○    | 農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。  | 県<br>村      | 林道施設庁寿命化対策等実施               | 農林畜産課      |
| ○    | 迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。 | 国<br>県<br>村 |                             | 建設課        |
| ○    | 災害発生時の海路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を実施する。  | 県<br>村      | 漁港施設の機能強化工事完了漁港4<br>漁港【H27】 | 水産課<br>建設課 |

| 事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない  |   |   |    |
|---|---|---|----|
| リスクシナリオ   |   |   |    |
| 4-2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の大規模地震やそれに伴う津波による高圧ガス施設、原子力関連施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出 |   |   |    |
| 番号  | 現在の取組・施策  | 脆弱性評価   | 再掲 |
| <b>【有害物質の流出・拡散防止対策】</b>   |   |   |    |
| 1   | <b>&lt;有害物質の流出・拡散防止対策&gt;</b><br>災害発生に伴う毒劇物の流出・拡散を防止するため、毒劇物取扱施設に対し保管・管理・使用等について監視指導を行っている。消防本部は、災害発生に伴う危険物の流出・拡散を防止するため、事業者の施設管理、保管等を関係法令に基づき指導している。 | 災害発生時においても、毒劇物や危険物の流出拡散が起こることの無いよう、適切な管理・保管や流出防止対策の実施等について指導等を行っている必要がある。   |    |
| 2   | <b>&lt;公共用水域等への有害物質の流出・拡散防止対策&gt;</b><br>県では、公共用水域及び地下水への有害物質の流出・地下浸透を防止するため、水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設に適用される構造等基準の遵守を指導している。                      | 水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設に適用される構造等基準については、災害発生時を考慮したものでないことから、流出時の措置について、指導・周知する必要がある。  |    |
| 3   | <b>&lt;有害な産業廃棄物の流出等防止対策&gt;</b><br>県では、廃棄物の飛散、流出等防止のため、事業者に対し、廃棄物処理法に基づく廃棄物の処理基準、保管基準等の遵守、管理責任者の設置等を指導している。   | 有害な産業廃棄物（特にPCB廃棄物等）が事業場外に流出することにより、住民の健康被害、生活環境への影響が懸念されることから、適正保管の確保、緊急時における拡散防止対策、連絡体制等を整備する必要がある。<br>また、健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業者に対し、有害な廃棄物の適正な保管や早期の処分を指導していく必要がある。 |    |
| 4   | <b>&lt;大気中への有害物質の飛散防止対策&gt;</b><br>特定粉じん（アスベスト）排出等作業現場において、アスベスト飛散がないことを確認するため、アスベストの濃度測定を行っている。  | 災害発生時には、被災建物等の解体等により大気中にアスベストが飛散する恐れがあることから、大気中のアスベスト濃度を測定し、状況を把握する必要がある。   |    |
| <b>【有害物質流出時の処理体制の構築】</b>  |   |   |    |
| 5   | <b>&lt;有害物質流出時の処理体制の構築&gt;</b><br>有害物質が河川等に流出した場合の迅速な処理を行うため、県管理河川において水質事故等発生時の連絡体制が構築されている。  | 災害発生時に、有害物質が河川等に流出した場合、健康被害の発生や水質汚染等の二次被害が発生する恐れがあることから、平時と同様に迅速な処理が行えるよう速やかに水質測定を行い、汚染の度合いを把握する必要がある。  |    |

| 【リスクシナリオを回避するための対応方針の概要】   |  |                  |               |       |
|--|--|------------------|---------------|-------|
| 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の大規模地震やそれに伴う津波による高圧ガス施設、原子力関連施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出を防ぐため、有害物質取扱事業所等に対する監視・検査指導等の推進を図る。また、万が一の原子力災害の発生に備え、地域防災計画（原子力編）、避難計画等の見直し、防災訓練の実施など、防災対策の充実・強化を図る。上記の対応について、村議会、東通村原子力発電所安全対策委員会等の意見を踏まえつつ、住民へ安全・安心の確保を図る。 |  |                  |               |       |
| 重点項目   | 対応方針<br>(今後必要となる取組・施策)   | 取組主体             | 重要業績評価指標（参考値） | 担当課   |
|  | 災害発生に伴う毒劇物や危険物の流出拡散を防止するため、引き続き、関係法令等に基づき監視・検査・指導等を実施する。   | 県<br>消防本部<br>事業者 |               |       |
|  | 県では、災害発生時に有害物質が流出した際、迅速に適切な措置を講じさせるため、すべての有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設に年1回以上立入検査を行い、流出時の措置について、指導・周知を図る。             | 県                |               |       |
|  | 県では、災害発生時の健康被害や環境への悪影響を防止するため、緊急時における拡散防止対策、連絡体制等を整備するとともに、事業者に対し、PCB廃棄物の期限内処理及び処理するまでの間の適正保管について普及啓発を進める。 | 県                |               |       |
|  | 災害発生時における、大気中へのアスベストの飛散の度合いを迅速に把握するため、緊急時のモニタリング体制の整備を図る。  | 県<br>村           |               | 防災安全課 |
|  | 災害発生時の有害物質の流出・拡散時に、速やかに汚染の度合いを把握し、迅速な処理が行えるよう、引き続き連絡体制を維持するとともに緊急時のモニタリング体制の強化を図る。                         | 県<br>村           |               | 防災安全課 |

| リスクシナリオ   |  |   |    |
|---|--|---|----|
| 4-2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の大規模地震やそれに伴う津波による高圧ガス施設、原子力関連施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出 |  |   |    |
| 番号  | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価   | 再掲 |
| 6   | <有害物質の大規模流出・拡散対応><br>有害物質の流出等が発生した場合は、被害の拡大防止、事態収束のため、消防機関が出動し、対応している。   | 有害物質が大規模に流出した場合は、早期に事態を収束させる必要があることから、消防機関の対応力の向上を図るほか、関係機関と連携した対応策を講じていく必要がある。   |    |
| 【原子力施設の防災体制】  |  |   |    |
| 7   | <原子力施設の安全対策><br>村民の安全と安心を守るという立場から、原子力施設について、青森県とともに事業者と安全協定を締結し、トラブル等の連絡を義務づけ、必要に応じて立入調査等を行っている。  | 原子力施設について、新規基準への適合性はもとより、さらなる安全性を向上していく必要がある。   | ○  |
| 8   | <原子力災害時の防災対策><br>万が一の原子力災害の発生に備え、関係法令、青森県地域防災計画等に基づき東通村地域防災計画（原子力編）、東通村避難計画（原子力編）を作成している。また、防災資機材の整備を行うとともに、定期的な防災訓練を行って災害時に取るべき行動の検証と災害対応能力向上を図り、原子力防災対策の充実・強化に取り組んでいる。 | 防災訓練等を通じた広域避難などの実効性の検証が必要である。<br>上記の検証及び最新の知見を反映し、必要に応じた各計画の見直しや原子力防災対策の充実・強化を図る必要がある。<br>特に広域避難において、避難道が限定されることからさらなる対策が必要である。 | ○  |

リスクシナリオ 4-2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の大規模地震やそれに伴う津波による高圧ガス施設、原子力関連施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

| 重点項目 | 対応方針<br>(今後必要となる取組・施策)   | 取組主体           | 重要業績評価指標(参考値) | 担当課    |
|------|--|----------------|---------------|--------|
|      | 有害物質が大規模に流出した場合における事態の早期収束等のため、資機材の整備を進め、消防機関の対応力の向上を図るほか、関係機関との連携を強化し、複合的な対策の強化を図る。   | 県<br>消防本部<br>村 |               | 防災安全課  |
|      | 原子力施設の安全を確保するため、引き続き国の安全規制の動向を注視するとともに、必要に応じ立入調査等を行う。また、事業者に対し新規基準への適合性はもとより、より一層の安全性向上について求めていく。  | 国<br>村         |               | 原子力対策課 |
|      | 関係法令、指針等または青森県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、必要に応じて、東通村地域防災計画（原子力編）、東通村避難計画（原子力編）を修正していく。また、防災訓練等を通じた関係機関との連携強化や住民の広域避難などの実効性を検証するとともに、避難道の複数化などさらなる防災対策の充実・強化を図る。今後、県と協議しながら防災資機材の整備等を必要に応じて検討していく。 | 国<br>村         |               | 原子力対策課 |

| 事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない       |  |  |    |
|------------------------------------|--|--|----|
| リスクシナリオ                            |  |  |    |
| 4-3 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下 |  |  |    |
| 番号                                 | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価  | 再掲 |
| <b>【荒廃農地の発生防止・利用促進】</b>            |  |  |    |
| 1                                  | ＜農地利用の最適化支援＞<br>荒廃農地の発生防止と、農業の生産性の向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。                            | 有効に活用されていない荒廃農地は、災害発生時に崩壊等の危険性が高いことや、湛水機能の低下を招き洪水発生リスクが高まることから、さらに災害発生後の生産を維持していく上で障害となる可能性があることから、担い手への農地の集積・集約化と再生作業の支援により荒廃農地の解消を推進する必要がある。 |    |
| 2                                  | ＜農地の生産基盤の整備推進＞<br>荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するため、農地の大区画化や用排水対策など生産基盤の整備や適切な維持管理を支援している。  | 異常気象による被害発生・拡大防止には、農地を農地として維持し、適切に管理しながら農作物を生産していくことが有効であることから、農業生産基盤の整備を推進していく必要がある。  |    |
| 3                                  | ＜農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策＞<br>産地力の強化のためのパイプハウスの整備や省力化を目的とした農業用機械の導入等を実施する必要がある農業者へ支援を実施している。   | 安定した農業生産を確保するためには、平時から営農基盤の強化が必要であることから、パイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を実施する必要がある。  |    |
| <b>【森林資源の適切な保全管理】</b>              |  |  |    |
| 4                                  | ＜森林の計画的な保全管理＞<br>将来にわたり、森林が有する土砂災害防止を始めとする多面的機能の維持・増進を図るため、国の造林補助事業等を活用し、間伐や再造林などの森林整備を推進している。   | 森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在等により、間伐等の管理や森林整備が行われずに森林の荒廃が進んでいることから、適切な森林環境の整備が必要である。  |    |
| 5                                  | ＜森林整備事業等の森林所有者への普及啓発＞<br>土砂災害防止等重要な役割を持つ森林を良好な状態で次世代に引き継ぐため、森林組合等を対象とした説明会や巡回指導などの普及啓発活動を実施している。                                       | 森林を良好な状態で次世代に引き継ぐためには、森林所有者の理解が不可欠であるため、これまで以上に森林整備の必要性等について、森林所有者への普及啓発活動を強化する必要がある。  |    |
| <b>【農山村地域における防災対策】</b>             |  |  |    |
| 6                                  | ＜農山村地域における防災対策＞<br>農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。 | 治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、長寿命化計画の策定を進めるとともに、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある。洪水防止や土砂崩壊防止機能などため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。        | ○  |

| 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】   |   |        |  |       |
|--|---|--------|--|-------|
| 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下を防ぐため、荒廃農地の発生防止・利用促進や森林資源の適切な保全管理を推進す。 |   |        |  |       |
| 重点項目   | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)  | 取組主体   | 重要業績評価指標(参考値)                                    | 担当課   |
| <b>【荒廃農地の発生防止・利用促進】</b>  |   |        |  |       |
|  | 災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、県、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積を促進するとともに、農地耕作条件改善事業等を活用しながら再生利用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組む。             | 県<br>村 | 担い手が利用する農地面積の割合<br>97%【R2】<br>荒廃農地面積<br>47ha【R2】 | 農林畜産課 |
|  | 災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、引き続き、荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するための、農業生産基盤の整備や維持管理を支援する。  | 県<br>村 | 水田整備率(30a程度以上)                                   | 農林畜産課 |
| ○  | 安定した農業生産を確保するため、パイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を引き続き実施し、営農基盤の強化を図る。  | 村      | 農業用パイプハウスなどの農業施設の面積<br>2ha【H26】→2.5ha【R3】        | 農林畜産課 |
| <b>【森林資源の適切な保全管理】</b>  |   |        |  |       |
| ○  | 森林が有する多面的機能の維持・増進を図るため、引き続き、森林施業の集約化や地域材の利活用を促進するとともに、除間伐などにより、適切な森林環境の整備を図る。   | 県<br>村 |  | 農林畜産課 |
| ○  | 森林整備事業等の推進に向けて、引き続き、森林組合等を対象とした説明会や巡回指導を行うほか、再造林のPRリーフレットを整備し、森林所有者等への普及啓発活動を実施する。                                    | 県<br>村 |  | 農林畜産課 |
| <b>【農山村地域における防災対策】</b>   |   |        |  |       |
|  | 荒廃地(荒廃するおそれのある場所含む)の早期復旧のため、治山施設等を整備するとともに、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮できるように、必要に応じて農業農村整備事業を実施する。 | 県<br>村 |  | 農林畜産課 |

| リスクシナリオ                            |   |  |    |
|------------------------------------|---|--|----|
| 4-3 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下 |   |  |    |
| 番号                                 | 現在の取組・施策  | 脆弱性評価  | 再掲 |
| 【農林水産業の生産基盤の防災対策】                  |   |  |    |
|                                    | <p>&lt;農業・水産施設の老朽化対策&gt;</p> <p>農業水利施設の長寿命化対策を実施するため、施設の長寿命化計画の策定を実施している。また、水産物の安定供給のため、漁港施設の老朽化対策を行っている。</p> | <p>農業水利施設について、まだ長寿命化計画を策定していない施設があることから、取組を促進していく必要がある。</p> <p>同じく、対策が講じられていない漁港施設があることから、老朽化対策を実施する必要がある。</p> | ○  |

| リスクシナリオ |   |                          |                                     |                      |
|---------|---|--------------------------|-------------------------------------|----------------------|
| 重点項目    | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)  | 取組主体                     | 重要業績評価指標(参考値)                       | 担当課                  |
|         | <p>農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、受益面積30ha以上の基幹的農業水利施設の長寿命化対策として、施設ごとの計画の策定を実施する。</p> <p>また、老朽化した漁港施設の機能保全に向けて、計画的に老朽化対策を実施する。</p> | <p>県<br/>村<br/>土地改良区</p> | <p>漁港施設の長寿命化計画策定漁港<br/>4漁港【H30】</p> | <p>農林畜産課<br/>水産課</p> |

| 事前に備えるべき目標   |  |   |    |
|--|--|---|----|
| 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる                               |  |   |    |
| リスクシナリオ  |  |   |    |
| 5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS・等の災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |  |   |    |
| 番号   | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価   | 再掲 |
| 【情報通信基盤の耐災害性の強化】   |  |   |    |
| 1  | ＜電気通信事業者・放送事業者の災害対策＞<br>電気通信事業者や放送事業者においては、災害発生時の通信・放送機能を確保するため、施設・設備の耐災害性の強化など各種の災害予防措置を講じている。  | 災害発生時に通信・放送機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。   |    |
| 2  | ＜県・村・防災関係機関における情報伝達＞<br>災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、村、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。<br>また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。 | 県、村、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。 | ○  |
| 3  | ＜総合防災訓練の実施＞<br>大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。  | 近年の災害発生状況を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制のさらなる充実に向けて、訓練内容の見直し等を行う必要がある。  | ○  |
| 【住民等への情報伝達の強化】   |  |   |    |
| 4  | ＜住民等への情報伝達手段の多様化＞<br>住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、防災無線、IP告知システム、広報車、ホームページ等、多様な伝達手段の確保に努めている。  | 避難勧告等を迅速・確実に住民等に伝達するため、速報性の高いTV放送、耐災害性が高い防災行政無線、屋内外を問わず受信できる緊急速報メール等の様々な伝達手段を組み合わせる必要がある。   | ○  |
| 5  | ＜住民等への避難情報伝達＞<br>住民等へ災害発生情報や避難情報等を迅速に伝達するため、防災行政無線、個別受信機及びIP告知システムにより音声と画像にて避難情報を発信している。   | 健全者、障害者にかかわらず、画像と音声を活用した避難情報の提供が必要である。  |    |

事前に備えるべき目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

リスクシナリオ 5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS・等の災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

| 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】   |   |                 |   |       |
|--|---|-----------------|---|-------|
| テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS・等の災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態を防ぐため、行政機関における情報通信基盤の耐災害性の強化や電力の供給停止対策の整備等を図る。また、住民等への情報提供手段の強化を推進するとともに、住民の防災意識の向上や防災教育の推進等を図る。 |   |                 |   |       |
| 重点項目   | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)  | 取組主体            | 重要業績評価指標(参考値)                                   | 担当課   |
|  | 災害発生時における通信・放送機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき通信網の多重化、予備電源の確保、防災資機材の整備など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気通信事業者・放送事業者との連携を強化していく。                 | 県<br>村<br>事業者   |   | 防災安全課 |
| ○  | 災害時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、村、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。   | 県<br>村          |   | 防災安全課 |
| ○  | 大規模災害発生時の応急体制の更なる充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加のもと、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。      | 村<br>防災関係<br>機関 |   | 防災安全課 |
| ○  | さらなる情報伝達手段の多重化・多様化に向けて、避難勧告等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者、自主防災組織と平時からの連携強化に努める。<br>また、災害時のLアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。 | 県<br>村          |   | 防災安全課 |
| ○  | 住民等へ災害発生情報や避難情報等を迅速に伝達するため、引き続き、防災情報メールの周知を行うほか、避難情報が確実に伝わるよう伝達手段や体制について検討する。   | 村               | IP告知システム<br>→R7年度更新実施<br>個別受信機<br>→R7年度～全世帯設置開始 | 防災安全課 |

| リスクシナリオ  |  |  |    |
|--|--|--|----|
| 5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS・等の災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |  |  |    |
| 番号   | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価  | 再掲 |
| 【防災意識の啓発・地域防災力の向上】   |  |  |    |
| 6  | <b>&lt;自主防災組織の設立・活性化支援&gt;</b><br>災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各区域に設立し、活動の充実強化を図っている。<br>令和8年4月現在、全5団体組織されている。 | 各自主防災組織による訓練等の支援を行い、活性化を図る必要がある。                 | ○  |
| 7  | <b>&lt;防災意識の啓発&gt;</b><br>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報やホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。                     | 災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取り組みを実施していく必要がある。 | ○  |
| 8  | <b>&lt;防災訓練の推進&gt;</b><br>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年、総合防災訓練を実施している。                               | 津波避難訓練や避難所開設・運営訓練等の実動訓練の実施について支援を行っていく必要がある。     | ○  |

事前に備えるべき目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

リスクシナリオ 5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS・等の災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

| リスクシナリオ |   |      |               |       |
|---------|---|------|---------------|-------|
| 重点項目    | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)  | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) | 担当課   |
| ○       | 災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、各種研修会参加を促したり、必要となる物資の確保に努めていく。           | 県村   |               | 防災安全課 |
| ○       | 地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら防災意識の啓発を図る。<br>また、引き続き広報や防災訓練等を通じての防災意識の啓発を図る。 | 県村   |               | 防災安全課 |
| ○       | 引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の避難訓練等の支援を実施する。                       | 県村   |               | 防災安全課 |

| 事前に備えるべき目標   |  |   |    |
|--|--|---|----|
| 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる |  |   |    |
| リスクシナリオ  |  |   |    |
| 5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能停止                        |  |   |    |
| 番号   | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価   | 再掲 |
| 【電力の供給停止対策】  |  |   |    |
| 1  | <p>&lt;エネルギー供給事業者の災害対策&gt;</p> <p>電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。</p> <p>また、大規模災害時に電力施設及びガス供給施設に被害が生じた場合に、迅速に復旧活動を実施できるよう、電力事業者及びガス事業者と村で協定を締結し、災害時における復旧活動拠点を確保している。</p> | <p>停電及びガス供給停止は災害応急対策実施に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じて行く必要がある。</p> |    |
| 2  | <p>&lt;行政施設の非常用電源の整備&gt;</p> <p>庁舎及び各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。</p>   | <p>災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。</p>                               |    |

| 【リスクシナリオを回避するための対応方針の概要】                                     |   |       |               |       |
|--|---|-------|---------------|-------|
| 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能停止を防ぐため、電力の供給停止対策の整備等を図る。 |   |       |               |       |
| 重点項目   | 対応方針<br>(今後必要となる取組・施策)  | 取組主体  | 重要業績評価指標(参考値) | 担当課   |
|  | 災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。 | 県村事業者 |               | 防災安全課 |
| ○  | 非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的な点検等を行っていく。また、非常用電源の燃料確保にも努める。                      | 県村    |               | 防災安全課 |

| 事前に備えるべき目標   |   |   |    |
|--|---|---|----|
| 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる |   |   |    |
| リスクシナリオ  |   |   |    |
| 5-3 都市ガス供給・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止                        |   |   |    |
| 番号   | 現在の取組・施策  | 脆弱性評価   | 再掲 |
| <b>【エネルギー供給体制の強化】</b>  |   |   |    |
| 1  | <p><b>&lt;エネルギー供給事業者の災害対策&gt;</b><br/>電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。</p> <p>また、大規模災害時に電力施設及びガス供給施設に被害が生じた場合に、迅速に復旧活動を実施できるよう、電力事業者及びガス事業者と村で協定を締結し、災害時における復旧活動拠点を確保している。</p>                | <p>停電及びガス供給停止は災害応急対策実施に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じて行く必要がある。</p>                             | ○  |
| 2  | <p><b>&lt;避難所等への燃料供給の確保&gt;</b><br/>災害発生時に液化石油ガス等を調達するため、(一社)青森県エルピーガス協会との間で「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」を締結している。</p>  | <p>災害発生時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、(一社)青森県エルピーガス協会との連携体制を維持する必要がある。</p>                                       | ○  |
| 3  | <p><b>&lt;石油元売会社からの供給確保&gt;</b><br/>大規模災害発生時の病院等重要施設への石油燃料供給対策として、通常の流通経路によらない臨時的、緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、石油元売会社で構成する石油連盟との供給体制を整備している。</p>  | <p>災害発生時には石油元売り会社の大型タンクローリーが直接重要施設に供給することから、重要施設の設備等の情報を正確に共有しておく必要がある。</p>                                       | ○  |
| 4  | <p><b>&lt;石油燃料供給の確保&gt;</b><br/>青森県石油商業組合下北支部と災害時の石油燃料の供給に関する協定を締結し、災害時に備えた石油燃料の備蓄と、村の要請による優先供給を図っている。</p> <p>また、県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、緊急車両について県都の情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している。</p> | <p>災害発生においては青森県石油商業組合との協定が有効に機能するよう、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。</p>   | ○  |
| <b>【企業における業務継続体制の強化】</b>   |   |   |    |
| 5  | <p><b>&lt;企業の業務継続計画作成の促進&gt;</b><br/>災害発生時における中小企業等の経済活動の停滞を回避するため、県作成の「青森県版BCP策定マニュアル」等を紹介するなど、民間事業者の業務継続計画策定に向けた普及啓発を行っている。</p>   | <p>災害時に経済活動が停滞することが無いよう、中小企業等の業務継続計画の策定を促進しているが、業務継続計画を策定していない事業者に対し、商工関係団体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発していく必要がある。</p> | ○  |

事前に備えるべき目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

リスクシナリオ 5-3 都市ガス供給・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

| 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】   |   |               |               |       |
|--|---|---------------|---------------|-------|
| 都市ガス供給・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策や連携強化、石油燃料供給体制の構築、電力・ガス事業者との道路施設の防災対策を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入促進等を図る。 |   |               |               |       |
| 重点項目   | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)  | 取組主体          | 重要業績評価指標(参考値) | 担当課   |
| <b>【エネルギー供給体制の強化】</b>  |   |               |               |       |
| ○  | 災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。 | 県<br>村<br>事業者 |               | 防災安全課 |
| ○  | 災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、供給対象・連絡体制に係る情報更新等を行う。                   | 村             |               | 防災安全課 |
| ○  | 大規模災害発生時に円滑に必要な施設等に石油燃料が供給されるよう、定期的に石油連盟と情報交換等を実施する。                                  | 県             |               |       |
| ○  | 災害発生時において、必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、石油燃料供給・連絡体制の構築を検討する。                             | 県<br>村        |               | 防災安全課 |
| <b>【企業における業務継続体制の強化】</b>   |   |               |               |       |
| ○  | 県及び商工関係団体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発を図る。   | 県<br>村        |               | 防災安全課 |

| リスクシナリオ                                   |   |   |    |
|---|---|---|----|
| 5-3 都市ガス供給・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止 |   |   |    |
| 番号  | 現在の取組・施策  | 脆弱性評価   | 再掲 |
| <b>【道路施設の防災対策】</b>                        |   |   |    |
| 6   | <緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策><br>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。  | 依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資の物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。    | ○  |
| 7   | <緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策><br>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を推進している。  | 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。                             | ○  |
| 8   | <村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策><br>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。  | 整備後、相当の年数を経過している農道、林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。   | ○  |
| 9   | <道路における障害物の除去><br>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。<br>また、重要物流道路及び代替補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。 | 地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。                           | ○  |
| <b>【再生可能エネルギーの導入促進】</b>                   |   |   |    |
| 10  | <再生可能エネルギーの導入><br>災害発生による電源喪失時にも避難者が安全に避難施設へ向かえるよう太陽光発電型LED街路灯を各避難施設周辺に設置している他、水産振興の中核施設であるあわび種苗センターの取水機能の維持に、太陽光発電設備を導入している。               | 地域分散型エネルギーシステムの構築による防災力・災害時の応急対応力の強化の観点から、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの積極的な導入を促進・活用していく必要がある。                  |    |
| 11  | <電力系統の接続制約等の改善><br>2030年度の再生可能エネルギー発電導入量見込みを達成するために、送電線の増強や系統安定化のための対策を国に要望している。  | 送電網が脆弱な状況となっているため、再生可能エネルギー導入を拡大し、災害発生時においても有効に機能させるためには、送電網の着実な整備や蓄電池による系統安定強化対策など、送電網の充実強化を図る必要がある。 |    |

| 重点項目 | 対応方針<br>(今後必要となる取組・施策)  | 取組主体        | 重要業績評価指標(参考値) | 担当課   |
|------|---|-------------|---------------|-------|
| ○    | 災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。                               | 国<br>県<br>村 |               | 建設課   |
| ○    | 緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。  | 国<br>県<br>村 |               | 建設課   |
| ○    | 農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。  | 県<br>村      | 林道施設庁寿命化対策等実施 | 農林畜産課 |
|      | 迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。 | 国<br>県<br>村 |               | 建設課   |
|      | 災害の発生による電源喪失時にも活用が見込まれる再生可能エネルギーについて、避難施設の他、村の基幹産業である農業や漁業における太陽光発電設備の普及促進に努める。   | 村<br>事業者    |               | 企画課   |
|      | 脆弱な送電網を解消するため、送電網の充実強化を引き続き国に要望する。  | 県           |               |       |

| 事前に備えるべき目標   |  |   |    |
|--|--|---|----|
| 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる |  |   |    |
| リスクシナリオ  |  |   |    |
| 5-4 上下水道施設の長期にわたる機能停止  |  |   |    |
| 番号   | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価   | 再掲 |
| <b>【水道施設の防災対策】</b>   |  |   |    |
| 1  | <b>＜水道施設の耐震化・老朽化対策＞</b><br>災害時の給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めることとしている。                                | 人口減少を踏まえた更新計画策定や、アセットマネジメント（資産管理）を活用し、施策を推進する必要がある。   | ○  |
| 2  | <b>＜応急給水資機材の整備＞</b><br>断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水の確保が可能となるように、水道事業者においては応急給水のための体制を整えるとともに、応急給水資機材の整備を図っている。     | 断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、応急給水資機材の整備を拡充していく必要がある。   | ○  |
| 3  | <b>＜水道施設の応急対策＞</b><br>災害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水が可能となるように、水道事業者においては応急復旧のための体制を整えるとともに、修繕資機材の整備を図っている。    | 災害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水を再開するため、修繕資機材の整備を図る必要がある。また、各浄水場間のバックアップ給水が可能となるよう取水井の施設追加や相互融通のための連絡管の建設が必要である。                     | ○  |
| <b>【下水道施設の機能確保】</b>  |  |   |    |
| 4  | <b>＜下水道施設の耐震化・老朽化対策＞</b><br>災害発生時においても公衆衛生を確保するため、下水道施設の計画的な維持管理を実施している。                                     | <b>＜下水道施設の耐震化・老朽化対策＞</b><br>災害発生時においても公衆衛生を確保するため、下水道施設の計画的な維持管理を実施している。  | ○  |
| 5  | <b>＜漁業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策＞</b><br>漁業集落排水施設の処理機能を維持するため、処理場については機器不調の際、その都度部品交換や修繕で対応している。                      | <b>＜漁業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策＞</b><br>漁業集落排水施設の処理機能を維持するため、処理場については機器不調の際、その都度部品交換や修繕で対応している。   | ○  |
| 6  | <b>＜下水道事業の業務継続計画の策定＞</b><br>下水道施設が住民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持又は早期復旧することが必要不可欠であることから、業務継続計画を策定している。 | <b>＜下水道事業の業務継続計画の策定＞</b><br>下水道施設が住民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持又は早期復旧することが必要不可欠であることから、業務継続計画を策定している。                      | ○  |
| 7  | <b>＜避難所等におけるトイレ機能の確保＞</b><br>災害発生時の避難所等における衛生環境の維持のため、仮設トイレ等の確保に係る検討を進めている。                                  | 現在、災害発生時は避難所等に設置されている既設トイレの活用が中心となっていることから、汚水処理施設等の機能が停止した場合においても、避難所等の衛生環境を維持出来るよう、仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ等の数量、及び調達方法をあらかじめ定めておく必要がある。 | ○  |

事前に備えるべき目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

リスクシナリオ 5-4 上下水道施設の長期にわたる機能停止

| 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】   |  |        |   |                |
|--|--|--------|---|----------------|
| 上下水道施設の長期にわたる機能停止を防ぐため、上下水道施設等の耐震化・老朽化対策や、応急復旧・給水体制の整備等、農業・漁業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策の推進や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進を図る。 |  |        |   |                |
| 重点項目   | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)   | 取組主体   | 重要業績評価指標(参考値)                               | 担当課            |
| ○  | 災害時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や水道施設の耐震化等を推進する。   | 村      | 基幹管路の耐震化率<br>19.6%【R2】                      | 上下水道課          |
| ○  | 断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、引き続き、必要に応じ、応急給水体制を見直し、応急給水資機材の更新を図る。   | 村      |   | 上下水道課          |
| ○  | 災害時に水道施設及び管路に被害が発生しても速やかに給水を再開するため、引き続き、必要に応じ、応急復旧体制の見直し及び修繕資機材の更新を図り、各浄水場間のバックアップ給水が可能となるよう取水井の施設追加や相互融通のための連絡管の建設整備を進める。 | 村      |   | 上下水道課          |
| ○  | 災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ストックマネジメント計画に基づき老朽化した下水道施設の点検を行い、点検結果等を踏まえて改築・更新計画を策定する。   | 村      |   | 上下水道課          |
| ○  | 災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、施設の長寿命化計画である最適整備構想を策定した。   | 村      | 漁港漁村環境整備（集落環境整備）事業計画書の策定<br>策定済み【R2】【R6】    | 上下水道課          |
| ○  | 毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等から示される対応策等を踏まえ、業務継続計画の見直しを行う。   | 村      | 東通村下水道事業業務継続計画の策定<br>策定済【H28】<br>→随時見直し【R4】 | 上下水道課          |
| ○  | 災害発生時における仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレの調達について、県と協力し避難所へ備蓄・配備を行う。<br>また、業者との協力体制を構築するとともに、家庭における携帯トイレの備蓄についての普及啓発を図る。                   | 県<br>村 |   | 防災安全課<br>上下水道課 |

| リスクシナリオ               |   |  |    |
|-----------------------|---|--|----|
| 5-4 上下水道施設の長期にわたる機能停止 |   |  |    |
| 番号                    | 現在の取組・施策  | 脆弱性評価  | 再掲 |
| 【合併処理浄化槽への転換の促進】      |   |  |    |
| 8                     | <p>＜合併処理浄化槽への転換の促進＞</p> <p>老朽化した単独処理浄化槽等から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、公共下水道や漁業集落排水の事業計画区域外の住宅（新築は除く。）を対象に、費用の一部を助成する浄化槽補助金制度を設けるとともに、広報やホームページにより当該制度の周知に努めている。</p> | <p>依然として多くの老朽化した単独処理浄化槽が残っていることから、災害発生時に備えて、単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。</p> |    |

| リスクシナリオ |   |      |   |       |
|---------|---|------|---|-------|
| 重点項目    | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)  | 取組主体 | 重要業績評価指標 (参考値)                                  | 担当課   |
|         | <p>老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、合併処理浄化槽補助金制度の対象者に対し、転換の必要性について周知を図る。</p> <p>また、浄化槽整備区域内の防災拠点となる公共施設や避難所において、災害時に自立的な用水の確保を行いつつ、合併処理浄化槽への転換を進め、災害対応力の向上を図る。</p> | 村    | <p>単独浄化槽から合併浄化槽への転換に対する補助基数<br/>2基/年【R1 R5】</p> | 上下水道課 |

| 事前に備えるべき目標   |  |  |    |
|--|--|--|----|
| 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる |  |  |    |
| リスクシナリオ  |  |  |    |
| 5-5 基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物入・人流への甚大な影響                        |  |  |    |
| 番号   | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価  | 再掲 |
| <b>【道路施設の防災対策】</b>   |  |  |    |
| 1  | <緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策><br>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。                 | 依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資の物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。 | ○  |
| 2  | <緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策><br>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を推進している。 | 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。                          | ○  |
| 3  | <村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策><br>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。                         | 整備後、相当の年数を経過している農道、林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。                                      | ○  |
| 4  | <幹線街路の整備><br>市街地における災害発生時の避難路の確保や延焼を防止するため、国・県と連携して幹線街路の整備を推進している。                                   | 道路の未整備区間が多く、集落での災害発生時における避難路の確保や延焼防止が課題であるため、幹線道路の整備を推進する必要がある。                                    | ○  |
| <b>【公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策】</b>                                   |  |  |    |
| 5  | <港湾・漁港施設の耐震化・老朽化対策><br>漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域集落の拠点としての重要な役割を担うことから、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。           | 村管理の4漁港は、H26H27に耐震化工事を行い完了済みである。老朽化対策については、H27から事業実施中であり、今後も継続して対策工事を行うこととしている。                    | ○  |
| 6  | <航路啓開等の協定に基づく連携体制><br>埠頭内道路や航路等の啓開について、民間協力者と港湾関係での災害発生時における応急対策業務に関する包括的協定を締結している。                  | 航路啓開計画の実効性向上に向け、協定等に基づく訓練等を積み重ねる必要がある。   |    |
| <b>【公共交通・広域交通の機能確保】</b>  |  |  |    |
| 7  | <公共機関の安定供給の確保><br>災害発生時等の公共交通の安定供給の確保のため、バス等交通事業者、警察、国、県などの関係機関との連携による情報共有を図っている。                    | 災害発生時における村民の移手段として各交通機関の運行情報を迅速かつ円滑に情報発信するため、バス等交通事業者、警察、国、県などの関係機関とのさらなる連携強化を図る必要がある。             |    |

事前に備えるべき目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

リスクシナリオ 5-5 基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物入・人流への甚大な影響

| 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】  |   |             |                             |            |
|---|---|-------------|-----------------------------|------------|
| 基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物入・人流への甚大な影響を防ぐため、道路、港湾・漁港施設の防災対策の強化を図る。 |   |             |                             |            |
| 重点項目  | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)  | 取組主体        | 重要業績評価指標(参考値)               | 担当課        |
| ○   | 災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。 | 国<br>県<br>村 |                             | 建設課        |
| ○   | 緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。                      | 国<br>県<br>村 |                             | 建設課        |
| ○   | 農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。  | 県<br>村      | 林道施設庁寿命化対策等実施               | 農林畜産課      |
| ○   | 市街地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、国・県と連携を図りながら、幹線街路の整備を推進する。   | 国<br>県<br>村 |                             | 建設課        |
| ○   | 災害発生時の海路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を実施する。  | 県<br>村      | 漁港施設の機能強化工事完了漁港4<br>漁港【H27】 | 水産課<br>建設課 |
|   | 航路啓開計画の実効性向上に向け、協定等に基づく訓練等の積み重ねを進める。  | 県           |                             |            |
|   | 災害発生時等の公共交通の安定供給の確保のため、引き続き、バス等交通事業者、警察、国、県などの関係機関との連携による情報共有を図る。   | 国<br>県<br>村 |                             | 防災安全課      |

| リスクシナリオ                                   |   |  |    |
|---|---|--|----|
| 5-5 基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物入・人流への甚大な影響 |   |  |    |
| 番号  | 現在の取組・施策  | 脆弱性評価  | 再掲 |
| 8   | <p>&lt;地域公共交通の確保&gt;<br/>地域公共交通の維持・活性化を図るため、現在運用の計画を変更・見直し中である。<br/>また、路線維持を図るため、運行欠損に対して補助を行っている。</p>        | <p>大規模災害では交通基盤が大きな被害を受け、それが予想されることから、被災者の生活を支えるうえで交通サービスの確保が必要となることから、平時から地域公共交通を守り、維持していく必要がある。</p> |    |
| 【路線バスの運行体制】                               |   |  |    |
| 9   | <p>&lt;路線バスの運行体制の維持&gt;<br/>災害発生時等の交通手段確保のため、バス事業者と運行状況等に関する情報共有を図っているほか、路線維持を図るため、運行欠損・車両購入に対する補助を行っている。</p> | <p>災害発生時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制が構築されていないことから、対応を検討していく必要がある。</p>                                   |    |
| 【代替交通手段の確保】                               |   |  |    |
| 10  | <p>&lt;代替交通手段の確保&gt;<br/>災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、関連事業者と情報共有を図る。</p>                                  | <p>災害発生時に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、関連事業者と情報共有を図る必要がある。</p>                                     | ○  |
| 11  | <p>&lt;代替輸送手段の確保&gt;<br/>海に面する当村の地域特性を生かし、災害発生時に漁港を利用した輸送確保も今後検討する。また、県においても漁港施設の老朽化・機能強化対策を行っている。</p>        | <p>大規模災害時において、陸上輸送の代替手段は海上輸送となることから、漁港施設の老朽化・機能強化対策を行う必要がある。</p>                                     | ○  |
| 【物流機能の維持・確保】                              |   |  |    |
| 12  | <p>&lt;輸送ルートの代替性の確保&gt;<br/>当村は海に面しており、災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段として海路による輸送が考えられることから、航路運航事業者等と情報共有を図る。</p>  | <p>災害発生時に道路が通行困難となった場合の海路による代替ルートを確保するため、航路運航事業者等と情報共有を図る必要がある。</p>                                  |    |

| 重点項目         | 対応方針<br>(今後必要となる取組・施策)  | 取組主体   | 重要業績評価指標(参考値) | 担当課          |
|--------------|---|--------|---------------|--------------|
| ○            | <p>大規模災害に備え、被災者の生活を支える地域公共交通を守り、維持していくため、引き続き、バス事業者や関係機関と連携を図り、公共交通マネジメントの展開を進めていく。<br/>また、近隣市町村と連携した取組も検討していく。</p> | 村      |               | 企画課          |
| 【路線バスの運行体制】  |   |        |               |              |
|              | <p>引き続き、バス事業者と運行状況等に関する情報共有や、バス路線維持に係る補助を実施するほか、災害発生時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制構築に向けて対応を検討していく。</p>                  | 県      |               |              |
| 【代替交通手段の確保】  |   |        |               |              |
| ○            | <p>災害発生時等に道路が通行困難となった場合に代替交通手段が確保されるよう、関連事業者と情報共有を図っていくことを検討する。</p>   |        |               | 防災安全課<br>建設課 |
| ○            | <p>災害発生時の海路による輸送確保に向けて、今後検討する。また、県においては、引き続き、漁港施設の老朽化・機能強化対策を実施する。</p>  | 県<br>村 |               | 防災安全課        |
| 【物流機能の維持・確保】 |   |        |               |              |
| ○            | <p>災害発生時において、円滑な連携が図られるよう航路運航事業者等と一層の情報共有を図っていく。</p>  | 県<br>村 |               | 防災安全課        |

| 事前に備えるべき目標  |   |   |    |
|---|---|---|----|
| 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する                             |   |   |    |
| リスクシナリオ   |   |   |    |
| 6-1 自然災害後や地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態 |   |   |    |
| 番号  | 現在の取組・施策  | 脆弱性評価   | 再掲 |
| <b>【防災ボランティア受入体制の構築】</b>                                      |   |   |    |
| 1   | <b>＜防災ボランティア受入体制の構築＞</b><br>防災ボランティアのスムーズな受入体制を構築するため、社会福祉協議会等関係機関と連携を図っている。  | 災害からの復旧・復興には、ボランティアが大きな力となることから、災害ボランティアセンターの開設、運営を行う社会福祉協議会等関係機関とのさらなる連携協力体制を構築する必要がある。  |    |
| 2   | <b>＜防災ボランティアの育成＞</b><br>災害発生時の応急対策や復旧活動を行う防災ボランティア、また、被災者ニーズとボランティアのニーズの調整役を担う災害ボランティアコーディネーターについて、その育成の取組について他自治体の事例等も参考にしながら検討している。 | 災害発生時の被災者ニーズは多種多様であることから、円滑に救援活動を実施するため、災害ボランティア及び調整役となる災害ボランティアコーディネーターの育成強化を図る必要がある。  |    |
| <b>【技術職員等の確保】</b>   |   |   |    |
| 3   | <b>＜復旧作業等に係る技術者等の確保＞</b><br>大規模災害等が発生した場合の応急対策業務（障害物除去用の重機・資機材等の調達を伴う工事）を速やかに実施するため、官民連携による対応力強化を図っている。                               | 大規模災害発生時に、技術者の不足により復旧作業等に支障をきたすおそれがあることから、建設企業との連携を強化するとともに、i-Constructionを活用し、道路啓開や応急対策業務を迅速に行う人材を確保・育成する必要がある。※i-Construction ICT技術の活用、規格の標準化及び施工の平準化により生産性の向上を図る取組であり、ここでは技術者不足を補うための、災害時調査や復旧工事へのICT技術の活用、規格の標準化された工法等の採用を示す。 |    |
| 4   | <b>＜災害応援の受入体制の構築＞</b><br>災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。  | 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、受け入れ態勢の早期整備をはじめ、相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認する必要がある。<br><br>特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関など全国からの受け入れが必要であり、配慮する必要がある。   |    |

事前に備えるべき目標 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

リスクシナリオ 6-1 自然災害後や地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

| 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】  |  |              |               |                |
|---|--|--------------|---------------|----------------|
| 自然災害後や地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態を防ぐため、受援・連携体制の構築を図るとともに、建設業・農林水産業の担い手の育成・確保や産業を支える人材の育成等を図る。 |  |              |               |                |
| 重点項目  | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)   | 取組主体         | 重要業績評価指標(参考値) | 担当課            |
| ○   | 災害発生時における防災ボランティアの円滑な受入れと効果的に活動できる体制の構築に向けて、防災ボランティアセンターの開設、運営に関する「運営マニュアル」を作成し、各種訓練を踏まえ適宜見直しを行う。                                | 村<br>社会福祉協議会 |               | 防災安全課<br>健康福祉課 |
| ○   | 災害ボランティア及び災害ボランティアコーディネーターの育成強化を図るため、県が主催する研修会への積極的な参加を促すとともに、村民を対象とした研修会の実施についても検討する。   | 県<br>村       |               | 防災安全課          |
| ○   | 道路啓開や応急対策業務を迅速に行うため、i-Constructionを活用し、青森県建設業協会や青森県測量設計業協会等と締結している。災害時における応急対策業務に関する協定等の既存の取組を含め、官民連携による対応力強化に引き続き取り組んでいく。       | 県            |               |                |
| ○   | 引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。<br>また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。 | 村            |               | 防災安全課          |

| リスクシナリオ   |  |  |    |
|---|--|--|----|
| 6-1 自然災害後や地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態 |  |  |    |
| 番号  | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価  | 再掲 |
| <b>【人材育成を通じた産業の体質強化】</b>                                      |  |  |    |
| 5   | ＜産業を支える人材の育成＞<br>経済や雇用の大きな柱である本県のものづくり産業を支えるため、技術者から経営者に至る各階層を対象とした人材育成カリキュラムを実施し、産業基盤の強化に取り組んでいる。       | 大規模災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、高度な人材が必要になることから、引き続き開発力やマネジメント力などの様々な技術を有した人材の育成を積極的に進める必要がある。                      |    |
| <b>【キャリア教育等の推進】</b>   |  |  |    |
| 6   | ＜キャリア教育等の推進＞<br>建設業・農林水産業の担い手や地域産業を支える人材を育成するため、工業高校・農業高校等の専門高校等において、インターンシップや体験学習などのキャリア教育・職業教育を推進している。 | 建設業や農林水産業において担い手確保が課題となっている現状を踏まえながら、それぞれの業種に必要とされる知識、技能、態度等を備えた人材の育成を図るため、キャリア教育、職業教育の一層の充実を図る必要がある。      |    |
| <b>【防災意識の啓発・地域防災力の向上】</b>                                     |  |  |    |
| 7   | ＜自主防災組織の設立・活性化支援＞<br>災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助となる自主防災組織を各区域に設立し、活動の充実強化を図っている。<br>令和8年4月現在、全5団体組織されている。  | 各自主防災組織による訓練等の支援を行い、活性化を図る必要がある。   | ○  |
| 8   | ＜防災意識の啓発＞<br>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報やホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。                    | 災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取り組みを実施していく必要がある。   | ○  |
| <b>【防災人材育成】</b>   |  |  |    |
| 9   | ＜被害認定調査等の体制確保＞<br>発災時に適切な被災者支援を行えるよう、平時より災害救助事務等の市町村担当者を対象とした説明会を開催している。                                 | 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に地方公共団体が対応すべき事項について、平時からの確に周知すると共に、災害時には迅速かつ適切に実施していく必要がある。 |    |
| <b>【地域コミュニティの強化】</b>  |  |  |    |
| 10  | ＜地域防災力の向上・コミュニティ再生＞<br>地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、住民参加による防災訓練を開発している。                                     | 地域コミュニティの希薄化により、地域防災力の低下が懸念されることから、地域コミュニティの再生、自助・共助を軸とした地域防災力の向上が急務である。                                   |    |

リスクシナリオ 6-1 自然災害後や地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

| 重点項目 | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)   | 取組主体   | 重要業績評価指標(参考値) | 担当課   |
|------|--|--------|---------------|-------|
|      | 円滑な復旧・復興を支える技術者の専門スキルの向上や経営者層に必要な技術習得を支援するなど、各階層を対象とした人材育成カリキュラムを実施し、高度な人材の育成を図る。                | 県      |               |       |
|      | 災害からの復旧・復興を担う建設業・農林水産業の担い手や、地域産業を支える人材に必要な知識、技能、態度等を育むため、関係校におけるキャリア教育、職業教育の充実を図る。               | 県      |               |       |
| ○    | 災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、各種研修会参加を促したり、必要となる物資の確保に努めていく。                                  | 県<br>村 |               | 防災安全課 |
| ○    | 地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら防災意識の啓発を図る。<br>また、引き続き広報や防災訓練等を通じての防災意識の啓発を図る。                        | 県<br>村 |               | 防災安全課 |
|      | 発災時に迅速かつ適切な被災者支援を行えるよう、平時より災害救助事務等の市町村担当者を対象とした説明会を開催すると共に、発災時市町村等へ支援を行うこととなる県の職員に対して説明会や研修等を行う。 | 県      |               |       |
| ○    | 地域単位での新しい形の訓練を構築・実施し、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図る。  | 県<br>村 |               | 防災安全課 |

リスクシナリオ  
**6-1 自然災害後や地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態**

| 番号 | 現在の取組・施策  | 脆弱性評価   | 再掲 |
|----|---|---|----|
| 11 | <b>&lt;地域防災力の向上・コミュニティ再生&gt;</b><br>地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、住民参加による防災訓練を開発している。   | 地域コミュニティの希薄化により、地域防災力の低下が懸念されることから、地域コミュニティの再生、自助・共助を軸とした地域防災力の向上が急務である。                                  |    |
| 12 | <b>&lt;地域コミュニティ力の強化&gt;</b><br>地域防災力の要となる自主防災組織は、地域コミュニティとの関係が深く、有機的なつながりがあることから、その中心となる部落会の基盤強化に取り組んでいる。   | 少子高齢化や個人の価値観の変化などに加え、地域における人口減少が進んでおり、地域活動の担い手不足が大きな課題となっているため、自助・共助の中心となる部落会の基盤強化・活性化に取り組んでいく必要がある。      |    |
| 13 | <b>&lt;農山漁村の活性化&gt;</b><br>「農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる」との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付、その一環として地域力の再生を実現するための取組を推進している。        | 人口減少が進む中、農山漁村が有する自然・景観・文化などの地域資源を将来に引き継いでいくためには、自立した農林漁業の確立を図りながら地域コミュニティ機能の維持・再生に取り組んでいく必要がある。           |    |
| 14 | <b>&lt;地域コミュニティを牽引する人材の育成&gt;</b><br>現時点では、地域コミュニティが機能していることから、地域コミュニティをけん引する人材育成の取組は行っていない。  | 今後、少子高齢化や人口流出に伴い地域コミュニティを支える人材が高齢化し、後継者不足になることも懸念されるため、将来的に地域コミュニティを支える後継者を確保するとともに、リーダーの育成に取り組んでいく必要がある。 |    |
| 15 | <b>&lt;地域を支えるリーダーの育成&gt;</b><br>チャレンジ精神、豊かな発想力、広い視野を持って、起業・創業、経営革新、地域おこしに果敢に挑戦していく人材の育成とネットワークづくりを図るため、著名な講師による講演やワークショップなど「あおりり立志挑戦塾」の取組を実施している。 | 地域コミュニティ維持・活性化のためには、地域の核となるリーダーを育成する必要があるが、リーダーの数を増やすこと、人材のスキルを挙げるとともに継続的な取り組みが必要である。                     |    |

事前に備えるべき目標 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

リスクシナリオ 6-1 自然災害後や地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

| 重点項目 | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)   | 取組主体   | 重要業績評価指標(参考値) | 担当課          |
|------|--|--------|---------------|--------------|
| ○    | 地域単位での新しい形の訓練を構築・実施し、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図る。  | 県<br>村 |               | 防災安全課        |
| ○    | 災害発生時における共助を支える地域コミュニティ力の強化に向けて、引き続き、地域における取組を支援し、自主的・主体的な活動の促進を図る。  | 村      |               | 防災安全課        |
| ○    | あおりり環境公共推進基本方針に基づき、公共事業のプロセスに、農林漁業者はもとより地域住民の参加を促進し、水路の泥上げや草刈りなどの作業を通じて、こうした多様な主体(地区環境公共推進協議会)の参加の下で、自らは行えることは自ら実施していくことにより、地域力の再生を実現する。 | 県<br>村 |               | 農林畜産課<br>水産課 |
|      | 災害時には地域コミュニティにおける共助が重要な役割を果たすため、地域コミュニティを支える後継者の確保やけん引するリーダーの育成に取り組む。  | 村      |               | 防災安全課        |
|      | 地域コミュニティの維持・活性化を担う地域の核となるリーダーの育成に向けて、今後も継続して「あおりり立志挑戦塾」を開催する。  | 県      |               |              |

| 事前に備えるべき目標  |   |   |    |
|---|---|---|----|
| 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する   |   |   |    |
| リスクシナリオ   |   |   |    |
| 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態 |   |   |    |
| 番号  | 現在の取組・施策  | 脆弱性評価   | 再掲 |
| <b>【防災ボランティア受入体制の構築】</b>  |   |   |    |
| 1   | <b>&lt;防災ボランティア受入体制の構築&gt;</b><br>防災ボランティアのスムーズな受入体制を構築するため、社会福祉協議会等関係機関と連携を図っている。  | 災害からの復旧・復興には、ボランティアが大きな力となることから、災害ボランティアセンターの開設、運営を行う社会福祉協議会等関係機関とのさらなる連携協力体制を構築する必要がある。  | ○  |
| 2   | <b>&lt;防災ボランティアの育成&gt;</b><br>災害発生時の応急対策や復旧活動を行う防災ボランティア、また、被災者ニーズとボランティアのニーズの調整役を担う災害ボランティアコーディネーターについて、その育成の取組について他自治体の事例等も参考にしながら検討している。 | 災害発生時の被災者ニーズは多種多様であることから、円滑に救援活動を実施するため、災害ボランティア及び調整役となる災害ボランティアコーディネーターの育成強化を図る必要がある。  | ○  |
| <b>【技術職員等の確保】</b>   |   |   |    |
| 3   | <b>&lt;復旧作業等に係る技術者等の確保&gt;</b><br>大規模災害等が発生した場合の応急対策業務（障害物除去用重機・資機材等の調達を伴う工事）を速やかに実施するため、官民連携による対応力強化を図っている。                                | 大規模災害発生時に、技術者の不足により復旧作業等に支障をきたすおそれがあることから、建設企業との連携を強化するとともに、i-Constructionを活用し、道路啓開や応急対策業務を迅速に行う人材を確保・育成する必要がある。※i-Construction ICT技術の活用、規格の標準化及び施工の平準化により生産性の向上を図る取組であり、ここでは技術者不足を補うための、災害時調査や復旧工事へのICT技術の活用、規格の標準化された工法等の採用を示す。 | ○  |
| 4   | <b>&lt;災害応援の受入体制の構築&gt;</b><br>災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。  | 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、受け入れ態勢の早期整備をはじめ、相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認する必要がある。<br><br>特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関など全国からの受け入れが必要であり、配慮する必要がある。   | ○  |

| 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】  |   |              |               |                |
|---|---|--------------|---------------|----------------|
| 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態を防ぐため、受援・連携体制の構築を図るとともに、建設業・農林水産業の担い手の育成・確保や産業を支える人材の育成等を図る。 |   |              |               |                |
| 重点項目  | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)  | 取組主体         | 重要業績評価指標(参考値) | 担当課            |
| ○   | 災害発生時における防災ボランティアの円滑な受入れと効果的に活動できる体制の構築に向けて、防災ボランティアセンターの開設、運営に関する「運営マニュアル」を作成し、各種訓練を踏まえ適宜見直しを行う。                                 | 村<br>社会福祉協議会 |               | 防災安全課<br>健康福祉課 |
| ○   | 災害ボランティア及び災害ボランティアコーディネーターの育成強化を図るため、県が主催する研修会への積極的な参加を促すとともに、村民を対象とした研修会の実施についても検討する。  | 県<br>村       |               | 防災安全課          |
|   | 道路啓開や応急対策業務を迅速に行うため、i-Constructionを活用し、青森県建設業協会や青森県測量設計業協会等と締結している。災害時における応急対策業務に関する協定等の既存の取組を含め、官民連携による対応力強化に引き続き取り組んでいく。        | 県            |               |                |
|   | 引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続き等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。<br>また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。 | 村            |               | 防災安全課          |

| リスクシナリオ   |  |   |    |
|---|--|---|----|
| 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態 |  |   |    |
| 番号  | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価   | 再掲 |
| <b>【建設業の担い手の育成・確保】</b>  |  |   |    |
| 5   | ＜建設業の担い手の育成・確保＞<br>社会資本整備や災害対応を担うなど、県民の暮らしと地域の安全・安心を守り、地域に不可欠な建設業が将来にわたり存続できるよう、経営の多角化支援とともに、担い手確保に向けた取組を進めている。          | 本県の建設業は、建設投資の縮小に伴う競争の激化や、従業員の高齢化、若年入職者の減少による担い手不足がとりわけ深刻であることから、地域の建設業が将来にわたり存続していくため、担い手の安定的な確保に向けた取組を引き続き推進していく必要がある。   |    |
| <b>【農林水産業の担い手の育成・確保】</b>  |  |   |    |
| 6   | ＜農林業の担い手育成・確保＞<br>安全・安心な農産物を供給していくため、農業の担い手育成や労働力確保が不可欠であることから、人材確保に向けた取組を実施している。  | 災害による被害から経済を迅速に復旧するためには、基幹産業である農林水産業を維持し、成長産業として発展させていくことが重要となるが、農林水産業従事者が減少傾向にあることから、平時から後継者の育成や新規参入を推進し担い手を確保していく必要がある。 |    |
| 7   | ＜水産業の担い手育成・確保＞<br>当村の安全・安心な水産物を供給していくため、漁業労働力の需給情報の収集・提供や人材の育成などにより、新規就業者の確保・育成に取り組んでいる。                                 | つくり育てる漁業・資源管理型漁業を支える人材や、漁村地域の活性化を担うリーダーを育成するとともに、後継者の育成・確保を推進する必要がある。   |    |
| <b>【人材育成を通じた産業の体質強化】</b>  |  |   |    |
| 8   | ＜産業を支える人材の育成＞<br>経済や雇用の大きな柱である本県のものづくり産業を支えるため、技術者から経営者に至る各階層を対象とした人材育成カリキュラムを実施し、産業基盤の強化に取り組んでいる。                       | 大規模災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、高度な人材が必要になることから、引き続き開発力やマネジメント力などの様々な技術を有した人材の育成を積極的に進める必要がある。                                     | ○  |
| <b>【キャリア教育等の推進】</b>   |  |   |    |
| 9   | ＜キャリア教育等の推進＞<br>建設業・農林水産業の担い手や地域産業を支える人材を育成するため、工業高校・農業高校等の専門高校等において、インターンシップや体験学習などのキャリア教育・職業教育を推進している。                 | 建設業や農林水産業において担い手確保が課題となっている現状を踏まえながら、それぞれの業種に必要とされる知識、技能、態度等を備えた人材の育成を図るため、キャリア教育、職業教育の一層の充実を図る必要がある。                     | ○  |
| <b>【地域防災力の向上】</b>   |  |   |    |
| 10  | ＜消防団の充実＞<br>地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。<br>また、消防団協力事業所表示制度を導入し、地域と事業所が一体となって消防団員確保に努めている。 | 人口減少とともに消防団員数も減少しており、消防団員の確保が非常に大きな課題となっている。  | ○  |

| 重点項目 | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)  | 取組主体         | 重要業績評価指標(参考値)             | 担当課   |
|------|---|--------------|---------------------------|-------|
|      | 社会資本整備や災害からの復旧・復興を担う建設業の担い手の安定的な確保に向けて、中長期的な観点から、女性建設技術者の入職促進を図る取組や、児童・生徒及びその親に対し、建設業の魅力を発信する取組を引き続き実施していく。 | 県            |                           | 建設課   |
| ○    | 基幹産業である農業の振興と持続的発展に向けて、引き続き、担い手の育成・確保に取り組む。   | 村            | 認定農業者数<br>54人【R1】→54人【R3】 | 農林畜産課 |
| ○    | 基幹産業である水産業の成長産業化に向けて、引き続き、水産業における課題を踏まえながら、担い手の育成・確保に取り組む。  | 県<br>村<br>漁協 |                           | 水産課   |
|      | 円滑な復旧・復興を支える技術者の専門スキルの向上や経営者層に必要な技術習得を支援するなど、各階層を対象とした人材育成カリキュラムを実施し、高度な人材の育成を図る。                           | 県            |                           |       |
|      | 災害からの復旧・復興を担う建設業・農林水産業の担い手や、地域産業を支える人材に必要な知識、技能、態度等を育むため、関係校におけるキャリア教育、職業教育の充実を図る。                          | 県            |                           |       |
| ○    | 引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。   | 県<br>村       |                           | 防災安全課 |

| 事前に備えるべき目標                           |   |   |    |
|--------------------------------------|---|---|----|
| 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する    |   |   |    |
| リスクシナリオ                              |   |   |    |
| 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 |   |   |    |
| 番号                                   | 現在の取組・施策  | 脆弱性評価   | 再掲 |
| <b>【災害廃棄物の処理体制の構築】</b>               |   |   |    |
| 1                                    | <b>&lt;災害廃棄物処理計画の策定&gt;</b><br>災害廃棄物が人の健康や生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、災害時における生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、災害廃棄物の円滑な処理を行うため、災害廃棄物処理計画の策定に取り組んでいる。  | 災害廃棄物は一般廃棄物とされ、村が処理を担当することから国の示す対策指針や行動指針を踏まえ、青森県災害廃棄物処理計画との整合性を図りつつ、災害時に円滑な処理を実施できるよう体制の整備や処理方法について検討・見直しを行い、実効性のある計画とする必要がある。 |    |
| 2                                    | <b>&lt;災害廃棄物等の処理に関する連携の強化&gt;</b><br>災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理の推進を図るため、平時の備えとして、関係市町村や関係団体、関係機関等との連携を進める予定としている。  | 広域的な処理も含め、災害廃棄物の円滑な処理を行うため、情報を共有するなど、県、他市町村、広域事務組合等との連携を強化する必要がある。<br>また、連携に当たっては、窓口を一本化するなど、対応に支障をきたさない体制の調整が必要。               |    |
| 3                                    | <b>&lt;家庭系災害廃棄物の収集・運搬対策&gt;</b><br>災害発生時におけるごみの収集及び運搬については、収集車両及び作業員並びにごみ収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して、被災地と避難所のごみ収集・運搬に当たるが、被害甚大等の理由により収集・運搬が困難な場合は、運輸業者、建設業者等の車両を借り上げ、迅速かつ適切に収集・運搬することとしており、そのための体制を整えている。 | 家庭系災害廃棄物を円滑に収集・運搬するため、一般廃棄物処理業者や関係団体等との連携を強化する必要がある。  |    |
| 4                                    | <b>&lt;各種産業に係る災害廃棄物等の処理に関する連携の強化&gt;</b><br>農業用資材廃棄物の適正処理推進のため、農協、資材業者、ごみ処理業者等、関係機関との連携を図っている。  | 災害発生時においても、被災農林水産業資材等の廃棄物が円滑に処理されるよう、平時から、事業者等に関する情報を共有し、引き続き、県、関係団体の連携を推進する必要がある。  |    |
| 5                                    | <b>&lt;大気中への有害物質の飛散防止対策&gt;</b><br>特定粉じん（アスベスト）排出等作業現場において、アスベスト飛散がないことを確認するため、アスベストの濃度測定を行っている。  | 災害発生時には、被災建物等の解体等により大気中にアスベストが飛散する恐れがあることから、大気中のアスベスト濃度を測定し、状況を把握する必要がある。   |    |

| 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】   |   |        |                     |                       |
|--|---|--------|---------------------|-----------------------|
| 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害廃棄物処理計画の策定や、関係機関・団体との連携強化等による処理体制の構築を図る。 |   |        |                     |                       |
| 重点項目   | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)                                    | 取組主体   | 重要業績評価指標(参考値)       | 担当課                   |
| ○  | 災害廃棄物の適正処理の確保と円滑かつ迅速な処理に向けて、災害廃棄物処理計画の策定を進める。             | 村      | 東通村災害廃棄物処理計画の策定【R3】 | 健康福祉課                 |
| ○  | 災害発生時において、災害廃棄物の処理が円滑になされるよう、関係市町村、関係機関、関係団体等との連携を図る。     | 村      |                     | 健康福祉課                 |
| ○  | 災害発生時において、円滑に家庭系災害廃棄物が収集・運搬されるよう関係事業者や関係団体との連携強化を図る。      | 村      |                     | 健康福祉課                 |
| ○  | 災害発生時に農業資材等廃棄物が適切に処理されるようにするため、引き続き関係機関との連携体制の強化を図る。      | 村      |                     | 農林畜産課<br>水産課<br>健康福祉課 |
|  | 災害発生時における、大気中へのアスベストの飛散の度合いを迅速に把握するため、緊急時のモニタリング体制の整備を図る。 | 県<br>村 |                     | 防災安全課                 |

| 事前に備えるべき目標                                   |   |   |    |
|--|---|---|----|
| 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する            |   |   |    |
| リスクシナリオ                                      |   |   |    |
| 6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 |   |   |    |
| 番号   | 現在の取組・施策  | 脆弱性評価   | 再掲 |
| <b>【応急仮設住宅の確保等】</b>                          |   |   |    |
| 1  | <b>&lt;応急仮設住宅の迅速な供給&gt;</b><br>災害発生時において、迅速に応急仮設住宅を供給するため、応急仮設住宅の標準設計を作成している。   | 応急仮設住宅の建設に関する具体的な手順等が定められていないことから、建設に関する具体的な整備マニュアルを作成する必要がある。<br>また、災害発生時に提供可能な民間賃貸住宅が把握されていないことから、提供可能な民間賃貸住宅の具体的なリストを作成する必要がある。  |    |
| <b>【防災ボランティア受入体制の構築】</b>                     |   |   |    |
| 2  | <b>&lt;防災ボランティア受入体制の構築&gt;</b><br>防災ボランティアのスムーズな受入体制を構築するため、社会福祉協議会等関係機関と連携を図っている。  | 災害からの復旧・復興には、ボランティアが大きな力となることから、災害ボランティアセンターの開設、運営を行う社会福祉協議会等関係機関とのさらなる連携協力体制を構築する必要がある。  | ○  |
| 3  | <b>&lt;防災ボランティアの育成&gt;</b><br>災害発生時の応急対策や復旧活動を行う防災ボランティア、また、被災者ニーズとボランティアのニーズの調整役を担う災害ボランティアコーディネーターについて、その育成の取組について他自治体の事例等も参考にしながら検討している。 | 災害発生時の被災者ニーズは多種多様であることから、円滑に救援活動を実施するため、災害ボランティア及び調整役となる災害ボランティアコーディネーターの育成強化を図る必要がある。  | ○  |
| <b>【技術職員等の確保】</b>                            |   |   |    |
| 4  | <b>&lt;復旧作業等に係る技術者等の確保&gt;</b><br>大規模災害等が発生した場合の応急対策業務（障害物除去用の重機・資機材等の調達を伴う工事）を速やかに実施するため、官民連携による対応力強化を図っている。                               | 大規模災害発生時に、技術者の不足により復旧作業等に支障をきたすおそれがあることから、建設企業との連携を強化するとともに、i-Constructionを活用し、道路啓開や応急対策業務を迅速に行う人材を確保・育成する必要がある。※i-Construction ICT技術の活用、規格の標準化及び施工の平準化により生産性の向上を図る取組であり、ここでは技術者不足を補うための、災害時調査や復旧工事へのICT技術の活用、規格の標準化された工法等の採用を示す。 |    |
| 5  | <b>&lt;災害応援の受入体制の構築&gt;</b><br>災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。  | 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、受け入れ態勢の早期整備をはじめ、相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認する必要がある。<br>特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関など全国からの受け入れが必要であり、配慮する必要がある。   |    |

| 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】  |  |              |               |                |
|---|--|--------------|---------------|----------------|
| 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、応急仮設住宅の確保や防災ボランティア等の受入態勢の整備を図る。 |  |              |               |                |
| 重点項目  | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)   | 取組主体         | 重要業績評価指標(参考値) | 担当課            |
|   | 災害発生時に、より迅速に応急仮設住宅を供給するため、県と連携して整備マニュアルの手法について学ぶとともに、関係団体と連携して災害発生時に提供可能な民間賃貸住宅のリストアップについても今後検討する。                               | 県<br>村       |               | 防災安全課<br>建築住宅課 |
|   | 災害発生時における防災ボランティアの円滑な受入れと効果的に活動できる体制の構築に向けて、防災ボランティアセンターの開設、運営に関する「運営マニュアル」を作成し、各種訓練を踏まえ適宜見直しを行う。                                | 村<br>社会福祉協議会 |               | 防災安全課<br>健康福祉課 |
|   | 災害ボランティア及び災害ボランティアコーディネーターの育成強化を図るため、県が主催する研修会への積極的な参加を促すとともに、村民を対象とした研修会の実施についても検討する。   | 県<br>村       |               | 防災安全課          |
|   | 道路啓開や応急対策業務を迅速に行うため、i-Constructionを活用し、青森県建設業協会や青森県測量設計業協会等と締結している。災害時における応急対策業務に関する協定等の既存の取組を含め、官民連携による対応力強化に引き続き取り組んでいく。       | 県            |               |                |
|   | 引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。<br>また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。 | 村            |               | 防災安全課          |

| 事前に備えるべき目標   |  |  |    |
|--|--|--|----|
| 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する                    |  |  |    |
| リスクシナリオ  |  |  |    |
| 6-5 貴重な文化財の確保や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 |  |  |    |
| 番号   | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価  | 再掲 |
| <b>【応急仮設住宅の確保等】</b>                                  |  |  |    |
| 1  | <b>&lt;応急仮設住宅の迅速な供給&gt;</b><br>災害発生時において、迅速に応急仮設住宅を供給するため、応急仮設住宅の標準設計を作成している。  | 応急仮設住宅の建設に関する具体的な手順等が定められていないことから、建設に関する具体的な整備マニュアルを作成する必要がある。<br>また、災害発生時に提供可能な民間賃貸住宅が把握されていないことから、提供可能な民間賃貸住宅の具体的なリストを作成する必要がある。 | ○  |
| <b>【地域コミュニティの強化】</b>                                 |  |  |    |
| 2  | <b>&lt;地域防災力の向上・コミュニティ再生&gt;</b><br>地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、住民参加による防災訓練を開発している。  | 地域コミュニティの希薄化により、地域防災力の低下が懸念されることから、地域コミュニティの再生、自助・共助を軸とした地域防災力の向上が急務である。   | ○  |
| 3  | <b>&lt;地域コミュニティの強化&gt;</b><br>地域防災力の要となる自主防災組織は、地域コミュニティとの関係が深く、有機的なつながりがあることから、その中心となる部落会の基盤強化に取り組んでいる。   | 少子高齢化や個人の価値観の変化などに加え、地域における人口減少が進んでおり、地域活動の担い手不足が大きな課題となっているため、自助・共助の中心となる部落会の基盤強化・活性化に取り組んでいく必要がある。                               | ○  |
| 4  | <b>&lt;農山漁村の活性化&gt;</b><br>「農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる」との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付、その一環として地域力の再生を実現するための取組を推進している。       | 人口減少が進む中、農山漁村が有する自然・景観・文化などの地域資源を将来に引き継いでいくためには、自立した農林漁業の確立を図りながら地域コミュニティ機能の維持・再生に取り組んでいく必要がある。                                    | ○  |
| 5  | <b>&lt;地域コミュニティを牽引する人材の育成&gt;</b><br>現時点では、地域コミュニティが機能していることから、地域コミュニティをけん引する人材育成の取組は行っていない。   | 今後、少子高齢化や人口流出に伴い地域コミュニティを支える人材が高齢化し、後継者不足になることも懸念されるため、将来的に地域コミュニティを支える後継者を確保するとともに、リーダーの育成に取り組んでいく必要がある。                          | ○  |
| 6  | <b>&lt;地域を支えるリーダーの育成&gt;</b><br>チャレンジ精神、豊かな発想力、広い視野を持って、起業・創業、経営革新、地域おこしに果敢に挑戦していく人材の育成とネットワークづくりを図るため、著名な講師による講演やワークショップなど「あおり立志挑戦塾」の取組を実施している。 | 地域コミュニティ維持・活性化のためには、地域の核となるリーダーを育成する必要があるが、リーダーの数を増やすこと、人材のスキルを挙げるとともに継続的な取り組みが必要である。  | ○  |

| 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】  |  |        |               |                |
|---|--|--------|---------------|----------------|
| 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、応急仮設住宅の確保や防災ボランティア等の受入態勢の整備を図る。 |  |        |               |                |
| 重点項目  | 対応方策<br>(今後必要となる取組・施策)   | 取組主体   | 重要業績評価指標(参考値) | 担当課            |
|   | 災害発生時に、より迅速に応急仮設住宅を供給するため、県と連携して整備マニュアルの手法について学ぶとともに、関係団体と連携して災害発生時に提供可能な民間賃貸住宅のリストアップについても今後検討する。                                     | 県<br>村 |               | 防災安全課<br>建築住宅課 |
|   | 地域単位での新しい形の訓練を構築・実施し、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図る。  | 県<br>村 |               | 防災安全課          |
|   | 災害発生時における共助を支える地域コミュニティの強化に向けて、引き続き、地域における取組を支援し、自主的・主体的な活動の促進を図る。   | 村      |               | 防災安全課          |
|   | あおり環境公共推進基本方針に基づき、公共事業のプロセスに、農林漁業者はもとより地域住民の参加を促進し、水路の泥上げや草刈りなどの作業を通じて、こうした多様な主体(地区環境公共推進協議会)の参加の下で、自ら行えることは自ら実施していくことにより、地域力の再生を実現する。 | 県<br>村 |               | 農林畜産課<br>水産課   |
|   | 災害時には地域コミュニティにおける共助が重要な役割を果たすため、地域コミュニティを支える後継者の確保やけん引するリーダーの育成に取り組む。  | 村      |               | 防災安全課          |
|   | 地域コミュニティの維持・活性化を担う地域の核となるリーダーの育成に向けて、今後も継続して「あおり立志挑戦塾」を開催する。   | 県      |               |                |

| 事前に備えるべき目標   |  |  |    |
|--|--|--|----|
| 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する                  |  |  |    |
| リスクシナリオ  |  |  |    |
| 6-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響 |  |  |    |
| 番号   | 現在の取組・施策   | 脆弱性評価  | 再掲 |
| <b>【風評被害の発生防止】</b>                                 |  |  |    |
| 1  | <b>&lt;正確な情報発信による風評被害の防止&gt;</b><br>当村の農産物・畜産物・水産物の安全・安心をアピールするため、県が実施している放射性物質のモニタリング結果を情報提供している。                       | 災害時の風評被害は、正しい情報が伝わらないことで起こることから、風評被害の軽減及び発生防止のため、正確かつ速やかな情報発信を行う体制の構築が必要である。   |    |
| 2  | <b>&lt;安全・安心な生産・流通システムの構築&gt;</b><br>生産から流通、加工に至る過程での高度な品質・衛生管理により、消費者の信頼を得ることが風評被害の防止につながることから、安全・安心な生産システムの構築に取り組んでいる。 | 災害発生に伴う風評被害を防止するためには、日ごろから安心・安全性を積極的にPRし、物流・販売関係者や消費者との強固な信頼関係を構築しておく必要がある。<br>また、生産・流通・加工に関わる関係者と連携・協力しながら、安全・安心な生産システムの構築に取り組んでいくとともに、積極的な情報発信により農産物・水産物の認知度向上を図っていく必要がある。 |    |
| 3  | <b>&lt;風評被害の軽減対策&gt;</b><br>東日本大震災時には、県産品の安全性を確認するとともに、消費者の信頼を確保するため、放射性モニタリング調査を実施し、県のホームページに公表している。                    | 災害発生等により風評被害が発生した場合には、直ちに正確な情報を発信するなど被害軽減のための活動を実施し、速やかに風評被害を根絶する必要がある。  |    |

| 【リスクシナリオを回避するための対応方針の概要】  |  |      |               |              |
|---|--|------|---------------|--------------|
| 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響を防ぐため、平時より県産品に関する正確な情報を発信する体制の整備や、物流関係者との信頼関係の構築等を図る。 |  |      |               |              |
| 重点項目  | 対応方針<br>(今後必要となる取組・施策)   | 取組主体 | 重要業績評価指標(参考値) | 担当課          |
|   | 災害発生時における風評被害の防止に向けて、正確かつ速やかな情報発信を行う体制を構築するとともに、引き続き、放射性物質モニタリング調査結果の情報提供を実施する。                      | 村    |               | 防災安全課        |
|   | 災害発生時の風評被害防止に向けて、生産・流通・加工に関わる関係者と連携・協力しながら、安全・安心な生産システムの構築に取り組んでいくとともに、積極的な情報発信により、農産物・水産物の認知度向上を図る。 | 村事業者 |               | 農林畜産課<br>水産課 |
|   | 災害発生等による風評被害が発生した場合には、平時において構築された情報発信・連携体制を最大限に活用して早急に正確な情報を発信し、風評被害を根絶する。                           | 県村   |               | 農林畜産課<br>水産課 |